

平成19年版 流山市環境白書



利根運河
利根運河ウォーク



流山おおたかの森駅
グリーンフェスティバル



南流山小学校
学校ビオトープ



野々下水辺公園

目 次

1	はじめに	1
2	平成18年度の環境ハイライト	3
1)	流山市の豊かな自然：利根運河	3
2)	グリーンチェーン戦略の着実な進展	4
3)	市制施行 40 周年記念事業「環境シンポジウム流山」	5
4)	自然環境功労者大臣表彰	5
5)	流山市のホタルを育てる（市民の取組を紹介します）	5
6)	流山の道路をきれいで安全にしよう（ボイ捨て防止キャンペーンを行いました）	6
7)	流山市の環境を考える（イベントなどが開催されました）	6
8)	つくばエクスプレスを中心とした公共交通網の構築	7
9)	旧清美園の再整備事業	7
3	環境施策の基本方針	8
1)	計画の目標	8
2)	計画の期間	8
3)	計画の対象範囲	8
4	推進体制	8
1)	推 進	8
2)	研 修	9
3)	進行管理	9
5	環境行動計画の実施状況	10
1)	環境行動計画及び実施状況の概要	10
2)	環境行動計画の実施状況	13
6	地球温暖化対策実行計画の実施状況	57
1)	地球温暖化対策実行計画の概要	57
2)	地球温暖化対策実行計画の実施状況	57
7	地球温暖化対策地域推進計画の実施状況	63
1)	地球温暖化対策地域推進計画の概要	63
2)	地球温暖化対策地域推進計画の実施状況	63
8	流山市の環境の状況	67
1)	環境政策	67
2)	大気環境の状況	71
3)	水質の状況	74
4)	地盤・土壌	76
5)	騒音・振動・交通量	79
6)	生活環境	85
7)	廃棄物とリサイクル	88
8)	市役所の率先的な活動	92
9)	環境関連条例	97
9	流山市の概要	112
1)	市の情報	112
2)	市役所の情報	112
3)	人口と世帯	113
4)	環境に係る組織と体制	114

1 はじめに



流山市環境白書は、昨年から刊行し、今回で2回目となります。

環境白書は、環境行動計画（平成17年度策定）の進行状況を管理するとともに、本市の環境の現状と前年度の実績を評価し、それを受けた翌年度の計画等をまとめた総合的な情報資料となるものです。

今年は、世界各地から洪水、干ばつなどの出来事や国内でも記録的猛暑、集中豪雨など辛いニュースを頻繁に耳にする機会が増えたのではないかと思います。

また、ノーベル平和賞にはドキュメンタリー映画「不都合な真実」などで地球温暖化問題の啓発活動を展開した元米副大統領のアル・ゴア氏と130カ国の研究者約3,000人が参加し、地球温暖化と人類の活動の因果関係を広く知らしめたIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が受賞しました。今や地球温暖化問題は私たちの生存基盤を揺るがす問題として、世界へ警鐘された出来事であったと考えます。

来年7月には、日本で洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化問題が主要議題の一つになる予定です。「京都議定書」において、日本に義務付けられた温室効果ガスの平成24年までの削減目標6%についても、達成することが難しい状況にあると言われております。国は、その対策の確実な実施と追加対策の具体化を必要とし、その一つとして地域における先進的な取組の促進が重要であるとしております。

このような中、本市では平成17年度に策定しました環境行動計画を踏まえ、「水・緑・歴史の豊かさをみんなの力で未来に伝えるまち・流山」の実現を目指す取組を着実に推進するため、市が実施する全ての事業を、環境への配慮を基本として取組むようシフトできる仕組づくりを検討してまいりました。さらに今年1月には、「健康都市宣言」を行い、人の健康を維持する基本的要素として、良好な環境を一つの柱としました。

具体的には、ヒートアイランドの抑制や快適な住環境づくりに必要な緑の連鎖をめざすグリーンチェーン認定制度の拡大、持続可能な交通システムへの転換を目的としたぐりーんバスルートの増設、さらには、本年7月から環境負荷の低減可能な住宅設備設置に対する奨励事業として、「地球にやさしい住宅設備設置奨励金事業」を始動したほか、市役所の環境行動を適正に進行管理するための環境マネジメントシステム導入準備など、環境に配慮した施策を計画的に進めてまいりました。

こうした取組を市民・事業者の皆様にお示し、本書を通じて、多くの方々が流山市の環境に対する関心を深められ、ひいては自らの積極的な環境行動にお役立ていただければ幸いです。

平成19年12月

流山市長 井崎義治

【本書の作成趣旨】

本市では、環境保全に関する基本理念や指針を定めた「流山市環境基本条例」を平成 13 年に制定し、その具現化に向けた環境保全に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための「流山市環境基本計画」を平成 17 年 7 月に策定しました。

この「流山市環境基本計画」の実効性の確保と、世界的な課題である地球温暖化対策を推進するため、平成 18 年 3 月に次の 3 つの計画を策定しました。

- ◆ 流山市環境行動計画
- ◆ 流山市地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化！市役所アクションプログラム）
- ◆ 流山市地球温暖化対策地域推進計画（ストップ温暖化！ながれやま計画）

これらの計画の中では、それぞれ達成しようとする目標を定め、計画を進めていくこととしており、いわゆる PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Act：見直し）に基づく進行管理を行うこととしています。

このように的確な進行管理を行っていくことで計画を着実に推進することはもとより、計画に定めた環境施策の実施状況や目標の達成状況などを総合的にとりまとめた年次報告書として「環境白書」を発行します。「環境白書」の公表は、市役所が取組を進めるだけでなく、市民のみなさんや事業者のみなさんとの情報の共有を図り、市民のみなさんや事業者のみなさんとの連携による取組の促進を目的としています。

2 平成18年度の環境ハイライト

1) 流山市の豊かな自然: 利根運河

- ✓ 明治23年に通水した利根運河は、利根川と江戸川を結ぶ内陸の航路として建設されました。丘陵台地を切り開いて建設した開水路型の運河としては国内最長の内陸運河です。現在は、運河としての役割を終え、豊かな水辺空間を作り出しています。

(右: 利根運河 ぐるっと流山 30)



(左: 利根運河の花ごよみ ぐるっと27)

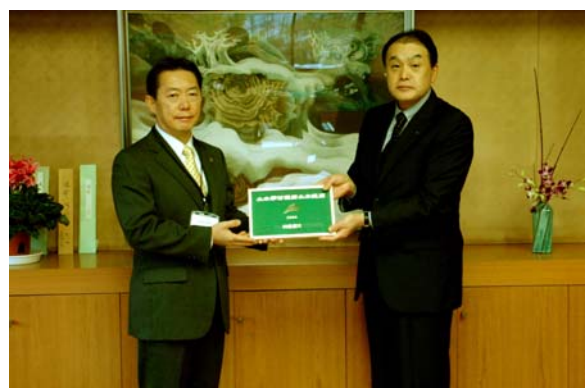
- ✓ 平成18年には土木学会の選奨土木遺産や、美しい日本の歴史的風土準100選に選ばれるなど、再評価が進んでいます。
- ✓ 利根運河では、「利根運河自然体験ウォーク」などのイベントや「花ごよみ」の作成など、豊かな自然を活用した取組が行われています。

- 選奨土木遺産

平成12年度に土木学会が創設。他に、関門トンネル（在来線用）（下関市、北九州市）、千葉県水道局栗山配水塔（松戸市）など

- 美しい日本の歴史的風土100選

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の施行40周年を記念し、「美しい日本の歴史的風土100選」を選定。準100選とは100選に次ぐものとして選定。他に、成田山新勝寺・門前の街並み（成田市）、柴又帝釈天及び周辺の街並み（葛飾区）など



(上: 土木遺産の認定証)

2) 流山グリーンチェーン戦略の着実な進展

- ✓ 流山市では、7月14日に「流山市グリーンチェーン認定」第1号認証を、戸建て街区の「流山市西平井・鰭ヶ崎地区17街区(13画地)」と、集合住宅の「流山市新市街地地区一体型特定土地区画整理事業施工地区内A4街区1画地」の2事業に行いました。これを含め、平成18年度末までに戸建街区3件、集合住宅4件、商業・業務3件の認定を行いました。



(上:流山市グリーンチェーン認定式 ぐるっと25)

(下:流山グリーンフェスティバル2006 ぐるっと23)



- ✓ 緑豊かなまちのすばらしさを広くアピールするため、ゴールデンウィークに花と緑と音楽の祭典「流山グリーンフェスティバル2006」が、流山おおたかの森駅南口広場で行われ多くの来場者で賑わいました。「花と緑と音楽の祭典」と銘打たれた流山グリーンフェスティバルは、会場に花絵が飾られた「花」、尾瀬のミズバショウと散策路が再現されたコーナーや流山グリーンチェーン戦略が紹介されたコーナーな

どの「緑」、ジャズのステージなどの「音楽」を堪能できるイベントとなりました。このイベントは産学官民が連携した、流山グリーンフェスティバル実行委員会が主催しました。

- ✓ また、高校生や大学生が、猛暑の続く8月19日には、徒歩や自転車で流山おおたかの森駅周辺や流山セントラルパーク駅周辺で温度環境のモニタリングを行いました。この調査は、環境省の「地域の熱環境改善構想」適用第1号として、市が江戸川大学社会学部と協働で行っているものです。これらの調査をとおして、緑の効果を把握することとしています。



(上:熱環境調査 ぐるっと27)

3) 市制施行 40 周年記念事業「環境シンポジウム流山」

- ✓ 12 月 3 日に、市内 14 の環境団体や事業所、江戸川大学と市との協働により、市制施行 40 周年記念事業として「環境シンポジウム流山」をリサイクルプラザ・プラザ館とほっとプラザ下花輪で開催しました。
- ✓ 環境シンポジウム流山では、「オオタカとともに暮らす里山のまち・流山」をテーマに、オオタカ保護基金の遠藤孝一さんの講演会やパネル展示、自然観察会やガレーセール、低公害車の展示など盛りだくさんのイベントを行い、多くの市民に参加していただきました。



4) 自然環境功労者大臣表彰

- ✓ 流山市において、生態系ネットワークの確保の観点から、自然観察の森を実現させる活動を展開し、準絶滅危惧種のオオタカなどの生息する森の保全を目指した県立森林公園の設立などに結実した成果が認められ、NPO さとやま理事長の恵良好敏さんが 4 月 28 日に新宿御苑 100 周年記念式典の席上、平成 18 年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰の「保全活動部門」で表彰を受けられました。



(上:市長を表敬訪問 ぐるっと 23)

- 恵良好敏さんは、昭和 18 年（1943）福岡県生まれ。環境カウンセラー（市民部門）。千葉県鳥獣保護員。NPO さとやま代表など。

5) 流山市のホタルを育てる(市民の取組を紹介します)



(上:駒木台ホタル池 幼虫の放流会 ぐるっと 24)

- ✓ 流山市では、豊かな自然を守るための活動として、ホタルの幼虫の放流などが行われています。
- ✓ NPO ホタル野では、新川耕地ホタル野田んぼに、5 月 5 日に会員の方などが育てたヘイケボタルの幼虫の放流を行ったり、7 月 29 日にはホタルの鑑賞会を企画したりしています。
- ✓ 駒木台ホタル池では、ホタル池をつくる会主催のホタル幼虫の放流会が 5 月 14 日に行われました。会員の方が育てたホタルの幼虫の放流会も今年で 4 回目を迎え、少しずつ成虫のホタルが飛び交う様子が見られるようになってきました。

6) 流山の道路をきれいで安全にしよう(ポイ捨て防止キャンペーンを行いました)

- ✓ 5月25日早朝より、東武野田線江戸川台駅前で市長や環境部長らが路上喫煙禁止やポイ捨て防止などのキャンペーンを行いました。市では、タバコなどのポイ捨てを防止し、人の集まる地域での路上喫煙の安全上の問題を解決するため、「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」を制定し、市内の生活環境美化を図っています。

- ✓ 対象とする区域は、JR とつくばエクスプレスが乗り入れる南流山駅周辺と東武野田線江戸川台駅周辺を「路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域」に指定してい

ます。重点区域での路上喫煙は全面的に禁止し、重点区域内での路上喫煙違反者やポイ捨て行為者に対しては、必要な指導や勧告を行い、従わない場合は、2000 円の過料を徴収することとしています。なお、平成 19 年 3 月 2 日に環境審議会より、流山おおたかの森駅周辺を重点区域に追加する答申を頂きました。このことによって、4 月以降は市内 3 駅が重点区域となります。



(上:ポイ捨て防止キャンペーン ぐるっと 24)

7) 流山市の環境を考える(イベントなどが開催されました)

- ✓ 流山市で平成 18 年に開催された主な環境に関するイベントなどを紹介します。

- 市民環境講座「温暖化で地球はどうなるの?消費者の視点で考える」

9 月 30 日に、リサイクルプラザ・プラザ館で「温暖化で地球はどうなるの?消費者の視点で考える」と題した市民環境講座が行われ、約 80 人が地球温暖化の問題点やその防止策を学びました。温暖化防止ながれやまが主催しました。基調講演では、「地球をまもれるかしこい消費者とは」と題し、講師の手づくりによる教材を使った楽しい講演会が行われました。

- 記念植樹「CO₂ ダイエット宣言記念植樹(流山おおたかの森駅)」

市内の 2 箇所で「CO₂ ダイエット宣言」によって、CO₂ ダイエット宣言実行委員会(環境省、経済産業省など)から贈られたキンモクセイの苗木の植樹が行われました。



(上:流山おおたかの森駅記念植樹 ぐるっと 23)

- 地元企業との接点を探るフォーラム「まちネット流山」



2 月 3 日にリサイクルプラザ・プラザ館で、地元企業の環境への取組などを聞いて、市民団体との接点を見出そうとする集いが行われました。市民団体のひとつ「まちネット流山」が主催した第 5 回まちネットフォーラムです。市民団体関係者など約 50 人が活発な質疑や意見交換などを行いました。

(左:温暖化で地球はどうなるの? ぐるっと 28)

8) つくばエクスプレスを中心とした公共交通網の構築

- ✓ 流山市は隣接する柏市とともにつくばエクスプレス沿線地域を中心として、国土交通省から環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業の対象地域として選定されております。
- ✓ E S Tモデル事業は、「国土交通省環境行動計画モデル事業」の一環で、鉄道をはじめ、バス等の公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通の実現を目指す先導的な地域の取組です。
- ✓ 当該地域において、つくばエクスプレス開業に伴う総合的な公共交通機関の利用促進を図ることを目標としているため、過度な自家用車利用の抑制を図り、鉄道やバス等の利用促進対策を行っています。
 - ESTとは、「Environmentally Sustainable Transport」の頭文字で、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の少ない「環境的に・持続可能な・交通」の実現を目指す取組のこと。



（上：つくばエクスプレス）



（上：ぐりーんバス）

9) 旧清美園の再整備事業

- ✓ 東深井・こうのす台地区の旧清美園には、廃止した旧焼却施設と現在稼働中のし尿処理施設があります。共に老朽化が進んでいることから、その取り扱いについて、流山市廃棄物対策審議会の答申を踏まえ、旧清美園再整備事業の計画を進めていくこととしました。
- ✓ そこで、平成 18 年度から敷地内の調査を実施し、事業計画を策定しました。
- ✓ まず、焼却施設については、平成 19 年度からダイオキシン類対策を十分に施し、建屋等を密閉にしたうえで解体工事を安全に実施します。
- ✓ その後、有機性廃棄物リサイクル施設として、剪定枝と 1 日あたり 56 キロリットルのし尿・浄化槽汚泥等を併せて処理する施設である汚泥再生処理センターを建設します。
- ✓ この施設では、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図ると共に、循環型社会形成に対応し、環境に配慮した資源再生が可能な施設の構築を目的としています。
- ✓ 具体的には、し尿・汚泥を処理するのみならず、剪定枝のチップ化、堆肥化等による再利用を図ると共に、脱水汚泥は、助燃剤として安定的に処理します。
- ✓ また、周辺の環境に与える負荷が少なくなるように臭気、騒音、振動、排水などに最大限配慮し、周辺と調和した緑が豊富な施設にし、平成 22 年度の稼働を目指しています。

3 環境施策の基本方針

1) 計画の目標

流山市では、環境基本計画（平成17年7月策定）の中で将来のめざす環境像に「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を掲げ、これを実現するための4つの基本目標を定めました。

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山

基本目標1 (循環)
循環型社会をめざすまちづくり

基本目標2 (共生)
身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり

基本目標3 (快適)
生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり

基本目標4 (環境保全活動)
環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり

図 3-2-1 計画の目標

2) 計画の期間

流山市環境行動計画は、計画期間を平成17(2005)年度～平成21(2009)年度までの5ヶ年を第1期とし、平成22(2010)年度～平成26(2014)年度を第2期とします。

3) 計画の対象範囲

環境問題全般の行動計画である「流山市環境行動計画」、市役所の温暖化対策である「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム」、市全体の温暖化対策である「ストップ温暖化！ながれやま計画」の3つの計画が、役割分担を行いながら、本市の環境を守っていきます。

計画名	対象課題	対象者
流山市環境行動計画	環境問題全般	市・(市民)・(事業者)・(滞在者)
ストップ温暖化！市役所アクションプログラム (流山市地球温暖化対策実行計画)	地球温暖化問題	市
ストップ温暖化！ながれやま計画(流山市地球温暖化対策地域推進計画)	地球温暖化問題	市民・事業者・滞在者・(市)

4 推進体制

1) 推進

◆ 庁内体制 ◆

庁内には「流山市環境行政推進協議会」を設置し、環境施策に関する調整、進行管理、点検・評価等を行うことにより、環境行動計画の推進を図ります。

また、この協議会のもとには、環境行動推進統括者や環境行動推進責任者、環境行動推進員などを配置して、計画を推進しています。

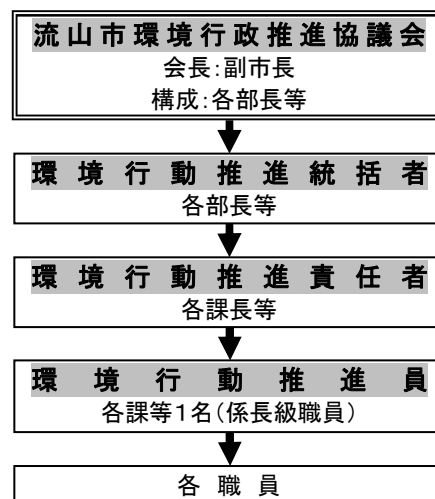


図 4-1 推進体制

◆ 市民・事業者との連携 ◆

環境行動計画の推進にあたっては、市民や事業者のみなさんとともに力を合わせて事業を推進します。

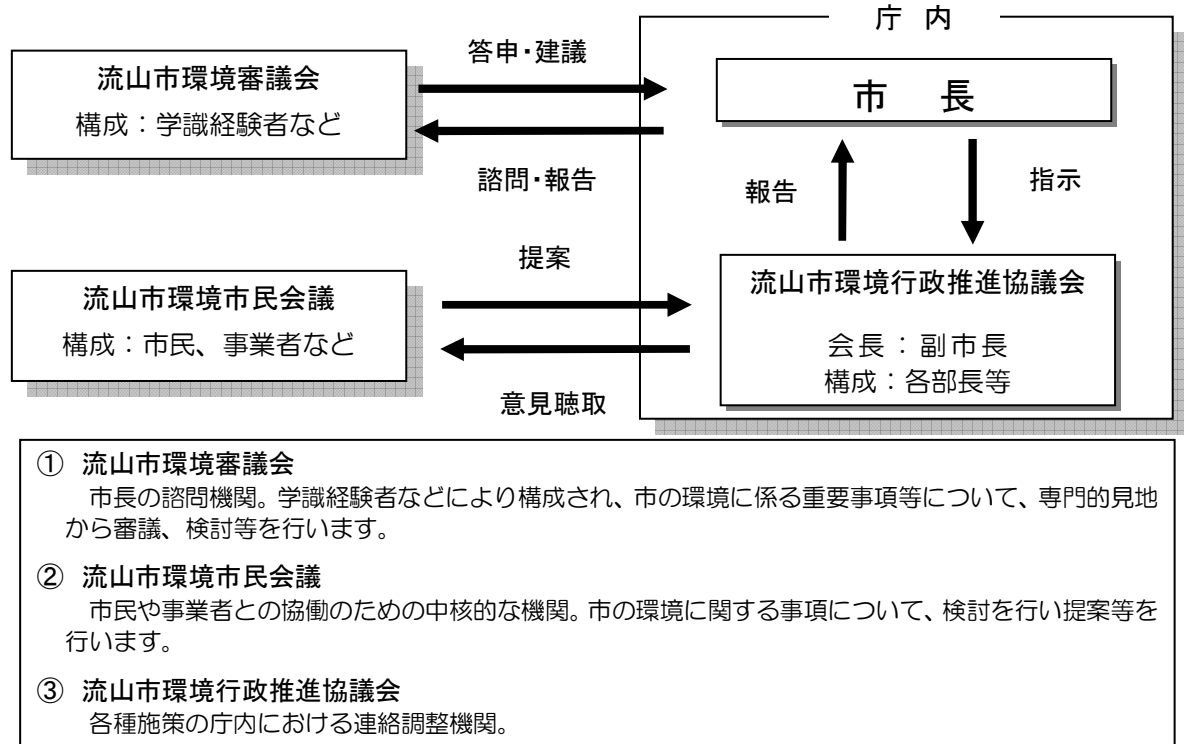


図 4-2 環境行動計画の推進体制(環境基本計画より)

2) 研 修

職員の環境に対する意識を高めると同時に、具体的な実践方法への理解を深めることを目的に、環境研修等を行うことにしています。平成 18 年度は次の会議を実施しました。

- ◆ 環境行政推進協議会
- ◆ 環境白書の説明
- ◆ 温暖化の取組状況を報告

3) 進行管理

環境行動計画を確実に推進することを目指して、計画の進捗状況を毎年把握し、その結果を公表することとしました。

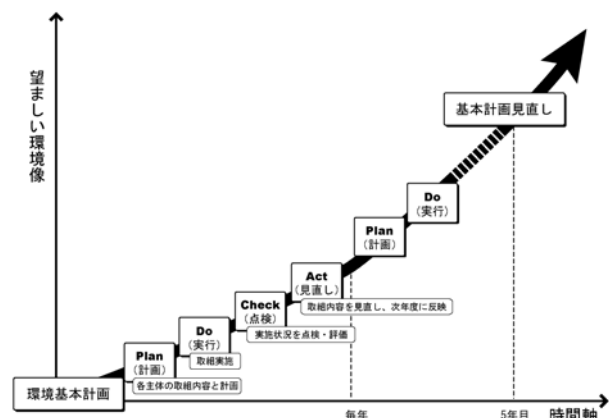


図 4-3 環境行動計画の進行管理イメージ(環境基本計画より)

5 環境行動計画の実施状況

1) 環境行動計画及び実施状況の概要

① 環境行動計画の概要

流山市では、望ましい環境像である「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」を実現するために、環境を4つの側面からみた基本目標を設定しました。これらの目標達成を図るために、ひとつの基本目標について3～4の基本的施策を設定し、さらに、ひとつの基本的施策につき2～5の個別施策を定めています。図5-1に示したように、これらは望ましい環境像を実現するためにピラミッドのように体系化されています。個別施策ひとつひとつの実践が、基本的施策の実現につながり、基本目標の達成、ひいては望ましい環境像の実現へとつながっていきます。

環境行動計画では、ここに示した個別施策を、どの部署が、具体的に何を実践していくのかを示しています。

② 環境行動計画の実施状況の概要

環境行動計画では、特に重点的かつ先導的・横断的に取り組むべき行動をリーディング・プランとしてまとめました。リーディング・プランは流山市の地域特性や早急に対応が必要な環境問題などを踏まえて定めたもので、環境行動計画の「大きな柱」のようなものです。

そこで、ここでは、リーディング・プランの実施状況の概要を示します。

1 地球温暖化問題への積極的な対応

排出量が増加の傾向にある家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、子ども向けのエコ・チェックノート(環境家計簿)を作成しました。さらに、企業の地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の認証を促進しました。市内では2件の認証取得があったほか、認証取得を促進するため自治体イニシアティブ制度のPRを行いました。

このほか、太陽光発電などの新エネルギーの利用を促進するための住宅設備導入に対する支援制度の設立を準備しました。

2 循環型社会を目指した5R促進

ごみの減量やリサイクルの推進など5Rを進めるため、ごみ問題について考えるケロクルミーティング(ごみ出前講座)やリサイクルに関する各種体験講座を開きました。

タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨てを減らすため、「路上喫煙防止及びポイ捨て防止条例」を改正し、重点区域に指定した南流山駅と江戸川台駅の周辺を中心に本格的な運用をはじめました。

3 身近な緑の保全と創造

つくばエクスプレス沿線での豊かで価値ある緑の創出を目指した流山グリーンチェーン戦略に基づく、「流山市グリーンチェーン認定」に戸建て街区の「流山市西平井・鰭ヶ崎地区 17 街区（13 画地）」と、集合住宅の「流山市新市街地地区一体型特定土地区画整理事業施工地区内 A4 街区 1 画地」の 2 つの事業を含め、戸建街区 3 件、集合住宅 4 件、商業・業務 3 件が認定されました。さらに、グリーンチェーン戦略を市全体に拡大し、市内の緑の創出に努めていくこととしました。

市内の優れた自然環境を有する利根運河の整備を進めるため、市制 40 周年記念事業の一環として桜の植樹を行いました。

4 きれいな水環境の回復

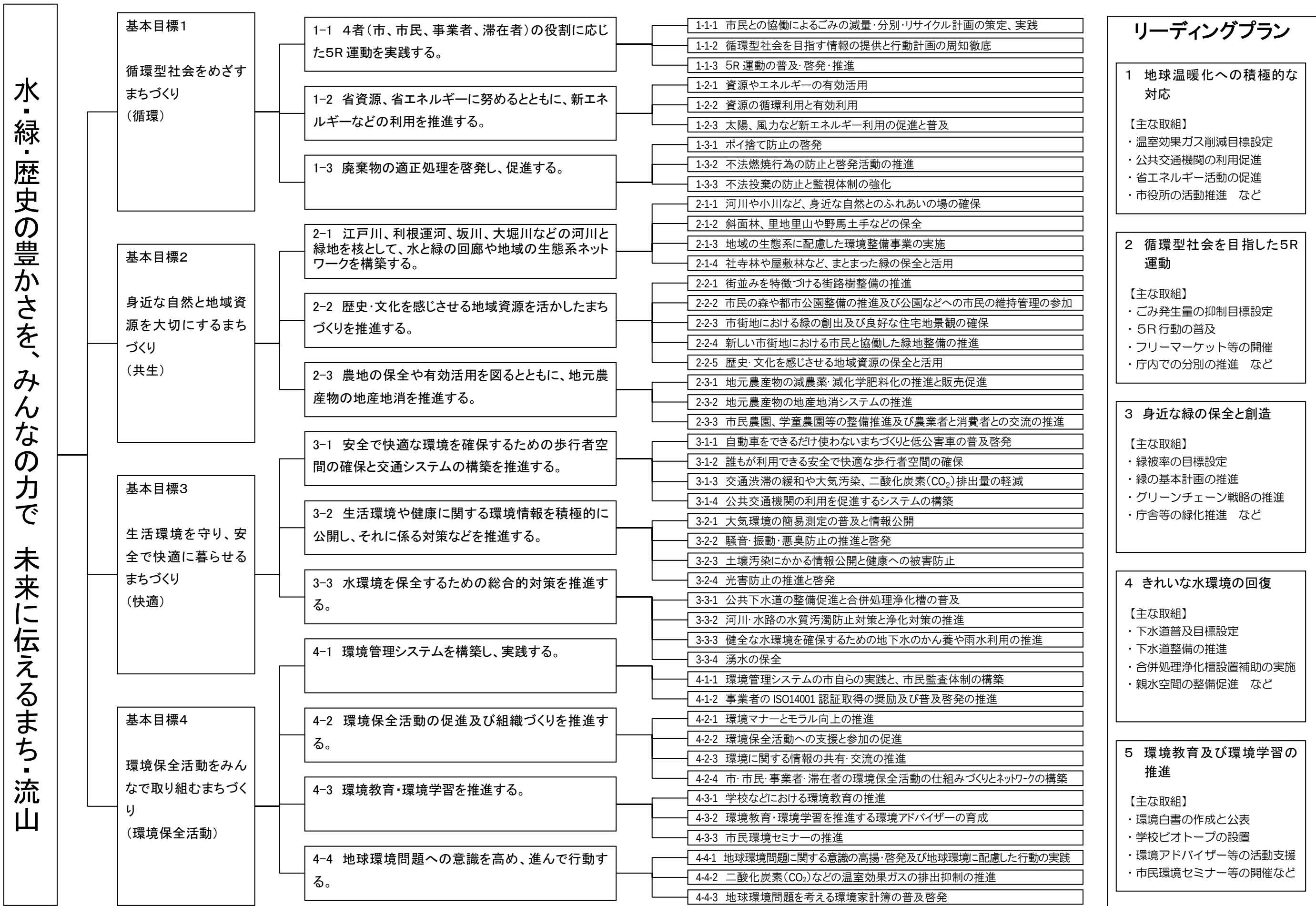
きれいな水環境の回復を目指して設定した下水道普及目標の達成を図るため、下水道整備を進めています。その結果、下水道普及率は向上しました。また、下水道の未整備区域では合併処理浄化槽の設置をすすめる補助制度の実施によって促進しています。

その他、老朽化した旧清美園の再整備を進めるため、流山市廃棄物対策審議会の答申を踏まえ、整備計画の策定を推進します。

5 環境教育及び環境学習の推進

市制 40 周年記念事業の一環として、市内の環境団体、事業所、大学と市との協働により「環境シンポジウム流山」を開催し、多くの市民が参加しました。

また、常盤松中学校、八木北小学校、八木南小学校、東小学校の 4 校に学校ビオトープを整備しました。これにより、現在市内小中学校 11 校に学校ビオトープが整備されたことになります。その他、市内の大学と連携して水質調査、熱環境調査などを行っています。



2) 環境行動計画の実施状況

環境行動計画では、望ましい環境像の実現に向けた4つの基本目標の達成のために、13の基本的施策と45の個別施策を定めました。ここでは、環境指標の推移と併せて、環境行動の平成18年度の実施状況と平成19年度の実施予定を示します。(担当課名は、平成19年度現在としています。環境政策課(旧環境保全課)、みどりの課(旧公園緑地課)、安心安全課(旧生活安全課))

基本目標 1 循環型社会をめざすまちづくり

1-1 4者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動¹を実践する。

平成18年度は、リサイクルプラザ・プラザ館でのリサイクル体験講座や5R運動の情報提供、生ごみ処理器やマイバッグの普及啓発活動などをおして5R運動を推進しました。集団回収量は増加の傾向にありますが、1人1日あたりごみ発生量や最終処分量は、毎年度増えていく傾向にあります。現在の取組を継続する他、ごみの発生抑制を啓発して目標の達成を図ります。

表 5-1 環境指標①

項 目	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
1人1日あたりごみ発生量 (g/人・日)	999	1,022	1,024	975	ごみ処理基本計画
資源化率 (%)	33	31	30	33	
集団回収等 (t/年)	9,399	9,581	9,665	9,626	
最終処分量 (t/年)	1,162	1,812	2,281	775	
生ごみ肥料化容器補助件数 (件)	210	257	248	400	
マイバッグ持参率 (%)	3.9	7.0	7.0	10(H20)	

1-1-1 市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践

◆ リサイクル団体への支援を推進します。……………リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
自治会、子ども会、老人会、PTAの団体及び回収業者(現在4社)に対し、回収量に応じ団体への報償金、業者への奨励金を支給するなどリサイクル活動の支援を実施します。	リサイクル推進課	・リサイクル団体及び回収業者に対し、回収量に応じて団体への報償金、業者への奨励金を支給し、リサイクル活動を支援しました。このリサイクル活動(集団回収等)による回収量は9,581t/年(H17)から9,665t/年と横ばい状態です。 ・実施団体数が181(H17)から183に増加しました。	・引き続き、リサイクル活動協力事業として支援を行うとともに、実施団体数の増加に努めます。

1 5R運動：ごみを減らすための5つの取組であるReduce(リデュース：ごみを減らす)、Reuse(リユース：再利用する)、Refuse(リフューズ：ごみになるものを買わない)、Recycle(リサイクル：再生利用する)、Rule(ルール：決まりを守る)の頭文字をとって、5R運動として展開しています。

◆ 循環型社会をめざすため、ごみの回収方法に係る検討を行います。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
ごみ収集日が祝日に当たり家庭からごみを排出できない世帯への配慮として、祝日に収集するための業務を収集運搬業者に委託することで、ごみを適切かつ衛生的に処理します。	クリーン推進課	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託により実施しました。	・ごみの祝日収集を収集運搬業者への委託による実施を継続します。
ごみの有料化、手数料の見直しを検討します。	リサイクル推進課	・近隣市の動向を調査し、有料化の必要性等を検討しました。	・H19.6 に環境省が「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定したことにより、今後はこの手引きに沿ってごみの有料化を検討します。

◆ 生ごみ肥料化容器などの購入者に購入費の一部を支援します。..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金交付要綱に基づき、購入者への支援を行います。	リサイクル推進課	・生ごみ処理器の購入補助制度を実施しました。 ・当制度の補助基数は 248 基であり、昨年と同程度でした。 ・新たに助成した 248 基の処理器による生ごみ発生抑制量は、1年間に約 38 トンと推定されます。	・発生抑制の効果が大きいことから以下のような PR により、引き続き利用拡大に努めます。 ①ケロクミーティングにおける PR ②常設の展示コーナーの設置 ③生ごみ肥料化講座の実施 ④イベントにおける PR

1-1-2 循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底

◆ リサイクル製品の使用を促進します。..... 管財課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
グリーン購入法 ² に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課	・事務用消耗品等を購入する際、環境配慮商品の購入を実施しました。	・引き続き、消耗品や機器等を購入する際には、リサイクル製品や環境配慮製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。
	環境政策課	・環境省主催の研修会に出席し、グリーン購入を導入する上での課題点等の整理を行いました。	・前年度の研修及び先進事例を参考に、グリーン購入を導入するための指針を作成します。



2 グリーン購入法：循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（グリーン購入法）が制定されました。

1-1-3 5R 運動の普及、啓発、推進

- ◆ 広報やホームページなどで、5R 運動に関する情報を提供します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
5R 運動を分かりやすく解説した資料を作成し、様々な媒体を通じてその情報を提供します。	環境政策課	・ホームページで5R 運動の情報を提供し、意見の募集を行いました。(意見なし) ・子ども向けエコ・チェックノート(環境家計簿)に5R 運動を分かり易く解説し、ごみの問題と関連付けて掲載しました。	・6月の環境月間に合わせ、5R 運動の解説と意見の募集を広報を活用して行います。
5R 運動を進めるモニターを置き、その活動情報を提供します。	環境政策課	・ホームページで5R 運動の情報を提供し、意見の募集を行いました。(意見なし)(再掲) ・広報でモニターを募集することを決め、その準備を進めました。	・小学生のクリーンセンター施設見学会で、子ども向けエコ・チェックノートを説明、配布し、5R 運動の普及啓発を行います。 ・6月の環境月間に合わせ、5R 運動推進モニターの募集を広報を活用して行います。
マイバック運動を推進し、レジ袋の使用減少に努めます。	リサイクル推進課	・市民・事業者と一体となったマイバック普及運動を展開するため、商工会等と連携を図りました。また、リサイクル推進店の説明時やケロクルミーティングにおいて PR をしました。	・引き続き、市民・事業者と一体となったマイバック普及運動を展開するため、商工会をはじめ市民に情報提供を図ります。
ガレージセール(フリーマーケット)を開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット情報を発信します。	リサイクル推進課	・環境シンポジウムに合わせて、市主催のガレージセールをクリーンセンターで実施しました。また、ホームページ上で地域におけるフリーマーケット情報を提供しました。	・フリーマーケット情報の集約化を目指します。 ・廃棄物減量等推進員を活用した情報収集を行うとともに、ホームページにフリーマーケット情報を掲載します。
「家庭ごみの出し方」について広く市民の理解を求めため、ごみ収集曜日カレンダーを作成し、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページで広報します。	クリーン推進課	・ごみ収集曜日カレンダーを作成し、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページに掲載しました。	・ごみ収集曜日カレンダーを作成し、各世帯に配布するとともに、その情報をホームページに掲載します。
ごみパンフレット(外国版)を作成し、その活用を図ります。	クリーン推進課	・ごみパンフレット(外国版)を作成し、活用しました。	・ごみパンフレット(外国版)を継続して作成し、活用します。

◆ 市民のリサイクル意識の向上を図ります。…………… リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
施設見学会、ポスターコンクール、各種講座、ごみ出前講座を開催し、ごみ問題への関心を高めることで意識向上の啓発に努めます。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ事業として、リサイクル体験講座、自転車、家具の修理再生品販売、施設見学会などを実施しました。 ・リサイクル体験講座は、生ごみ堆肥づくり、布のリサイクル、紙すき、石けんづくり等を実施しました。参加者数は 460 人(H17)から 648 人に増加しました。 ・修理再生品の家具の販売方法を変更したため、販売点数が、120 点(H17)から 236 点に増加しました。 ・自主講座等の利用者が、1,508 人(H17)から 3,859 人に増加しました。これは、利用開始から4年目を迎え、公の施設として周知されてきたためと考えられます。	・本計画の「大量廃棄、大量リサイクルからの脱却」という基本方針や 3R という理念を広めるため、施設見学や修理品再生提供の他、次の事業を実施します。 ①ケロクルミーティング：職員が地域に出向いてごみ問題について市民と一緒に考えるケロクルミーティング(ごみ出前講座)を実施します。 ②体験講座：草履づくり教室などの人気講座の開催数を増やすとともに、低年齢層対象の環境教育の重要性から、それらを対象とした講座の充実と新規講座の開催を図ります。 ③3R 月間特別企画：3R 月間の 10 月に外部から講師を招き 3R の推進に係る講座を開催します。

◆ 庁内のリサイクルを徹底します。…………… 管財課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
庁内の資源回収を月 2 回実施するとともに、5R 運動を展開し、ごみの減量に努めます。	管財課	・不燃物のごみとペットボトルやプラスチックごみの分別徹底を図り、リサイクルを推進しました。	・引き続き、ごみ分別と庁内のリサイクルを徹底します。
	リサイクル推進課	・紙類の増加により、公共施設資源物回収量が 179t/年(H17)→186t/年と増大しました。	・市役所自らごみ減量・資源化のリーディングカンパニーとなるべく、庁内各課に設置した環境行動推進員を活用し、資料の削減や紙の裏面利用の徹底などごみの減量に努めます。

1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。

子ども向けの環境家計簿であるエコ・チェックノートの作成や新エネルギー等の導入に対する助成制度として企業立地優遇の中で「環境配慮型設備設置費助成金制度」の制定を行いました。また、つくばエクスプレスを中心とした公共交通網の整備や公共交通機関の利用促進を図りました。なお、公共交通機関利用者数はつくばエクスプレス開通によって年間 900 万人程度増えました。

表 5-2 環境指標②

項 目		平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
公共交通機関 利用者数	鉄道 (万人)	2,056 (H15)	2,043 (H16)	2,989 (H17)	2,500	総合都市交通策 定調査目標値
	ぐりーんバス(千人)	-	51	213	500	流山市公共交通 体系策定調査 (H16)
クリーンセンター発電量 (kWh)		12,298,800	12,824,479	13,137,763	13,000,000	クリーン推進課算 定
クリーンセンター熱利用量 (MJ)		37,964 万	39,917 万	41,580 万	38,969 万	クリーン推進課算 定
市域の電気使用量 (MWh)		510,015 (H15)	536,364 (H16)	495,719 (H17)	504,577	流山市地球温暖 化対策地域推進 計画

備考：() は当該年度のデータを入力できない場合に、入手したデータの年度を示します。

1-2-1 資源やエネルギーの有効活用

◆ 省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換を促す啓発を進めます。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
地球温暖化対策の中で情報をまとめ、その情報を提供します。	環境政策課	・ストップ温暖化！ながれやま計画の策定、壁面緑化の推進、環境白書の発行を広報に掲載しました。また、温室効果ガスの排出状況や家庭でできる温暖化対策を具体的に掲載しました。 ・子ども向けエコ・チェックノートに家庭でできる主な行動の温室効果ガスの削減と使用料金の節約額を明確にして作成しました。 ・「チームマイナス6%への取組」と「エコライフのおすすめ」をホームページで情報提供しました。	・6月の環境月間に合わせ、子ども向けエコ・チェックノートの概要を広報に掲載し、家庭でできる温暖化の取組を啓発します。 ・子ども向けエコ・チェックノートを公共施設やクリーンセンター見学会で配布し、温暖化の取組を促すものとして提供します。 ・「チームマイナス6%への取組」、「エコライフのおすすめ」と子ども向けエコ・チェックノートをホームページで情報提供します。
省エネ機器の導入(買い換え)の情報をまとめ、その情報を提供します。	環境政策課	・環境シンポジウムの中で電気、ガスを使用した省エネ機器のほか、風力発電、地熱発電、燃料電池など新エネルギーの普及も啓発する展示会を実施しました。 ・トップランナー基準³に基づく機器の導入を啓発するポスターを掲示しました。	・市民版エコ・チェックノート(環境家計簿)を作成します。その中で、省エネ、新エネ設備のCO₂削減効果と家計費の節約額を分かりやすく示して、ライフスタイルの転換を促します。 ・トップランナー基準に基づく機器の導入を啓発するポスターを掲示します。

³ トップランナー基準：省エネ基準などを、市場に出ている機器の中で最高の効率レベルに設定することです。

◆ 庁内のオフィスタイルを省エネルギー型に転換します。…………… 人事課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
夏期のクールビズ、冬期のウォームビズ ⁴ を積極的に導入し、省エネ型のオフィスタイルを総合的に促進します。	環境政策課	・クールビズ、ウォームビズの実践を含めオフィスの省 CO ₂ 化への取組を体系的に点検するチェックシートを利用し、各課単位で毎日の実践をチェックして温暖化対策を総合的に推進しました。	・オフィスの省 CO ₂ 化への取組を体系的に点検するチェックシートを利用し、各課単位で毎日の実践をチェックして温暖化対策を総合的に推進します。
	人事課	・夏期クールビズ(6月1日から9月末日まで、室温設定 28 度、軽装励行)、冬期ウォームビズ(冬期の室温設定 20 度、厚着励行)を実施しました。	・夏期クールビズ(6月1日から9月末日まで、室温設定 28 度、軽装励行)、冬期ウォームビズ(冬期の室温設定 20 度、厚着励行)を継続して実施します。

◆ 公共交通機関の充実とその利用を促進します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内の公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域にグリーンバスを試行運転します。	都市計画課	・ルート延伸(江戸川台東)し利用地域の拡大を図りました。 ・増便(江戸川台東、松ヶ丘)し、利便性の向上を図りました。 ・平成19年3月に西初石ルートの運行を開始し、現在4ルートで運行しています。	・本格運行に向けて評価を実施します。

◆ コージェネレーション⁵など効率的なエネルギー利用を促進します。…………… 企画政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
今後の施設整備にあたっては、コージェネレーションシステムなど、効率的なエネルギー利用方式の導入を検討します。	企画政策課	・施設整備計画等における省エネルギーなどに配慮しました。	・施設整備計画等における省エネルギーなどに引き続き配慮することを検討します。

4 クールビズ・ウォームビズ：京都議定書の目標である温室効果ガス排出量6%削減、これを実現するための国民的プロジェクトとして「チームマイナス6%」が立ち上げられました。この中で、夏涼しく、冬暖かい省エネルギー型のビジネススタイルとして提案されました。

5 コージェネレーション：発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行う効率の良いエネルギー供給システムのことをいいます。エネルギー利用効率を最大で80%まで高めることができます。

1-2-2 資源の循環利用と有効利用

◆ バイオマス⁶を活用した発電、燃料としての利用について検討します。

..... 企画政策課、農政課、環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
庁内に(仮称)バイオマス利活用検討委員会を組織し、検討します。	企画政策課	・先進地の事例等を関係課に提供するとともに、検討課題の調整について担当課の業務を支援しました。	・引き続き、先進地の事例等を関係課に提供するとともに、検討課題の調整について担当課の業務を支援します。
	環境政策課	・新エネルギーの普及を推進する観点から、先進地の事例を収集しました。	・引き続き、先進地の事例を収集します。
	リサイクル推進課	・廃棄物対策審議会において、バイオマス資源に関する議論を行いました。	・引き続き、廃棄物対策審議会において、バイオマス資源に関する議論を深めるとともに関係者による検討を行います。
市が直接処理することが適当なバイオマス資源(し尿及び浄化槽汚泥、剪定枝等)をリサイクルするための施設整備を進めます。	リサイクル推進課	・有機性廃棄物リサイクル施設(汚泥再生処理センター)の整備を進めるため、旧清美園の環境等調査及び敷地内調査等を実施し、基本計画を策定しました。	・平成22年度移転の予定で施設の建設を進めてまいります。

◆ ごみ焼却施設で発生する熱を有効に活用します。..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
クリーンセンターに隣接する敷地にごみ焼却施設からの余熱を利用して、地域の生活の向上、周辺環境との調和、地域コミュニティの場の提供など市民の健康や福祉の増進に寄与するための施設を整備します。	リサイクル推進課	・ごみ焼却の余熱を利用した温浴施設等を備えた下花輪福祉会館「ほっとプラザ下花輪」をオープンしました。(平成18年4月) 浴室利用者数 55,691 人 ・社会福祉課に管理を引き継いだところです。	・引き続き、ごみ焼却施設からの余熱を、「ほっとプラザ下花輪」に供給します。
ごみ焼却時に発生する熱を有効に活用し、クリーンセンターで消費する電気使用量の一部を賄います。	クリーン推進課	・ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施しました。	・引き続き、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、発生蒸気を使い発電を実施します。

6 バイオマス：生物由来の資源をエネルギー資源として利用することをいいます。間伐材などの木質バイオマスを燃料として発電を行ったり、植物などから石油代替成分を抽出したり、家畜ふん尿などのメタン発酵による燃料化などの利用方法が進められています。

1-2-3 太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及

◆ 公共施設では省エネルギー型機器や新エネルギーの導入を推進します。

..... 管財課、企画政策課、教育総務課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
グリーン購入法に基づくグリーン購入計画を策定し、リサイクル製品を含むグリーン製品の購入を促進します。	管財課	・低排出ガス車を 15 台導入しました。	・引き続き、公用車を含めて機器等を購入する際には、リサイクル製品を含む省エネルギー型機器等の導入を検討します。
	環境政策課	・環境省主催の研修会に出席し、グリーン購入を導入する上での課題点等を整理しました。(再掲)	・前年度の研修及や先進事例を参考に、グリーン購入を導入するための指針を作成します。(再掲)
検討委員会で環境配慮車の導入方針を決定します。	管財課	・環境配慮車としてLPGガス車を 1 台導入しました。(新規導入車両 19 台中)	・引き続き、環境配慮車の導入を検討します。
小山小学校をエコ・スクールとしてPFI 方式を導入して移設します。	企画政策課	・施設整備担当課の業務を支援し、事業の進展を図りました。	・引き続き、施設整備担当課の業務を支援し、事業の進展を図ります。
	教育総務課	・エコ・スクールに関して、要求水準書に盛り込み、入札を実施しました。 ・審査会における応札業者の提案書の審査を経て、当該提案を採用し、仮契約を締結しました。	・PFI 事業者と本契約を締結し、基本設計、実施設計を行い建築確認申請書が提出されております。同申請が認可され次第工事着工を予定しています。

◆ 新エネルギーに関する情報を収集・整理し、提供します。..... 商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
地球温暖化対策の中で、太陽光、風力、太陽熱等の新エネルギーに係る情報を収集し、提供します。	商工課	・企業立地優遇制度の中で環境配慮型設備設置費助成金の情報を市ホームページに掲載し、利用を推進しました。	・環境配慮型設備設置費助成金制度の利用を推進します。
	環境政策課	・太陽光、太陽熱などの地球温暖化対策に貢献できる住宅設備導入を奨励する支援制度の創設準備を進めました。 ・新エネルギーのホームページを作成し、啓発しました。	・地球にやさしい住宅設備設置奨励事業を実施し、太陽光発電、太陽熱温水器等を導入する市民に対して奨励金を交付します。 ・地球にやさしい住宅設備設置奨励事業の実施状況をまとめ、ホームページやパネル展示を利用しCO ₂ の削減効果について情報提供します。 ・市民版エコ・チェックノートを作成し、その中に太陽光発電等のCO ₂ 削減効果と光熱水費の削減額を具体的に掲載します。

1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。

不法燃焼行為指導件数は昨年度から大きく減りました。一方で、不法投棄件数は増えていく傾向にはあります。路上喫煙の禁止やポイ捨て防止を強化するための条例が本格的に始動し、重点区域内ではキャンペーンの成果によって、タバコのポイ捨てが減ってきています。その他にも不法投棄防止のための啓発や指導、パトロールなどを継続して行い、廃棄物の適正処理を促進します。

表 5-3 環境指標③

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
不法燃焼行為指導件数 (件)	20	52	33	10	環境政策課算定
不法投棄件数 (件)	500	532	525	300	環境政策課算定

1-3-1 ポイ捨て防止の啓発

◆ ポイ捨て防止対策を強化します。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
路上喫煙を禁止します。	環境政策課	・10月1日から、重点区域内においての喫煙は禁止となり、指導・勧告に従わない場合は、過料を徴収することとしました。 ・指導啓発のパトロールは、10月～3月の期間で、実施した日が115日、朝の啓発指導が18日、夜の啓発指導が7日でした。 ・指導・啓発を行った人数は368人、うち指導・勧告に従った人数358人(10人は逃走)でした。 ・メール等の苦情・要望件数は31件でした。	・啓発指導が大切なことなので、19年度においても、路上喫煙監視指導員による、啓発指導を各駅において行います。 ・流山おおたかの森駅周辺の整備が終わったところから啓発指導等を行います。
ポイ捨て防止重点区域の指定を拡大するなど、ポイ捨て防止対策を強化します。	環境政策課	・路上喫煙監視指導と合わせて行いました。	・今年度も引き続き、路上喫煙監視指導と合わせて行います。

◆ 販売所などに空き缶などの回収ボックスを備えるように指導します。

…………… 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課、商工課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
商工会を通じて、設置者に対し指導します。	リサイクル推進課 環境政策課 商工課	・販売所等でのリサイクルを推進するため、商工会等と連携し、リサイクル協力店を増加できる制度の見直しを検討し、19年度から家電回収協力店も対象とするリサイクル推進店という新たな制度としました。	・リサイクル推進店として認定数の増加をめざします。
事業活動に伴って排出される事業系のごみは、排出者が責任を持って処理するよう指導します。	リサイクル推進課	・一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じて、適正な処理がなされるよう指導しました。	・引き続き、一般廃棄物収集運搬の許可業者を通じた、適正な処理に関する指導を実施します。
	クリーン推進課	・事業系ごみの搬入時に、産業廃棄物の混入の有無等についてチェックしました。	・事業系ごみについては、今後も適正に搬入されるよう、厳しくチェックします。

◆ 効率的な収集運搬とクリーンセンターの適正な運転管理をします。

..... リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
リサイクル館による破碎、選別、圧縮等により、資源化率の向上に努めます。	クリーン推進課	・プラスチック類について、搬出先から異物が混入しているとの指摘があり、リサイクル館での選別作業の強化を図りました。	・リサイクル率を向上するには、分別の徹底が必要であるため、パンフレット等あらゆる機会を使って、市民に分別の必要性をアピールします。 ・廃棄物減量等推進員を通じて分別排出の徹底を指導します。
ごみの分別を徹底することにより、効率的なごみの収集・運搬及び施設の安全管理に努めます。	リサイクル推進課	・廃棄物減量等推進員、リサイクル実施団体責任者を通じて分別の徹底を図りました。	・引き続き、廃棄物減量等推進員、リサイクル実施団体責任者を通じての分別の徹底を図ります。

1-3-2 不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進

◆ 広報紙などで不法投棄や屋外焼却防止の啓発を行います。 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
広報紙、ホームページなどで不法投棄、屋外焼却行為の禁止の啓発を行います。	環境政策課	・広報ながれやま、ホームページで不法投棄防止や野焼きの禁止等を周知しました。 ・環境美化推進員にも不法投棄防止の協力を呼びかけました。	・広報ながれやま、ホームページで不法投棄防止や野焼きの禁止等を周知します。
	クリーン推進課	・ごみステーションに出された不適切なごみにイエローカードを貼付し、一定期間収集を見合せ、適正化を図りました。	・引き続き、イエローカードによる指導を徹底するとともに、その状況を廃棄物減量等推進員に周知し、適正な分別排出の指導を依頼します。

1-3-3 不法投棄の防止と監視体制の強化

◆ 循環型社会形成推進基本法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。

..... リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
広報紙などを通じ、市民に適正な処理を啓発することで、各種リサイクル法に基づく適正な資源化を促進し、不法投棄の減少を図ります。	リサイクル推進課	・各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発しました。	・引き続き、各種リサイクル法に基づき適正な処理が行われるようパンフレット等により啓発します。

◆ ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを強化します。 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化充実を図り生活環境の保全に努めます。	環境政策課	・不法投棄及び撤去回収等のパトロールを行いました。 ・236 日間のパトロールと撤去回収等を行い、可燃ゴミ 7.57t、不燃ゴミ 72.9t、産業廃棄物 18.26tの回収がありました。	・引き続き、不法投棄及び撤去回収等のパトロールを行っています。
夜間パトロールを実施します。	環境政策課	・年末の不法投棄が増える12月に行いました。	・不法投棄の増える時期に夜間パトロールを行います。

- ◆ 不法投棄の多発地点には看板や車の侵入を防ぐポールなどを設置し、再発防止に努めるとともに、市民の協力意識を高めます。…………… 環境政策課、道路管理課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
不法投棄防止の看板設置や不法投棄されないような対策を、市民の協力とともに不法投棄防止に努めます。	環境政策課	・不法投棄禁止の看板を作成し、発生場所や設置希望者に配布しました。 ・広報ながれやまにて注意を促しました。	・今年度も不法投棄禁止の看板を作成して、啓発を行います。 ・土地所有者に管理の徹底と注意を促します。
市民団体によるパトロール、通報制度を構築します。	環境政策課	・環境美化推進員に地域の監視を依頼しました。	・引き続き、環境美化推進員及び自治会へ地域の監視を依頼していきます。
不法投棄頻発箇所マップを作成し、関係者に配布、重点的なパトロールを行います。	環境政策課	・不法投棄パトロール及び撤去回収事業から、頻発箇所に対し看板等を設置するなど、パトロールを重点的に行いました。	・頻発箇所のパトロールの強化を行います。
不法投棄の多発地点には、車両の停止防止の柵を設置します。	道路管理課	・東初石 1 丁目地先、常磐自動車道周辺緑地の一部、不法投棄物件撤去の上、当該管理者に対応を依頼しました。 ・平方地先、市道 213 号線の水路側残地部に境界ブロック設置、盛土処理し、花壇としました。	・道路パトロールや情報提供等により現地確認の上、フェンス等の現況に応じた措置を実施します。

- ◆ 不法投棄防止のため、休耕田や空き地などの適切な管理を指導します。
…………… 農政課、環境政策課、農業委員会、消防本部

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
休耕田や空地の適正管理を推進し、不法投棄されない環境作りを推進していきます。	農政課	・休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施しました。なお、保全管理水田については、年2回除草を実施しました。	・引き続き、休耕田の保全管理実施水田に対する助成(奨励金の交付)を実施します。なお、保全管理水田については、年2回除草を実施します。
	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。
青草時、不法投棄や農作物への病害虫の発生防止の点から所有者に対し適切な管理を指導します。	環境政策課	・空地に繁茂する雑草対策として、地権者に対し文書で依頼しました。(251 件) ・上記地権者のうち希望者に草刈業者を斡旋しました。	・引き続き、空地の土地所有者に対して文書で依頼します。 ・業者斡旋を NPO 法人まで広げていきます。
	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りの指導を継続します。
枯草時、防火の点から所有者に対して適切な管理を指導します。	消防本部	・住宅地内の空地所有者に対して、繁茂している枯草の処理について適切に指導しました。(188 件)	・住宅地内の空地所有者に対して、繁茂している枯草の処理について適切に指導します。

基本目標 2 身近な自然と地域資源を大切にすまち

2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。

環境指標では、ほとんどが昨年度と変化がなかったのに対して、自然環境の豊かさを実感する市民が大幅に増えました。平成 18 年度は、市制 40 周年記念事業として「環境シンポジウム」を開催したり、利根運河への桜の植樹などの利活用の促進など、流山市の豊かな自然環境の保全の啓発を行うとともに、自然とのふれあいの促進に努めました。

表 5-4 環境指標④

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
自然環境に配慮した河川整備延長 (km)	20.7	20.7	20.7	22.0	河川課算定
生態系に配慮した道路整備延長 (km)	32.0	32.5	32.8	33.1	道路建設課算定
緑等の自然環境の豊かさを実感している市民の割合 (%)	69.6	69.6	82.7	70.0	施策目標値
緑被率 ⁷ (%)	42.2(H15)	42.2(H15)	42.2(H15)	35.0(H31)	緑の基本計画
緑地率 ⁸ (%)	13.6(H15)	13.6(H15)	13.6(H15)	20.0(H31)	
一人あたりの都市公園面積 (m ² /人)	5.2(H15)	5.2(H15)	5.16	10.0(H31)	

2-1-1 河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保

◆ 自然環境に配慮した河川整備を進めます。……………河川課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
大堀川、宮園調整池を自然環境に配慮した形で整備します。	河川課	・新市街地地区において、施工者の都市再生機構が大堀川を環境資源として利用した整備を進めました。 ・宮園調整池にクリーンローターを設置し、水質浄化に努めました。	・引き続き、新市街地地区の大堀川で環境資源として利用した整備を進めます。 ・その上流の市管理部分については、浸水対策としての整備を緊急に実施します。 ・宮園調整池については、地元の意見を聞きながら修景等のあり方について検討し実施計画を作成します。 ・アオコ対策として、ジェットポンプを設置します。

7 緑被率：市域に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹林地、草地、田畑、水面など緑に覆われた土地を指します。

8 緑地率：市域に占める緑地の割合。緑地とは、都市公園、公共施設緑地、地域制緑地（生産緑地地区）などを指します。

◆ 魚や昆虫、水鳥などが生息できるよう水域や水辺の保全・再生に努めます。

..... 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
動植物生息生育調査について検討します。	環境政策課	・ホテルの生息調査を行う環境団体の支援を行いました。 ・環境シンポジウムの中で、オオタカの生息状況が報告されたほか、野鳥と植物の自然観察会を実施しました。 ・利根運河の生態系を保全する環境団体が調査してまとめた「花ごよみ」の発行を支援しました。	・引き続き、動植物の生息生育調査を行う環境団体の活動を支援します。
斜面樹林、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	みどりの課	・（仮称）ふるさと緑の会の設立の準備をしました。	・（仮称）ふるさと緑の会の設立に向け引き続き準備します。

◆ 自然とふれあうマナーについての啓発や、ふれあい方の調査・研究活動を進めます。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館、公民館等において、自然環境にふれあう活動を進めます。	環境政策課	・公民館と環境団体共催の農業体験講座（米、野菜づくり）について後援しました。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を会場に実施した環境シンポジウムの中で、オオタカ、里山、農業についてパネルディスカッションが行われたほか、身近な自然に触れる野鳥、植物の観察会が実施されました。	・市民環境講座で、身近な緑を守るをテーマに参加者の意見交換会を開催します。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を会場に実施する環境シンポジウムでは、身近な自然に触れる観察会を実施します。また、パネル展示会では、環境団体が写真等を使って身近な自然の様子を報告します。

2-1-2 斜面林、里地里山や野馬土手などの保全

◆ 地域の歴史・文化的資源などとこれらを取り巻く自然環境の適切な保全と活用を進めます。

..... 商工課、環境政策課、みどりの課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	商工課	・利根運河を活用した観光地づくり推進事業による整備成果を活用したPRや自然体験ウォーク等のイベントを実施しました。	・利根運河を魅力的な首都圏の観光スポットとして定着させるためのPRやイベント等の事業展開をしていきます。
	環境政策課	・利根運河の生態系を保全する環境団体が調査してまとめた「花ごよみ」の発行を支援しました。（再掲） ・利根運河ウォーキング大会及び写真展を後援し、保全の啓発を推進しました。	・環境シンポジウムの中で、環境団体が利根運河の保全を啓発するパネル展示を行います。
	みどりの課	・市制施行 40 周年記念事業として利根運河に桜を植えました。	・利根運河や古墳が存する東深井地区公園等の周知に努めます。
流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・流山市立博物館で企画展「ちよつと昔の暮らし」を開催し、自然と共生してきた暮らしについても紹介しました。（平成 18 年 10 月 1 日～11 月 26 日）	・流山市立博物館で企画展「ちよつと昔の暮らし」を開催し、自然と共生してきた暮らしについても紹介します。（平成 19 年 10 月 2 日～11 月 25 日）

2-1-3 地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施

- ◆ 生態系に配慮した、道路などの施設整備に努めます。…… みどりの課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
多自然型の河川改修がなされた富士川の河川残地2か所をポケットパークとして整備し、花畑を育成して河沿いの散策の興趣を加えるとともに休憩スポットとして活用します。	みどりの課	・平成21年度以降に実施する予定です。	・平成21年度以降に実施する予定です。
里道 ⁹ などの道路については、立地環境や住民の需要に応じ歩行者の散策等を主眼とした形態で整備を行う選択を加えます。	道路管理課	・野々下3丁目地先における里道について、利用者の要望を受け、階段等を設置しました。(道路建設課にて施工)	・地元の要望等を踏まえ、現場精査・検討の上、必要に応じた整備をしていきます。
道路整備にあたっては、可能な限り植栽を取り入れた整備を推進し、大気汚染防止対策、地球温暖化防止に努めます。	道路建設課	・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備しました。(延長 300m)	・街路樹の植栽が予定される道路の整備を準備します。(都市計画道路3・3・28号(146m)) ・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備します。(延長 300m)
歩道部の道路舗装にあたっては透水性舗装を施工することにより、大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好な状態に保持させます。	道路建設課	・歩道整備にあたって、透水性舗装を施工しました。(江戸川台小学校前、都市計画道路3・5・22号)	・常磐自動車道流山IC付近の物流センター開発で透水性舗装の歩道が整備される予定です。

- ◆ 緑や水の連続性に配慮した、動植物の生息・生育環境の保全・創出に努めます。

…… 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
絶滅危惧種 ¹⁰ オオタカが営巣する森の主要部を県立市野谷の森公園としてNPOや市民と協働して保全します。	環境政策課	・オオタカの保全活動を進めている環境団体を通じて、情報を収集しました。 ・オオタカの住む街・流山をテーマにした環境シンポジウムを開催し、オオタカと人が共存する環境について考えました。 ・子ども向けエコ・チェックノートのマスコットにオオタカを使用し、オオタカの保全を啓発しました。	・オオタカの保全活動を進めている環境団体を通じて、情報を収集します。 ・市民版エコ・チェックノートのマスコットにオオタカを使用し、オオタカの保全を啓発します。
	みどりの課	・県立市野谷の森公園の整備事業費の一部を流山市が負担しました。(県立市野谷の森公園整備事業負担金)	・県立市野谷の森公園の整備事業費の一部を流山市が負担します。(県立市野谷の森公園整備事業負担金)
斜面樹林、民間緑地の保全策の推進と拡充を行います。	みどりの課	・斜面樹林の保全協定の締結に努めました。	・前ヶ崎の斜面樹林についても、保全協定の締結を行います。

9 里道(りどう)：高速道路、国道、県道又は市道以外の道路法の適用のないその他の認定外道路のひとつで、公図上に表示されている赤道(あかみち)などとも呼ばれます。

10 絶滅危惧種：乱獲、密猟、環境破壊、生態系の破壊、異常気象などさまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種のことをいいます。我が国の絶滅のおそれが高い野生生物を環境省がレッドリストとして公表しているほか、千葉県でも同様にレッドデータブックを作成しています。

2-1-4 社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用

- ◆ 市内のまとまった緑を守るため、里地里山などの保全について市民の意識啓発をします。
 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
基金を積み立てて公園緑地の買取り等に備えるとともに、緑化推進の普及啓発を図ります。	みどりの課	・緑豊かなふるさと流山を実現するため、公園や緑地の整備等に要する費用を「緑の基金制度」(昭和61年12月設立)で積み立てました。(平成18年度末積立金121,082,718円)	・引き続き、借地公園等の買取りに備えるとともに、緑化推進事業の充実に当てるため、緑の基金制度での積み立てを行います。
利根運河堤防に桜を植栽して緑の大切さを理解してもらうとともに、緑の保全について推進を図ります。	環境政策課	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援しました。	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。
	みどりの課	・市制40周年の記念事業の一環として、市民参加による桜植栽事業を実施しました。	・利根運河の桜の適正な管理に努めます。

- ◆ 地域の自然や歴史・文化とのふれあいの場の提供を進めます。
 環境政策課、みどりの課、生涯学習課、博物館

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
野馬土手、社寺林、利根運河などにおいて、地域の特性を生かした自然環境へのふれあいを提供します。	環境政策課	・利根運河の生態系を保全する環境団体が調査してまとめた「花ごよみ」の発行を支援しました。(再掲) ・利根運河ウォーキング大会及び写真展を後援し、利根運河の保全を啓発しました。(再掲)	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。(再掲)
	みどりの課	・市制施行40周年記念事業として利根運河に桜を植えました。	・利根運河の桜の適正な管理に努めます。(再掲)
(再掲)野馬土手、社寺林、利根運河などの内容や歴史を明らかにして市民に知らせ、保全する必要性を啓発します。	環境政策課	・利根運河の生態系を保全する環境団体が調査してまとめた「花ごよみ」の発行を支援しました。(再掲) ・利根運河ウォーキング大会及び写真展を後援し、利根運河の保全を啓発しました。(再掲)	・利根運河をフィールドにして活動する環境団体の活動を支援します。(再掲)
	みどりの課	・市制施行40周年記念事業として利根運河に桜を植えました。	・利根運河や古墳が存する東深井地区公園等の周知に努めます。(再掲)
(再掲)流山の過去の自然環境や自然と共生してきた過去の人々の暮らしをとりあげた展示会を開催したり、図書の刊行を行います。	博物館	・流山市立博物館で企画展「ちよつと昔のくらし」を開催し、自然と共生してきた『くらし』についても紹介しました。(平成18年10月1日～11月26日)	・流山市立博物館で企画展「ちよつと昔のくらし」を開催し、自然と共生してきた『くらし』についても紹介します。(平成19年10月2日～11月25日)

2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。

平成 18 年度は、グリーンチェーンの第 1 号認証が行われ、本格的な緑のまちづくりがスタートしたところです。また、景観法に基づく景観行政団体として、景観計画の策定と景観条例の制定に向けた取組をはじめめています。このように、流山市の歴史や文化を感じることでできる景観づくりを進めていきます。

表 5-5 環境指標⑤

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
街路樹整備延長 (km)	28.1	29.1	30.3	31.8	市総合計画(実施計画)
緑道整備延長 (km)	0	0.12	0.12	0.36	
山林借り上げ面積(か所数) (ha)	20ヶ所 13.6ha	18ヶ所 12.6ha	18ヶ所 12.6ha	22ヶ所 14.1ha	
緑化ボランティア参加者数 (人)	0	112	152	300	

2-2-1 街並みを特徴づける街路樹整備の推進

- ◆ 植樹帯や街路樹の整備をはじめ、沿道空間の整備を図り、緑豊かな都市空間の創出を推進します。
..... まちづくり推進課、西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所、みどりの課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
枯損した街路樹を撤去して新たに植栽することにより、都市の代表的な緑として景観を保ちます。	みどりの課	・青田地先にユリノキ 11 本、マテバシイ 10 本を植栽して、市街地の緑である街路樹による快適な都市空間を創出しました。(街路樹整備事業)	・引き続き、「都市の緑軸」として都市計画道路等への街路樹植栽を行います。
西平井・鰯ヶ崎地区区画整理地区のイメージを形成する施設として配置される幅 7m の流水緑道の整備工事を実施します。	西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所 みどりの課	・流水緑道を整備しました。(延長 120m)	・流水緑道の中に位置する街区公園の整備を行います。
大堀川左岸の北千葉導水管埋設上部の平場に桜並木を整備し、風致の向上を図るとともに整備済の柏市区間と合わせ、一帯を桜の名所とします。	みどりの課	・平成 21 年度以降に実施する予定です。	・平成 21 年度以降に実施する予定です。
「宅鉄法 ¹¹ 」に基づき、当地域の既存緑地を活用した良好な居住環境を有する住宅地として整備し、公共施設の整備改善とともに宅地の利用増進を図ります。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区において良好な住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進しました。	・引き続き、つくばエクスプレス沿線整備 4 地区において、良好な住環境を有する住宅地を整備する土地区画整理事業を推進します。
幹線道路の整備においては、街路樹等の植栽を配し、景観の向上等うるおいのある道路空間の形成を図ります。	道路建設課	・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備しました。(延長 300m)	・街路樹の植栽が予定される道路の整備を準備します。(都市計画道路3・3・28号(146m)) ・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備します。(延長 300m)
道路の整備にあたっては、歩道等の幅員確保を図りつつ、可能な範囲で街路樹の整備を推進します。	道路建設課	・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備しました。(延長 300m)	・(再掲)街路樹の植栽が予定される道路の整備を準備します。(都市計画道路3・3・28号(146m)) ・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において、街路樹を整備します。(延長 300m)

11 宅鉄法：都市計画に関する法律の一つで、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の略称です。首都圏等の大都市地域において、土地区画整理事業における鉄道用地の集約換地を可能にする等の特別措置を行い、大量の住宅地の円滑な供給を目的に制定された法律であり、つくばエクスプレスはこの法律に基づいて建設されました。

2-2-2 市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加

- ◆ 地域住民との連携協力により、市民の森や地域の特色のある公園づくりを推進します。

..... みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備します。	みどりの課	・市民の森として 18 か所、12.6ha を借り上げるとともに、それらの除草、清掃、安全点検を行いました。	・引き続き、市民の森として市が借り上げるとともに、適正な維持管理を行います。

2-2-3 市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保

- ◆ 自治会管理の花壇に草花の配布や緑化に関する講習会の開催、ガーデニングコンテストなど、緑化意識の啓発を推進します。..... みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
ガーデニングコンテストをすることなどにより、緑の大切さを理解してもらうとともに緑化の推進を図ります。	みどりの課	・第5回ガーデニングコンテストを、7月11日から21日まで市役所市民ギャラリーで開催しました。ガーデン部門、ポケットガーデン部門、緑の街並み部門の3部門で合わせて、46点の作品を展示しました。	・引き続き、第6回ガーデニングコンテストを開催します。

2-2-4 新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進

- ◆ 地域特性を活かした景観形成に努めるため、景観形成に関する市民活動への支援や啓発を推進します。..... 都市計画課、まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
景観法に基づく景観行政団体 ¹² へ移行したうえで、景観計画の策定及び景観条例を定め、地域特性を活かした景観形成に努めるとともに、景観に関する NPO や市民団体への活動の支援等景観形成の推進を図ります。	都市計画課	・流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に発刊しました。 ・景観法に基づく景観行政団体に平成18年6月1日付けでなりました。 ・景観計画の策定及び景観条例の制定に向け取り組みました。	・景観計画の策定及び景観条例の制定を目指します。
	まちづくり推進課	・土地区画整理法第76条における建築行為等の申請者に対し、流山市グリーンチェーン戦略への協力を求めました。	・市内金融機関と流山市グリーンチェーン認定制度に係る物件について金利優遇の取り決めを交わします。

- ◆ ヒートアイランド現象を緩和する緑化によるまちづくり「グリーンチェーン戦略¹³」を推進します。

..... まちづくり推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
各開発について緑化の量と質に関する評価を行い、優良事業に認証マークを発行する事業認証制度「緑の価値指標」を導入することにより、緑（グリーン）の価値を連鎖（チェーン）させることで規模を広げ、質的发展につなげます。	まちづくり推進課	・おおたかの森 SC 内、情報発信センターにて流山市グリーンチェーン戦略に関するセミナーを開催しました。 ・グリーンチェーン戦略推進方策に関する調査業務委託を発注し、江戸川大学と共に熱環境現況調査を実施しました。	・江戸川大学と相互協力協定を締結し、昨年度に引き続き熱環境現況調査を実施します。 ・流山市グリーンチェーン戦略を沿線整備区域内での展開から、全市展開へ規模の拡大を実施します。

12 景観行政団体：景観法（平成16年法律第110号）第7条に基づき、政令指定都市、中核市、県及び県知事との協議により同意を得た市町村をいい、景観計画の策定や景観協定の締結、景観整備機構の指定等の事務を行うことができます。

13 流山グリーンチェーン戦略：本市の豊かな緑を資産として、価値を高め、つなげることによって、本市の都市価値の向上、活性化、官民のコラボレーション、経済的価値の向上を図るものです。

2-2-5 歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用

◆ 良好な景観の維持、保全、創出を図るための対策を進めます。……………都市計画課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市全体の景観のあるべき姿と実現するための具体的な景観形成の方針を示す都市景観形成基本計画を策定します。	都市計画課	・流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に発刊しました。 ・広報ながれやま及びホームページを利用して市民への周知を図りました。	・(再掲)都市景観形成基本計画等の諸施策を法的に位置付けるため、景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定を推進します。
景観法に基づき、千葉県との同意を得て、本市が景観行政団体となることにより、景観計画の策定及び景観条例を制定し、良好な景観の保全及び形成に努めます。	都市計画課	・景観法に基づく景観行政団体に平成18年6月1日付けでなりました。 ・景観計画の策定及び景観条例の制定に向け取り組みました。	・景観計画の策定及び景観条例の制定を目指します。

◆ 郷土景観を代表する景勝地や歴史的な建築物などを保全し、その活用を推進します。
……………企画政策課、都市計画課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
歴史的財産である利根運河の水辺及び潜在的な魅力や新たな観光資源の可能性について関係者と協議し、首都圏域から注目される特色ある観光スポットを提供していくための土地利用計画を検討します。	企画政策課	・「運河の森調査事業」を実施し、自然を活かした観光資源としての土地利用計画を検討し、報告書を取りまとめました。	・利用計画については、都市計画や環境、河川、生涯学習等広範囲な施策分野に渡るため、関係各課と調整を図ります。
新川耕地の特性を活かした新たな産業・健康・交流の拠点となる土地の利活用及び整備手法等について産学官協働プロジェクトで検討し、その具体化を目指します。	企画政策課	・新川耕地有効活用の策定に係る検討幹事会において新川耕地有効活用の具現化に向けた調査・研究を実施し、報告書を取りまとめました。	・具現化については、農業振興策としての内容が強いことから、農業担当課と調整を図りながら、研修会等を開催します。
郷土景観や歴史的建造物を調査し、文化財の登録や指定制度、文化財マップの利用により、その保全や活用に努めます。	都市計画課	・流山市都市景観形成基本計画を平成18年4月に発刊しました。 ・広報ながれやま及びホームページを利用して市民への周知を図りました。	・(再掲)都市景観形成基本計画等の諸施策を法的に位置付けるため、景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の制定を推進します。
	生涯学習課	・三輪野山第2及び西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を進めました。	・(再掲)引き続き市内の文化財や発掘調査の成果を広く市民に公開するため、文化財マップの販売、出土品の展示、発掘現場説明会等を行います。
三輪野山貝塚の貝層部分を保存して公園とし、周辺の発掘調査、貝層のレーダー探査、道路状遺構の調査などの成果と合わせて広く市民に公開します。	生涯学習課	・三輪野山貝塚で、地下の貝層をレーダー探査、検証のため発掘調査を行いました。	・埋蔵文化財発掘調査により調査した成果を整理して、報告書として刊行します。

2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。

平成 18 年度の環境指標の状況は、学校給食での利用量が平成 16 年度から増えており、学校給食での地場産米等の利用が進んでいます。遊休農地の有効利用の割合は減少しましたが、地産地消の一層の推進とともに、本年度は遊休農地に係る有効活用を促進することが必要です。

表 5-6 環境指標⑥

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
学校給食での利用量 (kg)	14,051	14,860	17,351	15,285	学校教育課算定
遊休農地面積有効利用割合 (%)	78.8	66.5	46.9	80.0	施策目標値:(市民農園、保全管理面積/遊休荒廃農地面積)

※平成 18 年度は、平成 17 年度の遊休荒廃農地面積を用いて算定した暫定値である。

2-3-1 地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進

◆ 減農薬、減化学肥料など、環境への負荷の軽減にも配慮した農業を推進します。…… 農政課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
効率的かつ効果的な農薬や化学肥料の使用について啓発に努め、環境にやさしい農業の推進を関係機関と連携して推進します。	農政課	・ポジティブリスト制度 ¹⁴ に基づき、関係機関と連携して生産履歴記録簿を作成し、全農家に配布しました。また、生産履歴記録推進活動を行いました。	・農薬の適正使用推進を図るため、関係機関と連携して生産履歴記録簿への記帳啓発活動を実施します。

2-3-2 地元農産物の地産地消¹⁵システムの推進

◆ 地元農産物を積極的に使用する地産地消システムづくりを推進します。…… 農政課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
都市住民や他業種との交流を促進することにより、農業への理解を求め、相互協力による地産地消、販路拡大を推進することにより、本市農業の活性化と維持発展を図ります。	農政課	・直売イベント等の開催時に使用する PR 用 TENT を導入しました。	・地産地消を推進するため、布製のフレッシュバックを作り、消費者に配布することにより、地産地消の推進とレジ袋低減の一翼を担います。

◆ 学校給食での地元農産物の利用を推進します。…… 農政課、学校教育課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
地産地消の観点から、収穫時期にあわせた市内産米の導入を促進するほか、地元農作物を学校給食に取り入れてもらうよう、働きかけをしていきます。	農政課 学校教育課	・10 月に市内全小・中学校の学校給食に市内産コシヒカリの新米を使用しました。	・引き続き、10 月に市内産コシヒカリの新米を使用します。

14 ポジティブリスト制度：食品への農薬残留については、食品衛生法により残留基準が設定されています。ポジティブリスト制度とは、国内外で使用される農薬のほとんどすべてについて残留基準が設定され、基準を超える農薬の販売等を禁止する制度です。

15 地産地消：地域で生産された産物を、その地域で消費することという考え方や取組のことをいいます。消費者の食の安全、安心志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。

2-3-3 市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進

- ◆ 遊休農地を活用した市民農園や観光農園等の設置を推進します。……………農政課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
特定農地貸付法 ¹⁶ の改正に基づき、遊休農地所有者に対して市民農園の開設を推進します。	農政課	・遊休農地の複数の所有者に対し、市民農園(体験農園)開設の説明会を実施しました。	・説明会を行った遊休農地所有者に対し、引き続き市民農園(体験農園)開設を促進します。

- ◆ 農地の保全管理に努めます。……………農政課、農業委員会

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
NPO 法人の協力を得て、遊休農地にコスモス等の景観形成作物を作付けることにより、農地の荒廃化を防ぎます。	農政課	・NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地に、コスモスを開花させ、地域の良好な景観形成が図られました。	・引き続き、NPO 法人の協力により、新川耕地内の遊休農地に、コスモス等を開花させ、地域の良好な景観形成と農地の荒廃化を防ぎます。
雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈を指導します。	農業委員会	・雑草が繁茂している農地の所有者に対して草刈りを指導しました。	・引き続き、雑草が繁茂している農地の所有者に対して、草刈りを指導します。

16 特定農地貸付法：特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）の略。
地方公共団体等が行う特定農地貸付けに関して定めており、市民農園等の開設の根拠となる法令です。

基本目標 3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり

3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。

つくばエクスプレスの開業に伴い公共交通機関の利用者数が大幅に増えています。つくばエクスプレスを中心とした公共交通体系の再整備の結果によって、ぐりーんバスの利用者数も増加しました。また、キャンペーン等の実施により自転車利用の促進も図っています。

表 5-7 環境指標⑦

項 目		平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
公共交通機関 利用者数 (再掲)	鉄道 (万人)	2,056(H15)	2,043(H16)	2,989(H17)	2,500	総合都市交通策 定調査目標値
	ぐりーんバス (千人)	-	51	213	500	流山市公共交通 体系策定調査 (H16)
低公害車保有台数(公用車) (台)		2	4	5	5	管財課算定
道路交通量(市内主要幹線の合計) (台/日)		123,051	120,173	133,292	115,668	環境政策課算定
駐輪場の登録者数(財団、民間を含む) (人)		22,477	22,259	20,701	24,935	安心安全課算定

3-1-1 自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発

- ◆ ノーカーダーの啓発を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用、徒歩などを促進します。
..... 環境政策課、都市計画課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
つくばエクスプレスの3駅を中心に路線バスの充実を促し、市民の交通便利を図ります。	都市計画課	・環境省や柏市と連携し、バス利用促進のため、バスマップを作成し、各家庭に配布しました。	・バス走行環境の改善やバス運行時間帯の拡大等、公共交通機関への利用転換を推進します。 ・環境省や柏市と連携し、路線バスヘラッピングして、マイカー利用を抑制するPRを行います。
大気汚染防止等の観点から、公用車の使用を抑制します。	環境政策課	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの中で、公用車の使用を抑制しました。 ・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施しました。	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの中で、公用車の使用を抑制します。 ・大気汚染防止のための冬期対策として、公用車の使用抑制を実施します。 ・マイカー通勤を抑制するため、公共交通機関の利用を呼びかけます。

◆ 公用車への低公害車の導入を率先して行い、市民、事業者への導入を促進します。

..... 管財課、商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、低公害車を導入します。	管財課	・LPGガス車を 1 台導入(新規導入車両 19 台中)しました。	・引き続き、低公害車の導入について検討します。
低公害車導入補助制度について広報し、導入を促進します。	環境政策課	・低公害車に関する情報をホームページ及びパンフレット等で提供しました。	・低公害車に関する情報をホームページ及びパンフレット等で提供します。
グリーン購入計画を策定し、導入の目標を設定して計画的に導入を図るとともに、導入率を公表します。	管財課	・低公害車新規導入率が約 5%となりました。	・計画的に低公害車の導入を進めます。
	環境政策課	・環境省主催の研修会に出席し、グリーン購入を導入する上での課題点等の整理を行いました。(再掲)	・前年度の研修及び先進事例を参考に、グリーン購入を導入するための指針を作成します。(再掲)
市内事業者に対し、関係機関と連携して啓発を行います。	商工課	・国、県及び関係団体からのパンフレットをもとに、商工会と連携して啓発しました。	・引き続き、国、県及び関係団体からのパンフレットをもとに、商工会と連携して啓発します。

3-1-2 誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保

◆ 歩行者にやさしい道路整備事業を推進します。

..... 都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
交通バリアフリー基本構想における特定事業計画の推進と実施計画に位置づけられている「あんしん歩行エリア整備事業」、「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業」により、歩道の拡幅、段差の解消を図り、歩行者にやさしい道路整備を進めます。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で、歩行者にやさしい道路整備を実施しました。	・引き続き、つくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で歩行者にやさしい道路整備を実施します。
	道路管理課	・江戸川台駅東口ロータリー周辺歩道の支障となる車止めを撤去し、段差を解消しました。 ・江戸川台駅西口から北部公民館ルートの歩道の段差を解消しました。 ・南流山駅北口より流山病院へのルート上の歩道(市道 106 号・108 号)の路面段差を解消しました。	・市内道路における歩道等の補修時に、必要に応じて段差解消を図っていきます。
	道路建設課	・江戸川台小学校正門前の歩道の拡幅整備を行ないました。 ・南流山地区と江戸川台地区のそれぞれ一部で、歩道の段差を解消しました。	・南流山地区での水道工事に合わせて歩道の段差を解消します。
交通バリアフリー基本構想を策定します。	都市計画課	・鉄道事業者等が特定事業計画書を作成しました。	・特定事業計画書に基づく事業の促進を図ります。

◆ 防犯に配慮した街路整備を検討します。... 安心安全課、まちづくり推進課、道路管理課、道路建設課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
自治会が設置する防犯灯の経費の一部を補助します。	安心安全課	・18 年度は、1,350 灯について、設置費補助を実施しました。(防犯灯設置費補助事業)	・引き続き、防犯灯の設置費補助を実施します。
通学路等における犯罪を未然に防止するため、市で直接防犯灯を設置し、維持管理を地域自治会に移管して通学路の安全を図ります。	安心安全課	・18 年度は通学路において、48 灯の防犯灯を設置し、維持管理を自治会に移管しました。	・引き続き、通学路において、防犯灯を設置します。

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
街路灯を設置します。	道路管理課	・街灯 1 基設置。その他、球切れ等の交換補修等により、適切な維持管理に努めました。	・街灯 5 基の設置を予定。また、地域要望、道路パトロール等により、必要箇所には設置を図ります。
道路整備事業において、交通安全対策として、交差点、曲線部に道路照明を設置することで、防犯対策にも役立てます。	まちづくり推進課	・つくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で、必要な箇所に道路照明を設置しました。	・引き続き、つくばエクスプレス沿線整備 4 地区の中で必要な箇所に道路照明を設置します。
	道路建設課	・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において道路照明灯を設置しました。(3本)	・都市計画道路3・5・22号東深井市野谷線道路改良事業において道路照明灯を設置します。(3本)

3-1-3 交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO₂)排出量の軽減

- ◆ 交通マナーや安全運転に関する指導、啓発を推進します。…………… 安心安全課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
主に年4回の交通安全運動期間に重点を置き、飲酒運転の追放や悪質、危険な運転の防止等について、各関係団体と街頭キャンペーン等を実施し、運転者の意識高揚を図ります。	安心安全課	・交通安全キャンペーンを開催しました。 ・シニア自転車競技大会を開催しました。 ・飲酒運転追放キャンペーンを実施しました。	・各種団体と連携を図り交通事故防止のための街頭キャンペーン等を継続して実施します。
幼稚園や小学校等で交通安全教室を開催します。	安心安全課	・18年度は交通安全教室を72回開催しました。(7,373 人参加)	・引き続き、交通安全教室を開催します。
自転車利用者の運転マナー向上の指導・啓発を行います。	安心安全課	・毎月 15 日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施しました。	・引き続き、毎月 15 日の自転車安全の日に駅前等で指導、啓発を実施します。

3-1-4 公共交通機関の利用を促進するシステムの構築

- ◆ 市民が利用しやすい公共交通体系を整備します。…………… 都市計画課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
つくばエクスプレス市内3駅を中心に路線バスの運行を促進します。	都市計画課	・環境省や柏市と連携し、バス利用促進のため、バスマップを作成し、各家庭に配布しました。	・バス走行環境の改善やバス運行時間帯の拡大等、公共交通機関への利用転換を推進します。 ・環境省や柏市と連携し、路線バスヘラッピングして、マイカー利用を抑制するPRを行います。
公共交通不便地区で人口が集中し、バスの需要が見込まれる地域へタウンバスを導入します。	都市計画課	・ルートを延伸(江戸川台東)し利用地域の拡大を図りました。 ・増便(江戸川台東、松ヶ丘)し、利便性の向上を図りました。 ・平成19年3月に西初石ルートの運行を開始し、現在4ルートで運行しています。	・本格運行に向けて評価を実施します。
鉄道については、交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者と協議を行い、駅舎のバリアフリー化などの整備を促進して、利便性の向上を図ります。	都市計画課	・鉄道事業者等が特定事業計画書を作成しました。	・特定事業計画書に基づく事業の促進を図ります。

3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。

大気、騒音、水質に係る環境基準の達成率は平成 17 年度から大幅に向上しました。また、クリーンセンターの排出ガスについても目標を達成することができました。しかしながら、道路交通騒音では環境基準の超過が見られます。引き続き、環境の監視や騒音・振動対策などの取組を進め、より良好な環境の状態を目指していきます。また、環境に関する苦情に対しても引き続き、迅速に対応していきます。

表 5-8 環境指標⑧

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
環境基準の達成率 (%)	64.9	70	92.3	70.0	施策目標値(但し、大気、水質、騒音、振動を含む値)
クリーンセンター排出ガス基準値 達成度 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	施策目標値

3-2-1 大気環境の簡易測定の普及と情報公開

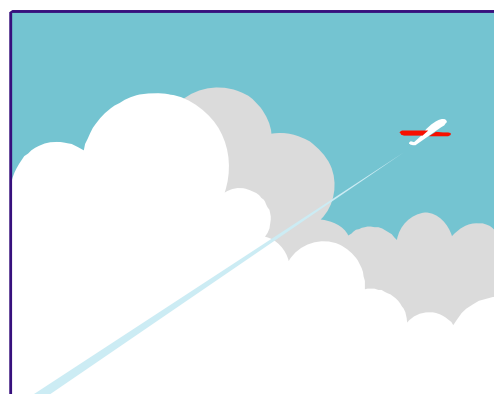
- ◆ 大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。
..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
大気汚染の未然防止を図るため、大気の状態を監視します。	環境政策課	・平和台局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定しました。いずれも環境基準を達成しました。	・引き続き、平和台局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定します。
市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、沿道環境の保全を図ります。	環境政策課	・市内9箇所 で自動車騒音・振動の実態調査を実施しました。 ・また、市内9箇所 で交通量調査を実施しました。	・引き続き、市内の自動車騒音・振動の実態調査を実施します。 ・引き続き、市内で交通量調査を実施します。
常磐自動車道4局における騒音及び大気の状態を測定し、常磐自動車道周辺の環境対策を図ります。	環境政策課	・常磐自動車道の監視測定局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、その結果を常磐自動車道環境委員会(年 10 回開催)に報告しました。	・引き続き、常磐自動車道の監視測定局(4局)で騒音、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について測定し、常磐自動車道環境委員会に報告します。
その他必要な大気汚染等の調査を実施します。	環境政策課	・騒音・振動に関する苦情・要望に応じて、9箇所 で騒音の測定を行いました。 ・全国星空継続観察に 2 団体が参加しました。	・引き続き、苦情・要望に対応して、必要な測定を実施します。 ・引き続き、全国星空継続観察に参加します。
光化学スモッグ緊急時に対応するための連絡体制を確保します。	環境政策課	・夏期の光化学スモッグ注意報等の発令に備え、土日を含めて市職員が待機しました。 ・18 年度は、6月に 1 回、7月に 1 回、8月に 3 回の計 5 回の光化学スモッグ注意報が発令されました。発令の際には、関係機関へ連絡し、市民に注意を呼びかけました。	・引き続き、夏期の光化学スモッグ注意報等の発令に備え、土日を含めて市職員が待機し、発令の際には、関係機関への連絡、市民への注意の呼びかけを行います。

◆ 化学物質などの監視観測を行い、市民や事業者へ情報を提供します。

..... 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
西初石地区及び平方地区の地下水汚染物質除去対策及び地下水の水質、水位調査を実施します。	環境政策課	・西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業を実施しました。 ・平方地区では汚染機構に関する調査を実施しました。	・西初石地区で、地下水汚染物質除去対策事業を継続実施します。
家庭井戸の地下水調査を実施します。	環境政策課	・市内で使用している井戸から 12 箇所を抽出して、水質検査を実施しました。 ・12 箇所中1箇所、トリクロロエチレンが検出されたため、飲用しないよう指導しました。	・引き続き、市内で使用している井戸から抽出して検査を実施します。
アスベスト・PCB の調査を行い、市民にその情報を提供します。	環境政策課	・アスベストを確認した排水機場では、除去作業を行いました。市役所本庁第 2 庁舎と旧清美園では、飛散防止措置を講じ、解体時に除去することとしました。	・引き続き、アスベスト問題に対する窓口として、市民の不安を解消する体制を整えます。 ・市の公共施設における PCB 含有機器について、処理までの間、適正かつ安全に保管します。
	クリーン推進課	・アスベストを含有する家庭用品について、広報紙、ホームページ等でお知らせするとともに、有害廃棄物として収集・運搬、処理体制を整えました。(第 8 章参照)	・引き続き、アスベストを含有する家庭用品とその収集方法等について、パンフレット等でお知らせするとともに、適正処理を行います。
排ガス基準等を遵守し、施設の適正な運転管理を行うほか、その情報を市民に提供します。	クリーン推進課	・クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行いました。 ・排ガスの測定結果は、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表しました。 ・排ガスの測定結果をクリーンセンター環境保全対策協議会に報告しました。	・引き続き、クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行います。 ・排ガスの測定結果を、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表し、また、クリーンセンター環境保全対策協議会に報告します。



- ◆ 広報などで、公害に関する情報を発表します。…………… 秘書広報課、環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
流山市の環境の現状と環境保全の施策や取組について、取りまとめ公表します。	秘書広報課	・広報紙で以下のような環境情報を公表しました。 ① 環境白書特集号の発行(H19.2/8) ② 常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表	・広報紙で以下のような環境情報を公表します。 ① 環境月間特集(H19.6/15号)環境行動計画の公表・環境情報等を公開 ② 常磐道・クリーンセンターの環境測定結果を公表
	環境政策課	・年間を通して、広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表しました。 ・18年版環境白書を作成し、環境の現状と環境保全の施策や取組を取りまとめ公表しました。	・年間を通して、広報・ホームページで環境保全に関する啓発や環境測定の結果を公表します。 ・19年版環境白書を作成し、環境の現状と環境保全の施策や取組を取りまとめ公表します。
(再掲)排ガス基準等を遵守し、施設の適正な運転管理を行うほか、その情報を市民に提供します。	クリーン推進課	・クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行いました。 ・排ガスの測定結果は、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表しました。 ・排ガスの測定結果をクリーンセンター環境保全対策協議会に報告しました。	・引き続き、クリーンセンター(ごみ焼却施設)からの排ガスが排出基準等を遵守するよう、施設の適正な運転管理を行います。 ・排ガスの測定結果を、市庁舎ロビー、クリーンセンター前にリアルタイムで表示するとともに、広報紙等で公表し、また、クリーンセンター環境保全対策協議会に報告します。

3-2-2 騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発

- ◆ 工場、事業所などからの排出ガス対策や騒音防止対策を強化し、指導、規制、啓発を推進します。
…………… 環境政策課、商工課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内特定事業所 ¹⁷ の状況把握を進め、適切な指導を行う体制を整備します。	環境政策課	・市内特定事業所の台帳の整理を実施しました。	・引き続き、市内特定事業所を再度確認し、その内容を適切に把握します。
特に住民からの苦情の多い事業所において、指導を徹底し、改善を図ります。	環境政策課	・住民から苦情のあった事業所に出向いて、その事業者を指導しました。	・引き続き、住民からの苦情等に対しては、迅速に対応し、事業者を指導します。
工業用地整備計画の中で市内事業所の操業環境を改善できる施策を計画し、市内企業の発展及び地域経済の活性化を図ります。	商工課	・企業の操業環境や適地等について検討しました。	・企業の操業環境や適地等について検討します。

- ◆ 公用車のアイドリングストップに努めます。…………… 管財課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
公用車のすべてにアイドリングストップのステッカーを貼付し、その実践に努めます。	管財課	・公用車の運行日誌表紙にアイドリングストップの実施についてを標記し、実践を徹底しました。	・引き続き、アイドリングストップの実践を徹底します。

17 特定事業所：騒音規制法及び振動規制法の特定施設を有する工場・事業場を特定事業所といいます。

◆ 市民及び市内の事業所に対してアイドリングストップの普及啓発を促進する。…… 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
広報等でアイドリングストップの協力を呼びかけます。	環境政策課	・エコドライブと合わせて、ポスター及びリーフレットで啓発しました。 ・ストップ温暖化！ながれやま計画の中でエコドライブと合わせて啓発しました。	・エコドライブと合わせて、ポスター及びリーフレットで啓発します。 ・市民版エコ・チェックノート及び事業者の環境配慮チェックシートでエコドライブと合わせて協力を呼びかけます。
ホームページでアイドリングストップ車を紹介します。	環境政策課	・アイドリングストップのステッカーを貼付した公用車をモチーフにして、ホームページで啓発しました。	・任意操作でエンジンの停止・再指導が可能な後付けアイドリング装置(エコモーション)を公用車1台にテスト導入するため、ホームページ上で紹介しアイドリングストップを啓発します。

◆ 生活騒音を防止するため、指導、啓発を推進します。…… 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
環境中の音や生活騒音の内容を提供し、指導・啓発を行います。	環境政策課	・住民からの苦情等があった個所に出向き、事業者等を指導しました。	・住民からの苦情等に対しては、迅速に対応します。

◆ 低騒音舗装や防音壁などの設置を推進します。… 環境政策課、道路管理課、道路建設課、教育総務課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
常磐道について、地元住民を入れた常磐自動車道環境委員会を引き続き実施し、防音壁などの設置を進めます。	環境政策課	・常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催し、騒音等の状況を報告するとともに、対策の必要性等について、検討しました。	・引き続き、常磐自動車道環境委員会を原則として毎月開催します。
屋内運動場に隣接する都市計画道路からの騒音を防音壁を設置することにより、騒音の緩和につながり、快適な教育環境を提供します。	教育総務課	・学校と連携して騒音の状況等について検証しました。	・引き続き、学校と連携して騒音の状況等について検証していきます。
都市計画道路等の幹線道路整備については、地域に応じて低騒音舗装を取り入れた整備を推進します。	道路管理課	・市内 20 路線、約 3800mの舗装補修を実施し、舗装修復による騒音・振動の軽減に努めました。	・市道 251 号線(前ヶ崎地先)及び、市道 221 号線(三輪野山地先)の舗装補修による凹凸解消、路面の平滑化による振動・騒音の減少を図ります。
	道路建設課	・市道、県道とも整備はありませんでした。	・市道における低騒音舗装について、平成20年度以降での導入を検討中です。 ・県道草加流山線で整備予定(120m)

3-2-3 土壌汚染にかかる情報公開と健康への被害防止

◆ 有害化学物質の適正使用と適正処理を指導します。…… 環境政策課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
関係機関と連携し、市内で有害化学物質を扱っている事業者に対し、適正処理の指導を行います。	環境政策課	・県と連携し、市内で有害化学物質を扱っている事業者に対し、適正処理の指導を行いました。	・市内特定事業所の確認作業等と合わせて、適切に指導します。
農業など市で処理できないごみについては、専門業者にその処理を依頼するよう指導します。	クリーン推進課	・農業など市で処理できないごみについては、専門の処理業者へ処理を依頼するよう指導しました。	・引き続き、専門処理業者へ処理を依頼するよう指導します。

3-2-4 光害¹⁸防止の推進と啓発

- ◆ 夜間照明による光害の発生防止、啓発を推進します。…………… 農政課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
光害の内容を調査し、指導、啓発を行います。	農政課	・開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導しました。	・引き続き、開発行為等の事前審査時に光害の発生防止を指導します。
	環境政策課	・光害に対する住民からの情報や苦情はありませんでした。	・住民からの情報や苦情に対しては、迅速に対応します。

3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。

下水道普及率をはじめとして、ここに示した環境指標は、目標に向かって着実に進んでいると考えられます。河川や水路の中には汚濁が進んでいる地点があり、これらの改善が今後の課題となります。生活排水対策の実践チェックシートによる啓発を含めて、今後とも下水道の整備を中心に、合併処理浄化槽の普及啓発や水循環の確保のための取組を実行し、良好な水環境の確保に努めます。

表 5-9 環境指標⑨

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
下水道普及率 (%)	57.4	61.3	64.3	63.1	施策目標値
合併処理浄化槽設置補助件数 (件)	805	851	895	1,055	環境政策課算定
環境基準の達成率(再掲) (%)	64.9	70	92.3	70.0	施策目標値(但し、大気、水質、騒音、振動を含む値)
湧水整備か所数 (件)	3	3	3	5	みどりの課算定

3-3-1 公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及

- ◆ 公共下水道計画区域内では早期の下水道整備を促進し、普及率の向上に努めます。
…………… 下水道業務課、下水道建設課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
既成市街地内江戸川左岸流域及び、手賀沼流域内の公共下水道整備を行います。	下水道業務課	・下水道普及員による戸別訪問、アンケート調査など普及促進のための活動等を実施し、水洗化率の向上を図りました。	・引き続き、普及促進のための活動等を実施し、水洗化率の向上を図ります。
	下水道建設課	・既成市街地内の約 23ha の区域で公共下水道を整備しました。	・引き続き、既成市街地内の約 30ha の区域で公共下水道を整備します。
つくばエクスプレス沿線地区内の都市基盤施設として、公共下水道污水管渠の整備を促進します。	下水道建設課	・つくばエクスプレス沿線地区内の約 25ha の区域で公共下水道を整備しました。	・つくばエクスプレス沿線地区内の約 27ha の区域で公共下水道を整備します。

18 光害：ひかりがい。ネオンや街灯などの人工光によって、水稻等の農作物の生育不良や生活などへの影響が出ることをいいます。夜間必要以上に照明を使うことは、エネルギーの浪費や生活への不快感、動植物への影響を引き起こすなどの問題があります。

- ◆ 公共下水道の未整備地区では合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、高規格浄化槽の設置を進めます。……………環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
生活排水系による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に対して設置費の一部を補助します。	環境政策課	・平成 18 年度は、44 基の小型合併処理浄化槽の整備に計 13,674 千円の補助を行いました。 ・このうち 12 基は、窒素・りんを併せて除去する高度処理型であり、また、3 基は、単独処理浄化槽から転換するもので、これらの事業には補助金の上乗せを行いました。 ・小型合併処理浄化槽設置整備事業により、平成 18 年度末までに累計で 895 基が整備されました。	・引き続き、公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用小型合併処理浄化槽補助事業を実施します。
浄化槽の維持管理の徹底及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替等の啓発に努めます。	環境政策課	・小型合併処理浄化槽の普及、維持管理の徹底に資するパンフレットを作成し、配布しました。 ・11 月の市民まつりで小型合併処理浄化槽の模型を展示するなどし、普及啓発に努めました。	・引き続き、小型合併処理浄化槽の普及、維持管理の徹底に資するパンフレットを作成し、配布します。 ・市民まつりで小型合併処理浄化槽の普及啓発活動を行います。
自治会等が管理する大型合併処理浄化槽及びその付帯設備の改修等事業に要する経費の一部を補助します。	環境政策課	・駒木第二自治会が管理する大型合併処理浄化槽を適正に維持管理するため、老朽化が著しい人孔の補修に要した費用の一部を助成し、公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全を図りました。	・引き続き、自治会等が管理する大型合併処理浄化槽の改修に要する費用の一部を助成し、公共用水域の安定及び生活環境の保全を図ります。
水質保全の観点から重点地域を明らかにし、啓発活動等を通じて整備を促進します。	環境政策課	・平成 18 年 11 月に河川の水質保全の観点から、古間木八木団地、50 世帯において浄化槽からの放流水の水質調査を実施し、適正な管理状態にない所有者に対し、指導啓発を実施しました。(50 世帯、単独処理浄化槽 47 基、合併処理浄化槽 3 基)	・引き続き、水質保全の観点から、浄化槽設置世帯の水質検査と水質改善のための指導等を行います。

- ◆ し尿処理場の汚泥の処理方法や処理水の再利用について検討します。

……………リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
今後新たに建設されるし尿処理施設については、有効利用について検討します。	リサイクル推進課 クリーン推進課	・平成17年度の廃棄物対策審議会の答申を踏まえて、し尿処理施設再整備事業を実施しました。 ・旧清美園周辺の環境質調査及び敷地内調査を実施しました。 ・ごみ焼却施設解体計画を策定し、焼却施設内のダイオキシン類の調査を実施しました。 ・汚泥再生処理センター^{注1}整備を進めるにあたって、基本となる基本計画を策定しました。	・継続して、し尿処理施設再整備事業を実施していきます。 ・焼却施設の解体工事を実施します。 ・汚泥再生処理センターについては、平成22年度稼働の予定で施設を建設していきます。 なお、総合評価落札方式による入札を予定しています。

注1 汚泥再生処理センターは、環境省交付金対象施設の名称です。

3-3-2 河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進

- ◆ 廃食用油を利用した石けんづくりを行っています。……………コミュニティ課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
廃食用油を利用した石けんづくりを通じて、水質汚濁防止に貢献します。	コミュニティ課	・廃食用油を利用した石けんづくり講習会を実施し、小学校、自治会、婦人団体等、計 304 人が参加しました。 ・啓発用粉石けん・固形サンプルを配付しました。(991 個)	・引き続き、廃食用油を利用した石けんづくりを実施し、水質汚濁の防止、リサイクルの推進を図ります。

- ◆ 河川などの水質測定を実施し、情報公開などによる水質改善の啓発や効果的な水質浄化対策を推進します。……………環境政策課、河川課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
公共用水域の水質保全を図るため、河川の BOD 等各種の調査を実施します。	環境政策課	・坂川などの市内河川15箇所、BOD など11項目について、水質調査を行いました。BOD では、15箇所の平均で 11.6mg/ℓ であり、昨年度(9.1mg/ℓ)と比べて、若干悪化しています。	・引き続き、市内河川において、水質調査を行い、水質の改善状況等を把握します。
	河川課	・市内3箇所の浄化施設等において、週1回程度水量に応じて EM 菌培養活性液を投入し、水質浄化対策を推進しました。	・引き続き、市内3箇所の浄化施設等において、適正な管理を行い、水質浄化対策を推進します。
江戸川・坂川清流ルネッサンス計画 ¹⁹ の一環として、坂川に流入する名都借都市下水路の水質改善を図るため、水質浄化施設の運転維持管理を行います。	環境政策課	・河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施しました。	・引き続き、河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施します。

- ◆ 水辺周辺の定期的な巡回、清掃を推進します。……………環境政策課、河川課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
水路の浚渫を行い、浸水被害の減少や臭気などの環境の向上に努めます。	環境政策課	・河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施しました。	・引き続き、河川や水路を管理する国・県と連携して、水辺周辺の巡回を実施します。
	河川課	・水路等に堆積した土砂等(汚泥)を浚渫し、排水施設の機能回復と河川環境の改善を図りました。 浚渫箇所 32箇所 浚渫土砂等の量 287.5m ³	・引き続き、市内の水路等に堆積した土砂等(汚泥)の浚渫を促進します。

19 江戸川・坂川清流ルネッサンス計画：江戸川と坂川の清流復活をめざして設立され、本市も構成員となっている「江戸川・坂川清流ルネッサンス協議会」において、江戸川については「安全でおいしい水の実現（水道水質として良質な河川）」、坂川については「魚の住めるきれいな川（流があり、生活に潤いを与える河川）」を水環境改善の目標に掲げて策定した計画です。

◆ 総合的な水質汚濁防止対策、浄化対策を推進します。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
本市の良好な水環境の回復を図るため、生活排水等に伴う汚濁負荷の抑制など総合的な水質汚濁防止対策と浄化対策を推進するため、生活排水対策推進計画を策定し、施策を実施します。	環境政策課	・川の日に合わせ、広報に家庭でできる生活排水対策の実践チェックシートを掲載し、啓発しました。 ・水辺環境の保全に取り組む環境団体の活動を支援しました。 ・環境シンポジウム等で河川の水質改善に関するパネルを展示し、啓発しました。 ・大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域の市町村と協力して水質調査を含め手賀沼水質浄化対策を実施しました。	・家庭でできる生活排水対策の実践チェックシートを掲載した第2期生活排水対策推進計画概要版を窓口で配布します。 ・水辺環境の保全に取り組む環境団体の活動を支援します。 ・環境シンポジウム等で河川の水質改善に関するパネルを展示し、啓発します。 ・大堀川の水が流入する手賀沼について、千葉県及び流域の市町村と協力して水質調査を含め手賀沼水質浄化対策を実施します。

3-3-3 健全な水環境を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進

◆ 水源かん養機能を持つ農地や森林の保全を推進します。…………… 農政課、環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
斜面緑地、民間緑地の保全策を整備、拡充します。促進策としてボランティアによる保全活動を推進します。	みどりの課	・(仮称)ふるさと緑の会の設立の準備をしました。	・(仮称)ふるさと緑の会の設立に向け引き続き準備します。
	環境政策課	・散乱ごみ等を回収する市民活動を支援しました。 ・環境シンポジウムの中で、パネルディスカッション、自然観察会、パネル展示を開催し、森林等の保全について啓発しました。	・散乱ごみ等を回収する市民活動を支援します。 ・環境シンポジウムの中で、自然観察会及びパネル展示を通して森林等の保全を啓発します。 ・市民環境講座の中で、緑の保全を考えます。
	農政課	・休耕田のうち、保全管理を実施した水田に対する助成を実施しました。	・引き続き、休耕田のうち、保全管理実施水田に対する助成を実施します。

◆ 農地や緑地などの保水機能の確保や透水性舗装（歩道）などを実施し、雨水の地下浸透を進めるとともに、雨水貯留施設を設け雨水の有効活用を検討します。

…………… 道路建設課、河川課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内道路の補修又は改修に際し、排水性舗装の導入並びに歩道の透水性舗装の導入に努めます。	道路建設課	・江戸川台小学校正門前歩道、都市計画道路3・5・22号の歩道整備で、透水性舗装を行ないました。	・都市計画道路3・5・22号の歩道整備で透水性舗装を行います。
	河川課	・開発指導要綱等に基づき透水性舗装、雨水の貯留、浸透施設の設置を指導しました。	・透水性舗装等の設置指導を継続します。

◆ 節水に心がけます。…………… 管財課、水道局

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
水の大切さ、限りある貴重な資源であることを認識してもらうため、水道に関したポスターを募集します。	管財課	・節水の呼びかけなどの啓発活動を庁内で実施しました。	・引き続き、啓発活動により節水の徹底を図ります。
	水道局	・小中高校生・一般を対象に啓発ポスターを募集(応募者:小学生408人、中学生77人、計485人)しました。	・18年度啓発ポスター入賞作品を流山電鉄電車内及び水道局庁舎に展示します。 ・引き続き、19年度啓発ポスターを小中学生・一般対象に募集します。(締切日9月10日)

3-3-4 湧水の保全

◆ 湧水の保全に努めます。 みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
湧水を保全することにより、豊かな自然を実感できる、また、自然豊かな郷土に誇りを持った市民意識の醸成を図ります。	みどりの課	・下花輪湧水の保全のため、土留め等の工事を実施しました。	・湧水の保全、整備について検討します。
緑道 ²⁰ の最上流に位置する公園の整備に着手します。湧水源の保全もテーマの1つです。	みどりの課	・湧水の保全、整備について検討しました。	・湧水の保全、整備について検討します。(再掲)

20 緑道：災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置されます。

基本目標 4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり

4-1 環境管理システムを構築し、実践する。

ISO14001²¹認証取得事業所の数は、着実に進展し目標を達成しています。エコアクション 21²²についても自治体イニシャティブ²³の導入により平成 18 年度の認証取得は 2 件となりました。今後、取得が進んでいくと考えられます。引き続き、事業所の環境マネジメントシステムの導入に関して、取組を進めていきます。

表 5-10 環境指標⑩

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
ISO14001 認証取得件数 (件)	3	6(12) ()内関連事業所含	12	5	関連事業所としての認証は含まない。
エコアクション 21 認証取得件数 (件)	0	0	2	10	環境政策課算定
認証取得補助件数 (件)	0	0	0	4	市総合計画(実施計画)

4-1-1 環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築

- ◆ 市の環境管理システムを構築し、実践します。…………… 企画政策課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
流山市が行うすべての事業について、環境保全に取り組むための目標を設定し、その確実な実施を図るための体制作り、手続きについて、平成 18 年、19 年度に調査検討を行い、環境マネジメントシステムの導入を進めます。	企画政策課	・先進地の事例等を担当課に提供するとともに、業務の展開を支援して事業の進展を図りました。	・事業担当課の業務を支援するとともに、全体調整等を行うなど事業の進展を図ります。
	環境政策課	・先進地(白井市、荒川区、仙台市)の視察を実施しました。	・前年度の視察を踏まえ、マネジメントシステム導入の準備を進めます。

4-1-2 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進

- ◆ 事業者の ISO14001 認証取得の奨励及び普及啓発の推進に努めます。…… 商工課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内中小企業の経営改善を図るため、国際標準化機構が定める ISO9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズの認証取得を申請する事業所に対し、申請料の一部を助成します。	商工課	・認証取得予定企業の調査を実施しました。 ・ISO14000 取得予定(平成19年度)企業2社を把握しました。	・認証取得予定企業の調査を実施します。 ・国際標準規格認証取得支援事業補助金(ISO14000)の交付を1社実施します。
エコアクション21について、自治体イニシャティブの制度の導入により、認証登録を促進することを検討します。	環境政策課	・エコアクション 21 を含む環境マネジメントシステムを導入した市内事業所を一覧にして紹介するホームページの準備作業を進めました。 ・自治体イニシャティブ制度をPRするリーフレットを窓口等で配布しました。	・エコアクション 21 を含む環境マネジメントシステムを導入した市内事業所を一覧にして紹介するホームページを掲載し、環境マネジメントシステムの普及啓発を進めます。 ・自治体イニシャティブ制度をPRするリーフレットを窓口等で配布します。

21 ISO14001: 企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことで、国際標準化機構が国際規格化したもののことをいいます。

22 エコアクション 21: 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく制度です。

23 自治体イニシャティブ: 自治体のイニシャティブの下、市内の多くの事業者が一斉にエコアクション 21 に取り組むことで、市域全体の温室効果ガス排出削減、エネルギーコスト削減などを実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みをいいます。

4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。

市民や事業者の環境保全活動を促進するためには、環境保全活動の支援や参加の促進、環境情報の提供などを促進することが必要です。市民の皆さんにとって魅力ある環境講座の開設など、市民の皆さんが参加しやすい、又は参加したくなるよう取組を進めます。

表 5-11 環境指標⑪

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
ゴミゼロ運動参加者数 江戸川クリーン作戦参加者数 (人)	49,931	44,515	38,730	58,200	環境政策課算定
環境講座参加者数 (人)	374	389	1,133	750	

4-2-1 環境マナーとモラル向上の推進

◆ 環境マナーやモラルの向上のため、PR に努めます。…………… 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
犬の糞の後始末や動植物の適正管理などのマナーやモラルについて広報などで啓発します。	環境政策課	・広報・ホームページで、犬の登録、予防注射、犬・猫の適正な飼い方等について情報提供し、啓発を行いました。	・引き続き、広報・ホームページで犬・猫等のペットについて適正な管理のための情報を提供し、啓発を行います。

4-2-2 環境保全活動への支援と参加の促進

◆ 市民の環境保全活動やイベントを支援し、参加を促します。
…………… コミュニティ課、環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市民活動団体公益事業補助を実施し、市民の環境保全活動等を支援します。	コミュニティ課	・18 年度の事業として、応募があった 15 事業について、第1回流山市民活動団体公益事業補助金公開審査を行い、「市民公益事業」として 10 事業を採択し、うち 4 件が環境保全活動関係事業でした。	・19 年度の事業として、応募があった 8 事業について、流山市民活動団体公益事業補助金公開審査を行い、「市民公益事業」として 8 事業を支援し、うち 2 件が環境保全活動関係事業です。
各自治会や各種団体の協力を得ながら、ゴミゼロ運動及び江戸川クリーン作戦を展開し、地域の環境美化を推進します。	環境政策課	・各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋にゴミゼロ運動を展開し、市内の投棄ごみを片付け、地域の環境美化を図りました。	・引き続き、各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋のゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦を実施し、市内の環境美化を推進します。
	クリーン推進課	・春季ゴミゼロ運動には、98 団体から延べ 16,875 人が参加し、約 28t のごみを回収しました。秋季ゴミゼロ運動には、153 団体から延べ 21,855 人が参加し、約 30t のごみを回収しました。 ・5 月 28 日(日)江戸川クリーン大作戦は雨天のため中止となりました。	・引き続き、各自治会や各種団体の協力を得ながら、春及び秋のゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦を実施し、市内の環境美化を推進します。

環境団体のイベントを支援します。	環境政策課	・市内の環境団体、大学、事業所が参加して開催した環境シンポジウムに対し補助するとともに、市も加わって協働でイベントを支援しました。 ・市民を対象に環境学習を実施した環境団体に対し、活動費の補助を行いました。 ・環境団体が主催する行事について後援し、PR 等での協力を行いました。	・市内の環境団体、大学が参加して開催する環境シンポジウムを協働で開催し、各団体が展開している活動を紹介するパネル展示会の中では、活動のPRをするほか市民の環境意識の高揚を図ります。 ・環境団体が主催する行事について後援し、PR 等での協力を行います。
	リサイクル推進課	・環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施しました。	・引き続き、環境団体等の開催する自主講座の開催場所として、リサイクルプラザ・プラザ館を提供するとともに、ホームページでの情報提供を実施します。
各種講座等を通じ、市民参加を促進します。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館において、生ごみ堆肥作りや紙すき教室など 17 種類のごみ減量に関する講座を延べ 37 回開催し、延べ 648 名の方が参加しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館において、ごみ減量に関する講座を開催し、市民の参加を促進します。

◆ 市民や事業者の環境保全活動に環境アドバイザーなどの指導者を派遣します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
千葉県の環境学習アドバイザー制度 ²⁴ を活用し、指導者の派遣を進めます。	環境政策課	・千葉県の環境学習アドバイザー制度が市民や事業者による環境保全活動に活用されるよう、リーフレットを配布してPRしました。	・千葉県の環境学習アドバイザー制度が市民や事業者による環境保全活動に活用されるよう、リーフレットを配布してPRします。
市内の環境保全に造詣の深い人を登録する仕組みをつくります。	環境政策課	・登録者の十分な活用ができていない先進事例がないか、調査を開始しました。	・登録者の十分な活用ができていない先進事例がないか、調査を進めます。
環境アドバイザーなどの指導者が活動しやすい場を作り、その醸成を進めます。	環境政策課	・環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするため、先進地(柏市、杉並区、新宿区)の視察を実施しました。	・市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。 ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。
	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進するとともに、リサイクルなどの分野の指導者を活用した各種講座を開催します。

24 千葉県の環境学習アドバイザー制度：住民団体や市町村等が実施する学習会、研修会などに講師として環境学習アドバイザーを派遣することにより、地域における環境学習を推進し、環境保全に関する知識の普及と環境保全活動を促進することを目的としています。

4-2-3 環境に関する情報の共有・交流の推進

- ◆ 流山市クリーンセンターなどの施設を活用し、市民との情報の共有や交流の推進に努めます。
 環境政策課、リサイクル推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
リサイクルプラザ・プラザ館を環境保全活動の拠点として展示コーナーなどを利用し、環境に関する情報を積極的に提供します。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、古タオルで作ったぞうりやペットボトルで作った園芸道具などを展示するとともに、紙やペットボトルのリサイクル工程について紹介したポスター等を展示しました。 ・展示コーナーにごみ・リサイクル関係、環境保全関係の図書や冊子、ビデオなどを置き、同コーナーに設置したテーブル、いす、テレビ等を使って、自由に閲覧してもらいました。 ・リサイクルプラザ・プラザ館で、各家庭から出された粗大ごみの中からまだ使える家具と自転車を修理再生し、安価で販売しました。平成18年度は、家具236点、自転車148点を提供しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の展示コーナーにおいて、リサイクル品などを展示するとともに関係の図書や冊子、ビデオなどを充実させ、リサイクル、環境保全に関する情報を提供します。 ・家具と自転車を修理再生し、販売する事業を行います。
市民団体等の活動と交流の場として、施設の利用を推進し、環境保全活動を進めます。	リサイクル推進課	・リサイクルプラザ・プラザ館で環境シンポジウムや地球温暖化防止に関する市民講座などが開催されるなど、市民団体による利用を図りました。	・引き続き、市民団体などによるリサイクルプラザ・プラザ館の利用を促進します。
環境への理解、環境活動への意欲の増進、自発的な活動の促進が図られるように、市、市民、事業者などが情報交流できる場を提供します。	環境政策課	・環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。(再掲) ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするため、先進地(柏市、杉並区、新宿区)の視察を実施しました。(再掲)	・市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。(再掲) ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。(再掲)

4-2-4 市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築

- ◆ 市民や事業者、市民団体と市が連携・協力しながら、地域の環境保全活動に取り組むグランドワークを進めます。 環境政策課、みどりの課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
(再掲)個人の所有する山林を市民の森として市が借りて、下草刈り等をして市民が散策できるように整備をします。	みどりの課	・市民の森として18か所、12.6haを借り上げるとともに、それらの除草、清掃、安全点検を行いました。	・引き続き市民の森として市が借りるとともに、適正な維持管理を行います。
自然環境の分野で環境団体や庁内関係課と協力して、その保全を図ります。	環境政策課	・里山や利根運河の保全、オオタカやホタル保護活動に対して、団体の活動を関係課と連携して支援しました。	・里山や利根運河の保全、オオタカやホタル保護活動に対して、団体の活動を関係課と連携して支援します。

- ◆ パートナースhip精神に基づき、市、市民、事業者、滞在者がそれぞれ担っている役割に責任を持ち協力しながら市民主導型社会を形成していくことをめざしたルールづくりを行います。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
平成17年度に取りまとめられた「市民と行政の協働まちづくりのための指針」に基づき、環境保全のための市民活動との協働により、自然環境の保護、野生生物の保護、リサイクル事業、地球温暖化防止などを促進します。	環境政策課	・市民活動団体公益事業で4団体の活動を支援し、自然環境の保護、地球温暖化の防止、河川の水質浄化を市民団体と協働で推進しました。	・市民活動団体公益事業で2団体の活動を支援し、自然環境の保護、地球温暖化の防止について市民団体と協働で推進します。

4-3 環境教育・環境学習を推進する。

学校ビオトープ²⁵設置数とリサイクルプラザ・プラザ館来場者数は、目標に対して特に良好な状態にあります。環境教育や環境学習の推進は、市民等の環境保全活動の促進に大きな役割を果たすことが期待できるので、引き続き現在の取組を進めていきます。

表 5-12 環境指標⑫

項目	平成16年度実績	平成17年度実績	平成18年度実績	目標 (平成21年度)	備考(根拠等)
学校ビオトープ設置数 (校)	2	6	11	23	市総合計画(実施計画)
リサイクルプラザ・プラザ館来場者 (人)	6,511	6,327	8,037	6,000	リサイクル推進課算定
人材登録者数 (人)	1	1	1	5	生涯学習課算定
表彰者数 (人)	2	2	5	5	環境政策課算定
環境講座参加者数(再掲) (人)	374	389	1,133	750	

4-3-1 学校などにおける環境教育の推進

- ◆ 小・中学校での「総合的な学習時間」などを活用して、環境教育の充実を図ります。... 指導課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内小中学校に学校ビオトープを、教員・保護者・児童生徒の手で整備し、自然を見つめる科学の目を育てます。また、流山市の自然を愛する心を育みます。	指導課	・環境教育の充実を図るため、常盤松中学校・八木北小学校・八木南小学校・東小学校の4校でビオトープを整備しました。 ・これまでの累計で独自整備を含め11校の整備が進み、各校で総合学習や環境学習に活用されました。	・19年度は小山小学校を除く残り12校で学校ビオトープを整備します。 ・ビオトープを整備した学校で、環境学習等に活用します。

25 ビオトープ；本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。

◆ 環境教育・環境学習に対する支援体制の整備を推進します。

..... 環境政策課、リサイクル推進課、指導課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
環境紙芝居を募集します。	環境政策課	・環境学習の教材に活用できる環境紙芝居等の先進的な実践例の調査を開始しました。	・環境学習の教材に活用できる環境紙芝居等の先進的な実践例の調査を進めます。
環境教育・環境学習に活用できるように、環境基本計画等について小学生版を作成します。	環境政策課	・小学生等を対象に、分かりやすいエコ・チェックシート(環境家計簿)を作成しました。その中では地球温暖化のほか、ごみ処理とリサイクルの取組を解説しました。	・クリーンセンター見学会に合わせ、エコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取組を呼びかけます。(再掲) ・市民版エコ・チェックノートも作成し、自宅で気軽に取組めるようにホームページからのダウンロードを可能とし普及啓発を進めます。 ・市内公共施設の窓口やイベント等でエコ・チェックノートを配布します。
環境学習活動のシステム化プロジェクトを検討します。	環境政策課	・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討の中で、先進地(柏市、杉並区、新宿区)の視察を実施しました。(再掲)	・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討と併せ、環境学習の先進事例等を調査します。
	指導課	・流山市内の教職員研修として実施しているワーキンググループ研修の環境教育研究会を2回実施しました。ビオトープづくりのノウハウや活用状況について、情報交換を行いました。	・引き続き、ワーキンググループ研修:環境教育研究会を2回実施します。(5月に1回目実施)
小学生を対象として施設見学会を実施します。	リサイクル推進課	・市内小学4年生全員を対象に、クリーンセンターの施設見学会を開催しました。	・施設見学会を継続実施します。その際、合わせて、ごみの分別リサイクルの大切さについて、説明します。その他に小中学校の教職員を対象としたケロクルミーティングを開催しごみ減量の周知を図ります。
生涯学習情報「まなびガイド」で市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介していきます。	生涯学習課	・生涯学習情報「まなびガイド(広報)」、「まなびピア流山 21(冊子)」で、市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介しました。	・引き続き、生涯学習情報「まなびガイド(広報)」、「まなびピア流山 21(冊子)」で、市役所や大学等で実施する環境に関する各種講座、イベント等を市民に紹介します。

◆ 環境教育の人材を育成するとともに、人材の提供に努めます。…… 環境政策課、リサイクル推進課

◆ 市表彰条例に基づいて、環境保全活動に貢献した市民や市民グループなどを表彰します。

◆ 地元の様々な情報や技術、知恵などを持っている方々に、環境教育の指導者として、協力をお願いしていきます。

51

4-3-3 市民環境セミナーの推進

- ◆ 環境に関する市民講座や研修会、イベントなどを開催し、地域環境問題を考える機会を創出します。
 環境政策課、リサイクル推進課、生涯学習課、図書館、博物館

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市内の大学等の関係機関と連携し、環境講座などの開設を進めます。	環境政策課	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境シンポジウム・グリーンフェスティバルの開催、グリーンチェーンの推進などで市内の大学と連携して実施しました。	・河川の水質調査、熱環境調査のほか、環境シンポジウム・グリーンフェスティバルの開催、グリーンチェーンの推進などで市内の複数の大学と連携して進めます。
社会教育施設等で環境問題を取り入れた講座を実施します。	博物館	・ふるさと入門講座考古学コースにおいて、地域の歴史を学ぶとともに、産業の進化に伴う物の活用法、物の大切さ、資源の活用方法等を通じ、その時代ごとの生活環境について併せて学習しました。	・博物館子ども教室において、縄文時代の体験学習である、勾玉づくり、アンギンづくり、及び竹細工による伝承遊びを通じて、物の再利用や自然と親しみ、環境について考えます。
社会教育施設等で実施するイベントなどで環境問題に関するブースを設け、市民に啓発します。	リサイクル推進課	・18年度は、環境シンポジウムにあわせて、フリーマーケットを開催しました。	・19年度も、環境シンポジウムにあわせて、フリーマーケットを開催する予定です。
	図書館	・保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施し、492 人の市民に対し、1, 599 冊の雑誌を提供しました。	・引き続き、保存期間の過ぎた雑誌を市民に譲与する「図書館雑誌のリサイクル」を実施します。
	環境政策課	・手賀沼ポスター展を2会場で実施しました。 ・環境シンポジウムで、江戸川の保全を始め地球温暖化対策に至るまで環境全般にわたった流山市の状況をパネル展示し、啓発しました。	・手賀沼ポスター展を実施します。 ・環境シンポジウムで、江戸川の保全や地球温暖化対策への取組をパネルに展示し、啓発します。

4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

ここに示した環境指標は、市民一人あたりの温室効果ガス排出量を除いていずれも悪化しており、目標達成のための取組を強化することが必要です。庁舎等の温室効果ガス排出量は本年度より計画に基づく取組を開始したところであり、市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、現在算定可能なのは平成17年度までです。したがって、取組の効果を確認できるようになるのは来年度以降になりますが、増加傾向にある現状を踏まえ、取組を進める必要があります。

表 5-13 環境指標^⑬

項 目	平成 16 年度 実績	平成 17 年度 実績	平成 18 年度 実績	目 標 (平成 21 年度)	備考(根拠等)
リサイクル協力店舗数 (店)	10	9	8	50 (H20)	ごみ処理基本計画
市民一人あたりの温室効果ガス排出量 (t/年・人)	3.93 (H15)	3.92 (H16)	3.83 (H17)	3.68	流山市地球温暖化対策地域推進計画：市民一人あたり6%削減
庁舎等の温室効果ガス排出量 (t/年)	5,007	5,314	5,411	4,684	流山市地球温暖化対策実行計画（ごみ焼却、水道施設を除く）
環境家計簿参加者数 (人)	-	-	環境家計簿作成	5,000	環境政策課算定

4-4-1 地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践

◆ 地球環境保全意識の啓発に努め、地球に優しいライフスタイルの実現を推進します。

..... 環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
自然にやさしい地球環境や健康にまで配慮したライフスタイル、すなわちロハス ²⁶ を推進します。	環境政策課	・ロハスの実践例を収集するとともに、具体的にはホームページの作成を開始しました。	・ロハスの実践例をもとにしたホームページを掲載し、ロハススタイルの普及啓発を進めます。



²⁶ ロハス：LOHAS(Lifestyles of Health and Sustainability の略語)とは、「健康と地球環境」意識の高いライフスタイルを指しています。

◆ 地球環境に関わる団体やボランティア活動の場を整備します。

..... コミュニティ課、環境政策課、リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
生涯学習センターや市民活動推進センター、リサイクルプラザ・プラザ館などの有効活用を促進するなど、活動の場を提供します。	生涯学習課	・平成18年4月に生涯学習センターをオープンしました。 ・同センターの管理を指定管理者に代行させ、利用者が良好な形で利用できるよう、施設の維持管理を行うとともに、経費の節減を図りました。	・引き続き、生涯学習センターの管理を指定管理者に代行させ、利用者が良好な形で利用できるよう、施設の維持管理を行うとともに、経費の節減を図ります。
	コミュニティ課	・4月に、会議室、交流サロン、印刷機などを備えた作業室等からなる市民活動推進センターをオープンし、市民活動の拠点としての利用を進めました。	・引き続き、会議室、交流サロン、印刷機などを備えた作業室等からなる市民活動推進センターを、市民活動の拠点としての利用を進めます。
	環境政策課	・環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館で開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRしました。(再掲) ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするため、先進地(柏市、杉並区、新宿区)の視察を実施しました。(再掲)	・市民環境講座や環境シンポジウムをリサイクルプラザ・プラザ館及び市民活動推進センターで開催し、環境学習、活動の場として利用されるよう広くPRします。(再掲) ・リサイクルプラザ・プラザ館を環境学習、活動の拠点とするための検討を行います。(再掲)
	リサイクル推進課	・リサイクルなど環境分野の各種団体に、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、活動の場を提供しました。	・引き続き、リサイクルプラザ・プラザ館の利用を推進し、リサイクルなど環境分野の各種団体に活動の場を提供します。

◆ 地球環境問題への対応について、市民・事業者・滞在者への教育、普及啓発、民間団体の活動の支援等を行い、その推進に努めます。 リサイクル推進課、生涯学習課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
リサイクル協力店制度の見直しを行うとともに、そのPRに努めます。	リサイクル推進課	・リサイクル協力店の認定店が流山地区のスーパーの撤退により、9店舗から8店舗に、1店舗減少しました。	・平成19年度から認定要件を見直し、新たにリサイクル推進店制度として拡大を図ります。
市教育委員会が行う行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRも協力していきます。	生涯学習課	・教育委員会の行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRに協力しました。(環境に関する事業6件の後援のほか、計10件)	・引き続き、教育委員会の行事の共催及び後援において、環境問題に関するものも積極的に取り入れ、社会教育施設におけるPRに協力します。(環境に関する事業5件の後援のほか、計10件を予定)

4-4-2 二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出抑制の推進

- ◆ 京都議定書の発効を踏まえ、市の自然的社会的条件を活かした温室効果ガスの排出削減に資する地域整備、樹林の保全等に資する行動計画を策定し、その推進に努めます。……………環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
市の自然的社会的条件を活かし温室効果ガスの排出削減に資する地球温暖化対策地域推進計画を策定します。	環境政策課	・ストップ温暖化！ながれやま計画の点検・評価を行い、実施状況を18年版環境白書に掲載して公表しました。 ・16年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、基準年度(15年度)の592,453t-CO₂と比較して490t-CO₂削減できました。 ・削減目標の市民一人当たりの排出量は、基準年度の3.93t-CO₂に対して16年度は3.92t-CO₂で、0.1%削減できました。	・ストップ温暖化！ながれやま計画の点検・評価を行い、実施状況を19年版環境白書に掲載して公表します。

- ◆ 市が行う事務・事業に関し、温暖化対策の観点から、CO₂等の排出抑制に関する計画の策定、施策の実施を図ります。……………行政改革推進課、管財課、環境政策課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
地球温暖化対策実行計画を策定します。	行政改革推進課	・両面印刷可能な機器の導入と活用に努めました。	・両面印刷可能な機器の導入と活用に関し、引き続き働きかけを行います。
	管財課	・CO ₂ 排出抑制の観点から、冷房は28℃、暖房は20℃となるよう、温度設定を調整しました。	・引き続き、冷暖房の温度設定の調整を継続します。
	環境政策課	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの点検・評価を行い、実施状況を18年版環境白書に掲載して公表しました。 ・17年度の市庁舎全体からの温室効果ガス排出量は、基準年度(16年度)26,409t-CO₂と比較して790t-CO₂削減できました。 ・区分別の削減目標は、次のとおりでした。 <市役所事務・事業関連> 基準年度に対して6.1%増加しました。 <ごみ処理施設関連> 基準年度に対して6.3%削減できました。 <水道施設関連> 基準年度と同排出量でした。 ・地球温暖化の取組として市の施設において屋上緑化と壁面緑化を実施しました。 屋上緑化：水道局庁舎 壁面緑化：西平井・鰭ヶ崎地区 区画整理事務所、本庁舎第3庁舎	・ストップ温暖化！市役所アクションプログラムの点検・評価を行い、実施状況を19年版環境白書に掲載して公表します。

4-4-3 地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発

- ◆ 環境家計簿の普及などにより市民の日常生活に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を促進します。…………… 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課

行動内容	担当課	平成18年度の行動内容	平成19年度の行動予定
環境家計簿の作成やその普及に向けたPRを推進します。	環境政策課	・日常生活の中で CO ₂ の削減など、環境にやさしい行動に取り組める小学生等を対象にした分かりやすいエコ・チェックノート(環境家計簿)を作成しました。その中では地球温暖化のほか、ごみ処理とリサイクルの取組も解説しました。	・クリーンセンター見学会に合わせ、エコ・チェックノートを配布し、家庭でできる温暖化への取組を呼びかけます。(再掲) ・市民版エコ・チェックノートも作成し、自宅で気軽に取組めるようにホームページからのダウンロードを可能とし普及啓発を進めます。 ・市内公共施設の窓口やイベント等でエコ・チェックノートを配布します。
	リサイクル推進課 クリーン推進課	・環境家計簿にごみの適正な分別・減量化・リサイクルの観点が盛り込まれるようにし、その普及に向けたPRに努めました。	・環境家計簿を、施設見学に訪れた人やケロクルミーティングで配布し、ごみの適正な分別・減量化・リサイクルの普及に向けたPRに努めます。

6 地球温暖化対策実行計画の実施状況

1) 地球温暖化対策実行計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 21 条に基づいて、市役所庁舎などから排出される温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

取組は、主に庁舎等での省エネルギー対策となります。地球温暖化の防止に向けて、市役所として積極的な取組を行っていることを、広く市民や事業者のみなさんに対してお知らせすることも、この計画の役割のひとつです。

この計画は、市役所が直接管理している施設を対象としているので、市庁舎はもとより、図書館や公民館、クリーンセンター、市立小・中学校などの施設について、温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、排出抑制のための取組を進めています。

なお、社会福祉協議会のように別法人である場合などや委託等により他者が管理している施設などは、可能な範囲での協力を要請していくこととしています。

2) 地球温暖化対策実行計画の実施状況

(1) 庁舎等からの温室効果ガス排出量の状況

平成 18 年度の市庁舎等の全ての事務及び事業からの温室効果ガス排出量は、25,250t-CO₂であり、平成 17 年度よりも削減することができました。灯油の使用に伴う排出量(2,023t-CO₂)が約 700t-CO₂の削減となっており、これが削減を達成した主な要因です。

表 6-1 庁舎等からの項目別温室効果ガス排出量の推移(平成 17～18 年度)

項目			活 動 量 (使用量等)		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 17 年度 量	平成 17 年度 比率	平成 18 年度 量	平成 18 年度 比率
燃料の使用	ガ ソ リ ン	L	123,249.5	119,449.9	286	1.1%	277	1.1%
	灯 油	L	1,100,894.7	812,711.8	2,741	10.7%	2,023	8.0%
	軽 油	L	34,340.7	22,712.8	90	0.4%	59	0.2%
	A 重 油	L	80,800.0	69,700.0	219	0.9%	189	0.7%
	L P ガ ス	m ³	75,500.6	77,610.4	453	1.8%	466	1.8%
	都 市 ガ ス	m ³	301,544.3	325,572.3	591	2.3%	638	2.5%
設 備 ご と の 燃 料 の 使 用		-	-	-	12	0.0%	9	0.0%
燃 料 の 使 用 (合 計)		-	-	-	4,392	17.1%	3,661	14.5%
電 気 の 使 用		kWh	21,495,082.0	21,246,710.6	8,125	31.7%	8,031	31.8%
自 動 車 の 走 行		km	903,785.3	917,966.1	8	0.0%	8	0.0%
HFC カーエアコン使用台数		台	147	161	3	0.0%	3	0.0%
一般廃棄物の焼却 (うち廃プラスチックの焼却)		t	40,137.3 (4,575.7)	41,598.8 (4,742.3)	12,878	50.3%	13,347	52.9%
生 活 排 水 処 理	し 尿 処 理 量	m ³	4,200.4	3,797.7	213	0.8%	199	0.8%
	浄 化 槽 処 理 対 象 人 員	人	4,949	4,879				
SF ₆		kg	0.0	0.0	0	0.0%	0	0.0%
合 計		-	-	-	25,619	100.0%	25,250	100.0%

- 備考) 1 他者に委託して行う事務・事業は、算定の対象外です。
2 上表の数値は端数処理しているため、合計とは合わないことがあります。
3 LPガス：液化石油ガス（プロパンガス）
4 自動車の走行量：低公害車（天然ガス自動車、ハイブリッド、電気自動車）を除く。
5 SF₆：変圧器等への封入量＋点検時排出量＋廃棄量

地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの排出特性を踏まえて、庁舎等でのいわゆるオフィス活動に伴うものとして「市役所事務・事業関連」、ごみの焼却など廃棄物の処理に伴うものとして「ごみ処理施設関連」、水道事業に伴うものとして「水道施設関連」の3つの目標を設定しました。削減目標を設定した区分ごとの排出量の状況は、市役所事務事業関連が基準年度に対して約8%増加し5,411t-CO₂となったほかは、ごみ処理施設関連では約8%削減の17,591t-CO₂となり、水道施設関連では基準年度と約4%削減の2,247t-CO₂になりました。なお、「市役所事務・事業関連」の増加の要因としては、福祉会館（下花輪）の新設や流山おおたかの森駅自由通路の開設、生涯学習センターのオープンなどであり、庁舎等については減少の傾向にありました。

表 6-2 温室効果ガス排出量の状況

単位:t-CO₂

区 分	基準年度 (平成 16 年度)	実績(平成 18 年度)		目標年度 (平成 21 年度)
		実績	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,411	+8.1	4,684
ごみ処理施設関連	19,053	17,591	-7.7	20,071
水道施設関連	2,349	2,247	-4.3	2,486
合 計	26,409	25,250	-4.4	27,242

- 備考) 1 市役所事務・事業関連: 庁舎、学校、公民館等
 2 ごみ処理施設関連: クリーンセンター、し尿処理施設
 3 水道施設関連: 浄水場(工務課)
 4 上記の数値は端数処理をしているため、合計とは合わないことがあります。

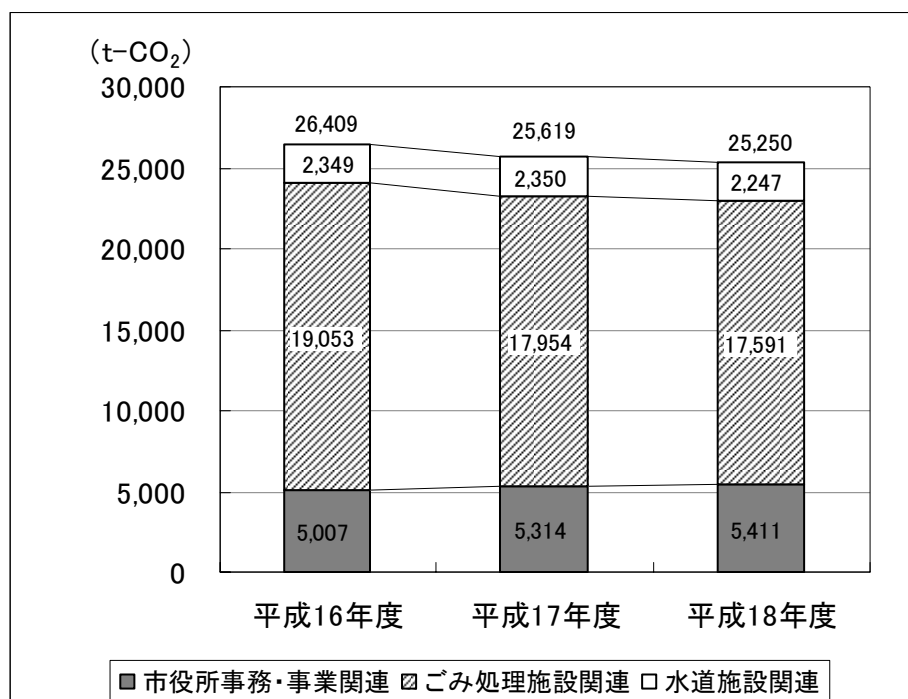


図 6-1 庁舎等からの温室効果ガス排出量の推移

(2) 削減目標達成の状況

削減目標の区分ごとの目標達成の状況は、表 6-3 に示すとおりであり、市役所事務・事業関連の排出量が 5,411t-CO₂ と 8.1%の増加となっていますが、ごみ処理施設関連では 114kg-CO₂/人と基準年度に対して 9.5%の削減であり、水道施設関連では 15.8kg-CO₂/人と基準年度に対して 4.4%の削減となっています。

今後は、温室効果ガスの排出量が増加した市役所事務・事業関連の取組を強化することが必要です。

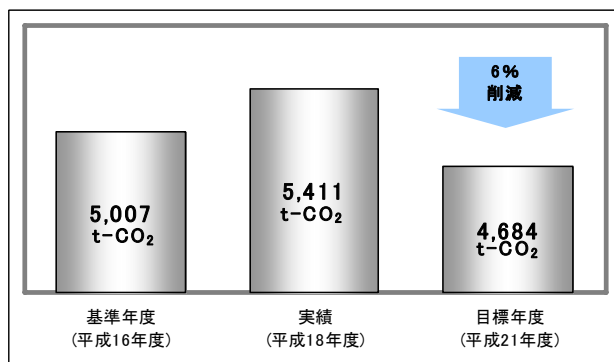
表 6-3 削減目標達成の状況

単位:kg-CO₂/人

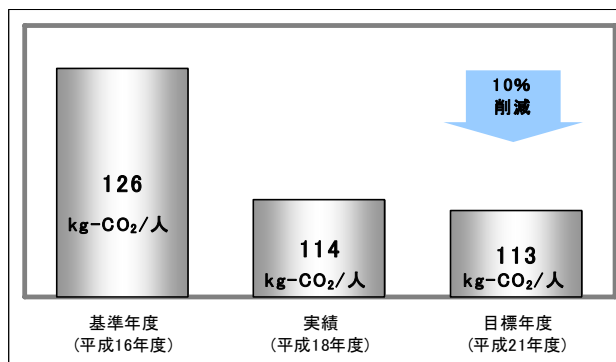
区分	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 18 年度)		目標年度 (平成 21 年度)
		実績値	増減率(%)	
市役所事務・事業関連	5,007	5,411	+8.1	4,684
ごみ処理施設関連	126	114	-9.5	113
水道施設関連	16.5	15.8	-4.4	15.5

※市役所・事務事業関係の単位は、t-CO₂

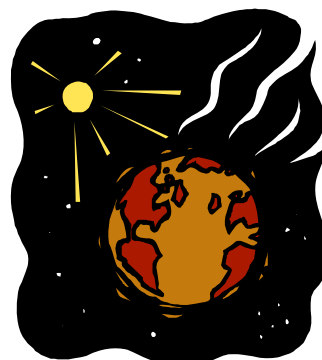
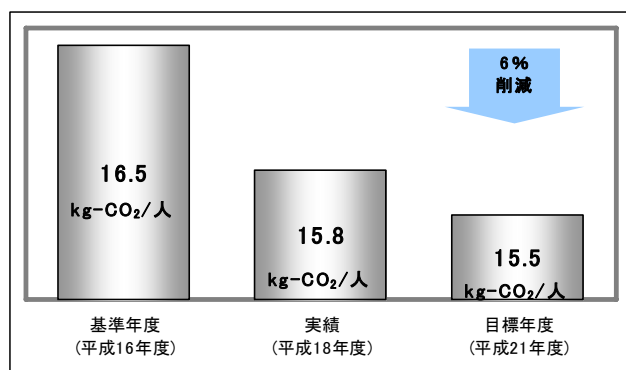
削減目標① 市役所事務・事業関連 基準年度に対して、温室効果ガス排出量を 6%削減します



削減目標② ごみ処理施設関連 基準年度に対して、市民一人²⁷あたりの温室効 果ガス排出量を 10%削減します



削減目標③ 水道施設関連 基準年度に対して、給水人口一人²⁸あたりの温 室効果ガス排出量を6%削減します



²⁷ 市民一人あたり：平成 18 年度人口 154,196 人（年度末人口）。

²⁸ 給水人口一人あたり：平成 16 年度給水人口 142,513 人。

① 市役所事務・事業関連

平成 16 年度に対して温室効果ガスの排出量が 8.1%の増加となりましたが、内訳をみると A 重油や都市ガスなどの燃料と電気の使用量が増加しており、このことによって、温室効果ガス排出量が増加しています。これは福祉会館の新設や流山おおたかの森駅の整備、生涯学習センターのオープンなどによる増加であり、この計画による取組によって、灯油の使用量を暖冬とあいまって大幅に減らすことができたことはもとより、庁舎等については温室効果ガスの排出量が削減の傾向にあります。

市役所事務・事業関連は職員一人ひとりの取組の状況によって、成果が異なることが考えられます。今後は職員への啓発活動の強化などにより、さらなる取組の促進を図ります。

表 6-4 市役所事務・事業に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 18 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	109,414.9	116,048.9 L	+6.1	102,900 L
	灯 油	140,049.8	117,711.8 L	-16.0	131,600 L
	軽 油	30,920.1	22,532.8 L	-27.1	29,060 L
	A 重 油	55,247.0	69,700.0 L	+26.2	51,930 L
	L P ガ ス	72,004.5	76,518.5 m ³	+6.3	67,680 m ³
	都 市 ガ ス	293,212.8	325,572.3 m ³	+11.0	275,600 m ³
電 気 使 用 量		8,087,046.0	10,059,157.0 kWh	+24.4	7,602,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		903,669.1	878,066.1 km	-2.8	849,400 km
生活排水 処 理	浄化槽処理 対象人員	5,287	4,879 人	-7.7	4,970 人

② ごみ処理施設関連

平成 18 年度の結果は、ごみ処理施設等の運転に必要な灯油や電気使用量がそれぞれ 49.1%、28.0%の削減を達成するなど、目標に向かって順調に推移しています。ごみの減量やリサイクルの一層の推進によって、市民一人あたりのごみの排出量を減らし、目標達成を目指すことが必要です。

表 6-5 ごみ処理施設関連に係る活動項目別実績(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 18 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	—	— L	—	— L
	灯 油	1,366,187.0	695,000 L	-49.1	1,093,000 L
	軽 油	240.0	180 L	-25.0	225.6 L
	A 重 油	—	— L	—	— L
	L P ガ ス	930.7	1,091.9 m ³	+17.3	874.9 m ³
	都 市 ガ ス	—	— m ³	—	— m ³
電 気 使 用 量		7,310,603.0	5,262,960.0 kWh	-28.0	6,872,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		19,300.0	13,900.0 km	-28.0	18,140.0 km
一 般 廃 棄 物 焼 却 量		39,744.4	41,598.8 t	4.7	45,605.0 t
生 活 排 水 処 理	し尿処理量	4,161.5	3,797.7 m ³	-8.7	3,662.0 m ³

③ 水道施設関連

水道施設関連では平成 16 年度に対して、電気使用量とガソリン使用量を減らすことができました。水道施設関連においては、ポンプ等の効率的な運転に努め、温室効果ガス排出量の一層の削減を目指します。

表 6-6 水道関連施設の活動項目別指標の状況(直接的に寄与する項目)

項 目		基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 18 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン	5,020.0	3,401.0 L	-32.3	4,719 L
	灯 油	4,267.0	— L	—	4,011 L
	軽 油	436.0	— L	—	409.8 L
	A 重 油	—	— L	—	— L
	L P ガ ス	41.0	— m ³	—	38.5 m ³
	都 市 ガ ス	74.0	— m ³	—	69.6 m ³
電 気 使 用 量		6,148,681.0	5,924,598.0 kWh	-3.6	6,518,000 kWh
自 動 車 の 走 行 量		60,565.0	26,000 km	-57.1	56,930 km

備考)平成 17 年度からガソリン以外の燃料は、外部委託により計画対象外となりました。

④ その他水道使用量等

平成 18 年度の実績において、水道使用量はおおむね横ばいで、再生紙の使用割合は向上しましたが、用紙の使用量は、増加の傾向にあります。

今後とも、水道使用や用紙の使用に伴う取組を推進し、目標の達成を目指します。

表 6-7 活動項目別実績(間接的に寄与する項目)

項 目	単位	基準年度 (平成 16 年度)	実績 (平成 18 年度)	増減率 (%)	目標年度 (平成 21 年度)
水 道 使 用 量	m ³	338,539	338,038	-0.1	318,200
用 紙 の 使 用 量	枚	19,557,604	23,600,259	+20.7	18,380,000
再 生 紙 の 使 用 割 合	%	84.4	85.5	+1.3	90.0
文 書 類 の 資 源 化 量	kg	30,390	39,700	+30.6	28,570

備考)用紙の使用量:A4 換算とする。

(3) 削減目標達成のための取組

この計画は、平成 18 年度より取組を本格的に行いました。「ストップ温暖化！市役所アクションプログラム 取組状況チェックシート」の実施をはじめとして、計画に定めた取組や啓発を行ってきました。

施設の増加などにより、庁舎等の温室効果ガスの排出量は増加しましたが、灯油などのように計画の効果が見られたものもあります。

◆ 取組状況チェックシート ◆

空調の適温励行やアイドリングストップの実施など庁内で取り組むべき事項を定めたチェックシートを作成し、部署ごとの実施状況を記録します。実施状況を報告することで取組を促すとともに、取組例の紹介などを行い、取組実施率の向上を図ります。

◆ 環境マネジメントシステム ◆

本計画の内容を踏まえて、温室効果ガス排出削減のための取組の呼びかけや上記のチェックシートに係る取組などを進めてきましたが、庁舎などから排出される温室効果ガス排出量をさらに抑制するため、環境マネジメントシステムの導入をすすめます。

7 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

1) 地球温暖化対策地域推進計画の概要

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 20 条に基づいて策定したもので、流山市全体の温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

流山市全体の温室効果ガス排出量を減らすためには、市民や事業者のみなさんが排出している温室効果ガス排出量を減らす必要があります。この計画では、市民や事業者のみなさんが取るべき行動について定めるとともに、行動を促進するために行う市の取組についても定めています。

2) 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況

(1) 温室効果ガスの排出量の状況

平成 17 年度の本市の温室効果ガス排出量を算定した結果、基準年度(平成 15 年度)の排出量に対して、2.5%減の 577,434 トンでした。基準年度との比較では、産業部門と運輸部門が減少したのに対して、民生部門が増加しています。平成 21 年度の目標を達成するためには、今後予測される温室効果ガス排出量の増加をできるだけ抑制することが必要です。

表 7-1 温室効果ガス排出量の実績

単位：t-CO₂/年

部 門	京都議定書 基準年	基準年度	現況		目標年予測値	平成21年度 目標値
	平成2年度 (1990)	平成 15 年度 (2003)	平成 16 年度 (2004)	平成 17 年度 (2005)	平成 21 年度 (2009)	
エネルギー転換部門	—	—	—	—	—	—
産 業 部 門	67,345	65,424	64,526	61,653	67,381	65,877
民 生 部 門	163,775	248,103	253,778	256,855	291,353	274,359
運 輸 部 門	187,188	267,508	261,861	246,492	308,437	285,416
廃 棄 物 部 門	9,735	11,418	11,797	12,435	16,077	15,227
代 替 フ ロ ン 類	793	1,064	1,091	1,059	1,227	1,227
温室効果ガス 合計	428,043	592,453	591,963	577,434	683,248	640,879
基準年度からの増減 (%)	—	—	-0.1%	-2.5%	+15.3%	+8.2%
市民一人あたり排出量	3.08 (3.0803)	3.93 (3.9273)	3.92 (3.9221)	3.83 (3.8264)	3.93 (3.9267)	3.68 (3.6832)
基準年度からの増減 (%)	—	—	-0.1%	-2.6%	0.0%	-6.2%

備考1 平成2年度、平成15年度の温室効果ガス排出量について、算定に使用した石油等消費構造統計の廃止に伴う根拠統計の総合エネルギー統計への変更やその他数値の再精査により温室効果ガス排出量を変更しています。

備考2 代替フロン類は運輸部門に含まれる数値のうち該当するものを再計上しています。

備考3 温室効果ガス排出量の合計や市民一人あたりの排出量は、kg 単位で計算したものを端数処理して計上しているため、表中の数値を使用して計算しても合計値や増減率が一致しないことがあります。特に市民1人あたりの排出量は有効数字9桁で算定しています。

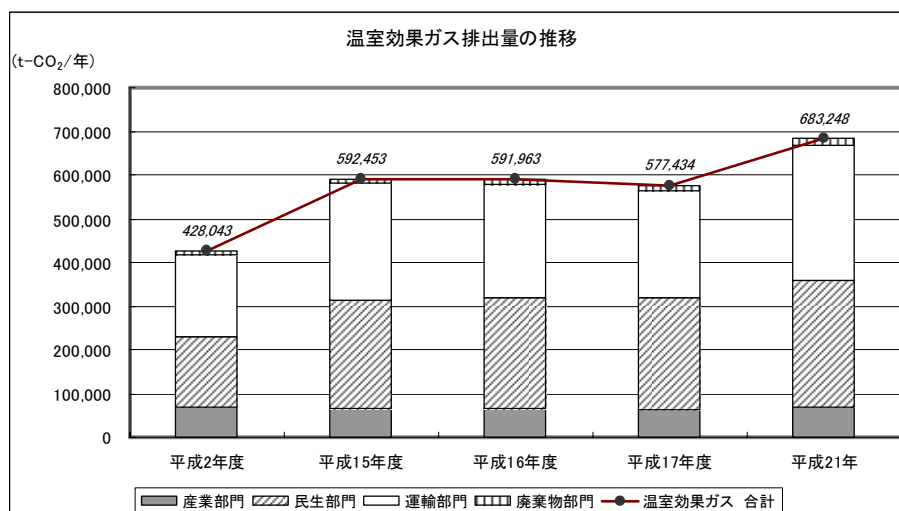


図 7-1 温室効果ガス排出量の推移

平成 17 年度の日本の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量のうち、産業部門が 35.2%と最も多くを占め、民生部門は 31.9%と産業部門に次ぐ排出量を占めています。これに対して、本市の温室効果ガス排出量は民生部門で 44.5%を占めるなど、日本全体と比較して多くを占めているだけでなく、排出量も著しく増えています。そのうち、私たちの生活に係わる民生家庭部門の排出量を抽出したものが、次に示すグラフであり、基準年度である平成 15 年度から 7.0%の増加となっています。

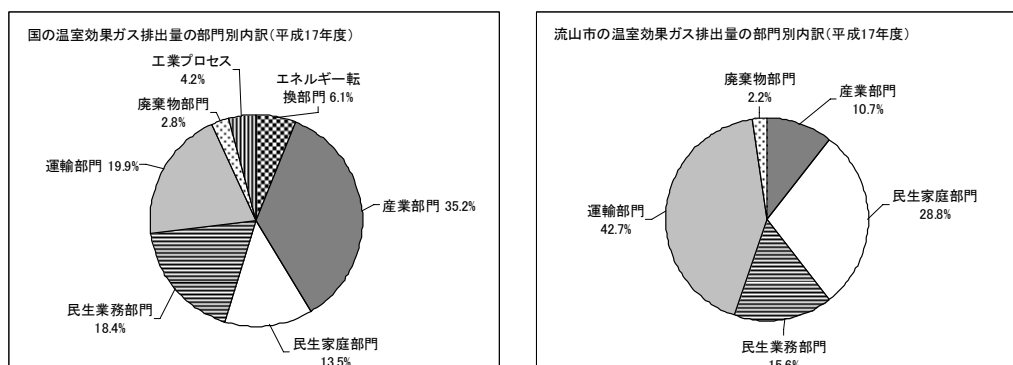


図 7-2 温室効果ガス排出量の部門別内訳(平成 17 年度)

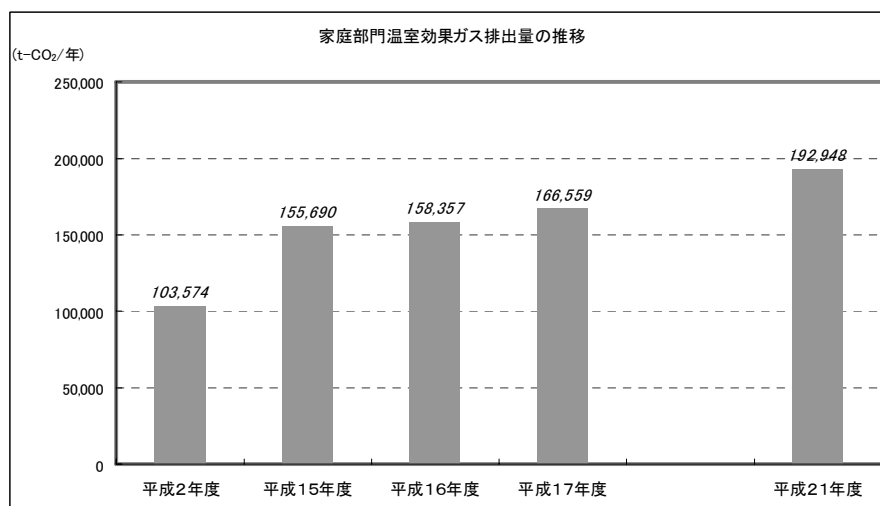


図 7-3 民生家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

(2) 温室効果ガスの削減目標達成の状況

本計画では、市民一人あたりの温室効果ガス排出量を基準年度(平成 15 年度)に対して 6%以上削減することを目標としています。平成 17 年度の市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、3.83t-CO₂/人と基準年に対して 2.5%の削減を達成しています。

本市の温室効果ガス排出量は民生部門と運輸部門が多くを占めており、温室効果ガス排出量を削減し目標を達成するためには、市民の皆さんの日常生活や事業活動の中での温室効果ガス排出抑制対策が、大きな役割を占めることになります。

**平成 21 年度における市民一人あたりの温室効果ガス排出量を
基準年度(平成 15 年度)に比べ6%以上削減する**

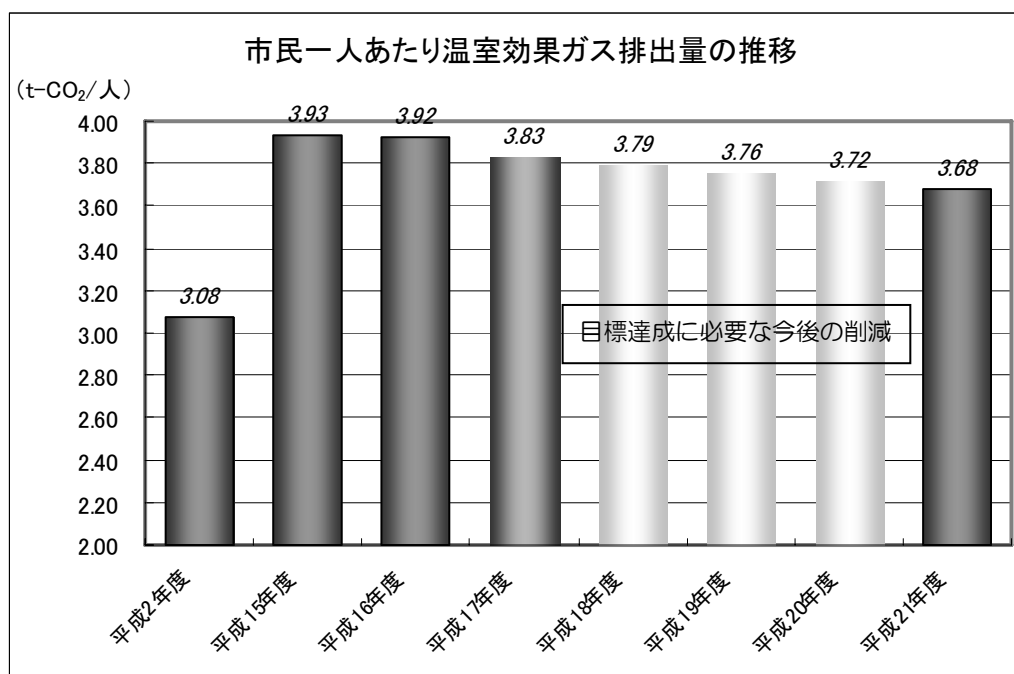
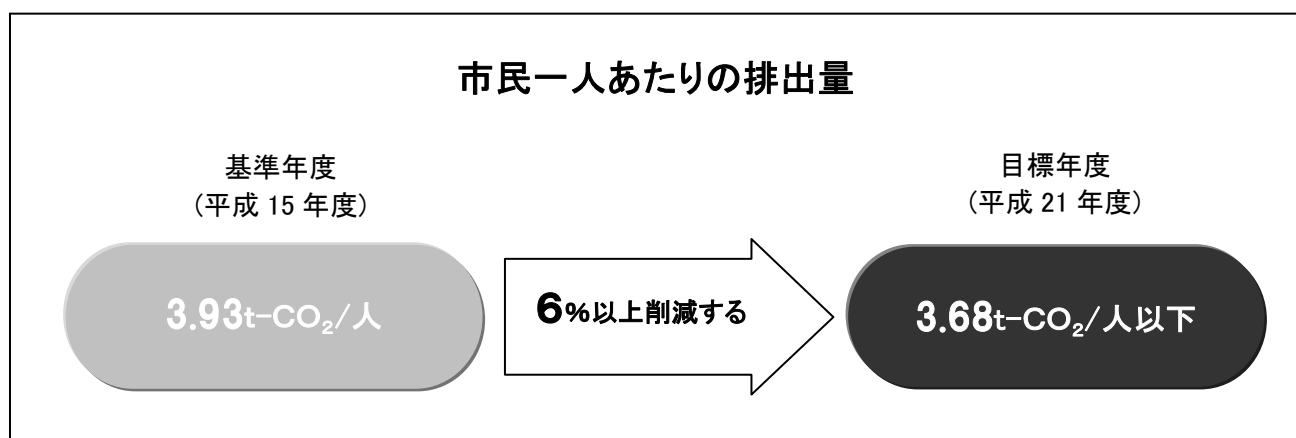


図 7-4 市民一人あたりの温室効果ガス排出量の推移

(3) 削減目標達成のための今後の取組

① 事業者の取組の促進

地球温暖化対策を促進し、温室効果ガス排出量を削減するためには、事業者が通常の事業活動においても省エネルギー等の取組を積極的に進める必要があります。そのためには、環境マネジメントシステムの導入が非常に有効な手段となります。本年度は、昨年度に引き続き、環境マネジメントシステムの導入促進に重点的に取り組みます。さらに、開発指導要綱に基づく届出の際に導入した、事業者に記載して頂く環境配慮チェックシートを推進します。

【環境マネジメントシステムの導入促進】

本市では、ISO14001 環境マネジメントシステムの認証取得を行おうとする事業者に対して助成を行う制度について、ホームページや広報に掲載し、啓発を行っています。さらに、簡易的な環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の市内企業の認証を促進するため、自治体イニシアティブ制度をPRします。

【環境配慮チェックシートの導入】

事業者の環境に配慮した事業をすすめる手引きとして導入した環境配慮チェックシートを推進します。

② 市民の取組の促進

市民の皆さんが日常生活の中で、省エネルギー等を進めることによって、本市の温室効果ガス排出量は削減されることになります。日常の中での取組を促進するために作成した環境家計簿を配布し、地球温暖化対策を促進します。

【環境家計簿の作成配布】

小学生を対象としたエコ・チェックノートを作成し、施設見学時に配布できるようにします。さらに、市民版環境家計簿を作成し、市民の皆さんに配布します。環境家計簿に関する情報をホームページに掲載し、ダウンロードできるようにします。

③ 取組促進のための施策

地球温暖化の防止には、市民や事業者の皆さんの積極的な取組が必要です。そのため、環境白書の公表などによる環境情報の提供を積極的に行い、市民の皆さんの意識啓発、取組等に係る情報の周知などを図ります。

さらに、本市の豊かな緑をより価値あるものとするための「流山グリーンチェーン戦略」を市全体に拡大して推進するとともに、太陽光などの新エネルギーや省エネルギーの導入を促進する支援制度を運用します。

【環境情報の提供】

環境行動計画や地球温暖化対策地域推進計画などの実施状況を示した環境白書を作成し、公表するとともに、市域の環境情報等をホームページや広報に掲載し、市民の皆さんの意識啓発を行います。

【緑化の推進】

流山グリーンチェーン戦略の推進方策検討のための調査を江戸川大学と協働して進めるとともに、つくばエクスプレス沿線で展開していたものを市全体に拡大し、本市全体の緑の価値の向上を図ります。

【支援制度の導入】

太陽光、太陽熱などの地球温暖化対策に貢献できる住宅設備導入を奨励する支援制度を制定し、奨励金を交付します。

8 流山市の環境の状況

本市では、大気環境、騒音、振動、水質などの状況について監視等を行っています。大気環境については、環境基準を達成しており、良好な状態にあります。道路交通騒音の一部や河川・水路等の水質において、環境基準の超過や悪化が確認されています。今後も、これらの環境の状況を正確に把握しながら、適切な対策を講じていく必要があります。

1) 環境政策

(1) 計画策定等について

「流山市環境基本条例」	平成13年 制定
「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」	平成6年 制定
「流山市一般廃棄物処理基本計画」	平成16年度策定
「流山市環境基本計画」	平成17年度策定
「第1期流山市環境行動計画」	平成17年度策定
「流山市地球温暖化対策実行計画」	平成17年度策定
「流山市地球温暖化対策地域推進計画」	平成17年度策定
「第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画」	平成17年度策定

(2) 環境審議会

平成18年度審議会 開催状況

H18.11.22	流山市環境白書の作成について 流山市における路上喫煙及びポイ捨て防止条例の施行状況について 環境シンポジウムの開催について
H19.2.14	路上喫煙及びポイ捨て防止重点区域の指定について 環境家計簿の作成について 環境学習について

平成18年度環境審議会委員名簿					
委員氏名	役職	区	分	備	考
田代順孝	会長	千葉大学			
小林典子	副会長	東洋学園大学			
吉田洋子	委員	西初石小学校		18.8.1 から	
町谷肇彦	委員	流山市医師会		18.8.1 から	
飯泉修司	委員	八千代金属工業(株)			
金子早苗	委員	(有)かごや商店			
宇佐美邦夫	委員	流山市農業委員会			
石井幸雄	委員	JA 流山市			
小嶋 實	委員	JA 流山市			
新保國弘	委員	環境団体代表		18.8.1 から	
中村 智	委員	市民代表			
安井志津代	委員	市民代表			

(順不同・敬称略)

(3) 流山市環境基本計画等

平成 17 年度に策定した「流山市環境基本計画」、「第 1 期流山市環境行動計画」、「流山市地球温暖化対策実行計画」及び「流山市地球温暖化対策地域推進計画」の位置づけ、具体的内容については、本白書の「3 環境施策の基本方針」から「7 地球温暖化対策地域推進計画の実施状況」を参照してください。

(4) 第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画

本市は平成 4 年 3 月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく『生活排水対策重点地域』に指定されたことから、平成 7 年 12 月に『水のきれいなふるさとづくりー流山市生活排水対策推進計画』（第 1 期計画）を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成 27 年度を目標とする『第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画ー豊かで清らかな水に親しめるまち・流山』を策定しました。

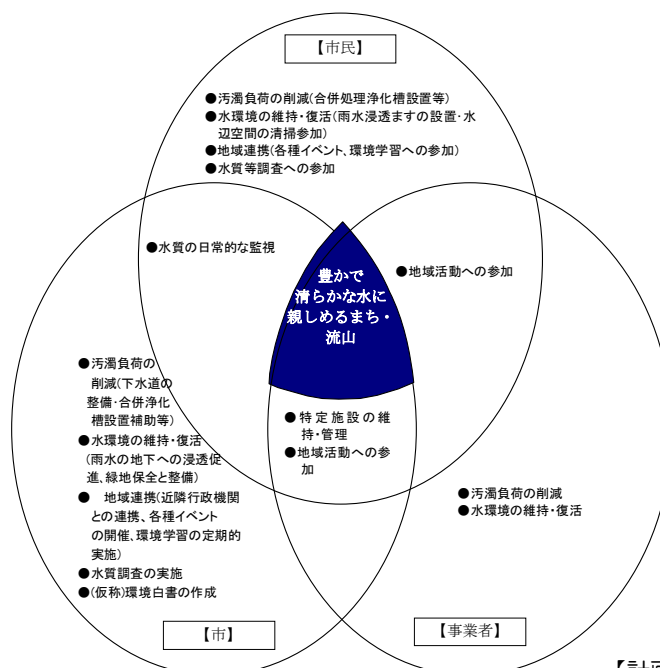
第 1 期計画では、平成 17 年度までの 10 年間に「生活排水の汚れを約 65%減らす」ことを目標に、対策を実施してきました。

第 2 期の改定計画では、平成 27 年度までの 10 年間に「生活排水の汚れを約 38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

【 BOD の汚濁負荷削減目標(平成 27 年度) 】

対象河川	現況負荷量 (kg/日)	目標負荷量 (kg/日)	削減汚濁負荷量		参考 BOD水質 (mg/ℓ)
			削減量(kg/日)	削減率(%)	
坂 川	1,578.1	721.5	856.6	54	3.7→2
神 明 堀	342.3	219.4	122.9	36	7.8→5
今 上 落	572.1	508.6	63.6	11	4.5→4
新川承水路	344.3	293.1	51.3	15	4.7→4
利 根 運 河	142.8	64.9	77.9	55	6.6→3
諏 訪 下 川	435.8	295.5	140.3	32	5.9→4
大 堀 川	625.5	399.2	226.2	36	4.7→3
合 計	4,041.0	2,502.2	1,538.8	38	—

(注)参考欄のBOD水質は、左側が現況水質(平成16年度測定値)、右側は水質の改善目標値です。



【計画実現の施策の展開イメージ】

(5) 路上喫煙及びポイ捨て防止条例

平成18年4月1日から施行となりました。本市では、従来からごみやタバコの吸殻のポイ捨て防止については、流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づき、市民の皆さんのご協力により推進してきました。しかし、ごみのポイ捨てについては、改善されていない現状にあり、特にタバコの吸殻のポイ捨ては多く、また、人が集まる地域での路上喫煙は、安全上の問題もあります。近隣市では路上喫煙やポイ捨てについて規制が強化され、駅前がきれいになるなど効果を上げています。このような状況や市民からの要望等を受け、流山市でも条例を改正しました。

また、平成19年3月2日の環境審議会の答申をうけて、流山おおたかの森駅周辺を重点区域に追加して指定しました。

主な改正点

- ・携帯灰皿の使用等を除く市内全域での路上喫煙を禁止すること。
- ・南流山駅と江戸川台駅周辺を重点区域に指定し、区域内での路上喫煙・ごみのポイ捨ての違反者に対して指導、勧告を行い、従わない場合には過料(平成18年10月1日から2,000円)を徴収する。



(6) グリーンチェーン戦略

① 流山グリーンチェーン戦略とは

つくばエクスプレス沿線整備の4つの区域内で、個々の開発事業等における「緑の価値」づくりの取組を支援し、その取組を連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

本市の気候条件や土地条件などを考慮した「流山市グリーンチェーン認定基準」を設定し、グリーンチェーン指標に基づき、戸建、集合住宅、商業その他の施設の分類ごとに認定を行うこととしています。

流山市グリーンチェーン認定基準

認定レベル1 ☆	街の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル1の評価は、指標1と指標2を満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル2 ☆☆	評価対象の敷地内の環境形成を図る上で、重要となる指標を設定しています。レベル2の評価は、指標1～5までを満たすことで、得ることが出来ます。
認定レベル3 ☆☆☆	評価対象の住戸内の環境形成を図る上で重要となる指標を設定しています。レベル3の評価は、指標1～7まで全ての基準を満たすことで得ることが出来ます。

② グリーンチェーン指標とは

共通の指標に基づいて個々の事業が展開・実施されることによって、街中に緑の連鎖が生まれ、街の緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境が創造されることを目指したものです。

目的としては、住まい手個人にとっての体感的な快適性を高めることと社会にとっての「街並みの形成」「ヒートアイランド抑制」「地球温暖化防止」です。

グリーンチェーン指標

指標1	【目的】道路表面の温度上昇抑制 【対策】接道部高木緑化
指標2	【目的】敷地間通風の確保 【対策】通風を妨げない敷地境界
指標3	【目的】道路面からの放射熱進入抑制 【対策】植栽帯
指標4	【目的】敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制 【対策】敷地内空地緑陰
指標5	【目的】排熱とCO ₂ 排出の抑制 【対策】省エネ型設備機器
指標6	【目的】住戸断熱性能の確保 【対策】断熱性能
指標7	【目的】住戸内通風の確保 【対策】居間における二方向開口

(7) 廃棄物対策審議会

廃棄物対策審議会委員名簿					
委員氏名	役職	区	分	備	考
篠山浩文	会長	学識経験者			
恵良好敏	副会長	関係団体代表			
籠義樹	委員	学識経験者			
中島大介	委員				
五十畑進	委員	住民代表			
能村正昭	委員				
福井紀江	委員				
福岡俊明	委員				
萬田雄造	委員				
鈴木馨	委員	関係団体代表			
椎野達也	委員			18.8.22 から	
大橋照司	委員				
伊藤八郎	委員	市長が必要と認める者			
亀山紘一	委員				

(順不同・敬称略)

任期:平成17年11月1日～平成19年10月31日

2)大気環境の状況

本市においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5測定局で監視し、二酸化硫黄を平和台測定局1局で監視しています。過去3年間の測定結果は図と表に示すとおりです。

二酸化硫黄と二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも横ばいの傾向にあります。市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質いずれも平成18年度現在で環境基準を達成しています。

(1)二酸化硫黄

表 8-1 二酸化硫黄の年間2%除外値(ppm)

地点	平成16年度	平成17年度	平成18年度
平和台	0.011	0.011	0.008

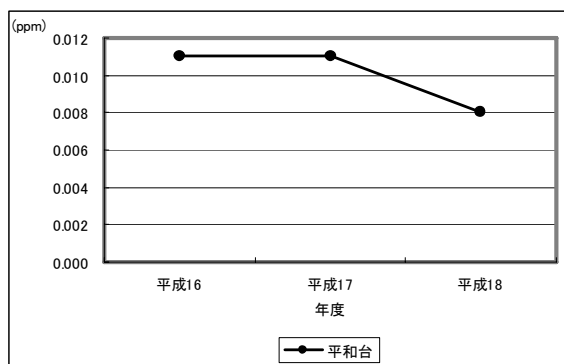


図 8-1 大気質の推移(二酸化硫黄)

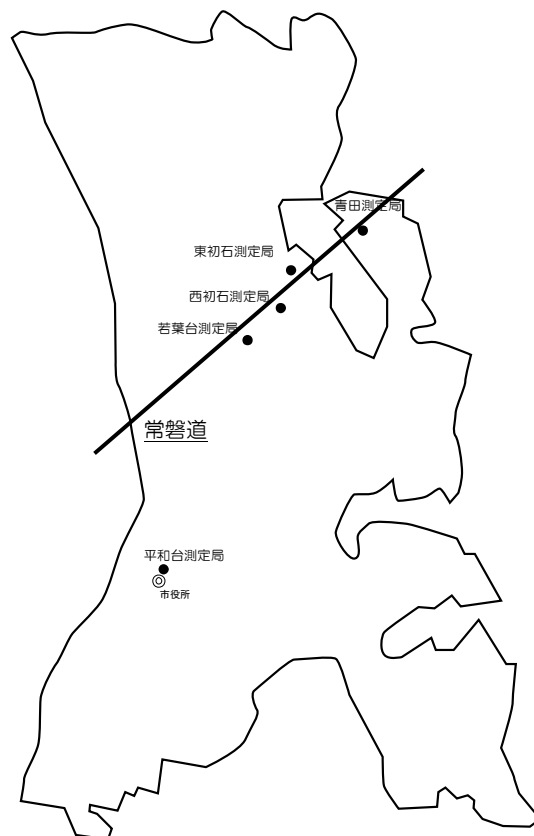


図 8-2 大気質測定地点

表 8-2 二酸化硫黄月間値測定結果

区 分	年	平成18 年									平成19 年			年間値
	月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
有 効 測 定 日 数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
測 定 時 間	時間	711	740	717	741	740	718	738	717	740	742	664	742	8,710
月 平 均 値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.003	0.005
1 時 間 値 の 最 高 値	ppm	0.025	0.031	0.013	0.015	0.029	0.012	0.017	0.011	0.010	0.012	0.020	0.010	0.031
日 平 均 値 の 最 高 値	ppm	0.011	0.009	0.007	0.007	0.010	0.008	0.008	0.006	0.007	0.008	0.008	0.006	0.011
日平均値の 2%除外値	ppm	0.010	0.007	0.007	0.007	0.009	0.006	0.007	0.006	0.006	0.007	0.008	0.005	0.008

※ 2%除外値とは、月(年)間の1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にある値を除外した日平均値をいう。

(2)二酸化窒素

表 8-3 二酸化窒素の年間98%値(ppm)

地点	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
若 葉 台	0.039	0.038	0.035
西 初 石	0.042	0.041	0.042
東 初 石	0.043	0.041	0.039
青 田	0.040	0.040	0.037
平 和 台	0.047	0.044	0.042

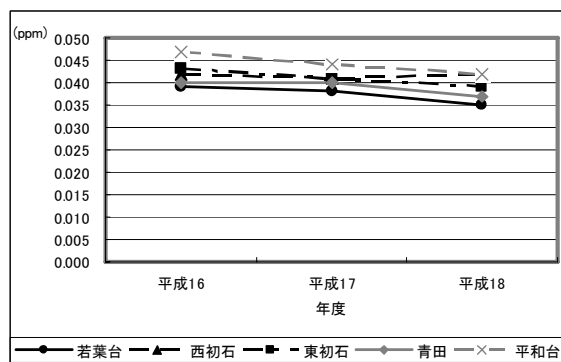


図 8-3 大気質の推移(二酸化窒素)

表 8-4 二酸化窒素年間測定結果(平成 18 年度)

項 目 測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間 値の 最高値	1 時間値が 0.2ppm を越えた時間数とその割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を越えた日 数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日 数とその割合		日平均 値の年 間 98%	98%評価によ る日平均値が 0.06ppm を越え た日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
若葉台測定局	365	8,723	0.018	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.035	0
西初石測定局	365	8,722	0.022	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	4.4	0.042	0
東初石測定局	365	8,721	0.019	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.6	0.039	0
青田測定局	365	8,729	0.022	0.147	0	0.0	1	0.0	0	0.0	4	1.1	0.037	0
平和台測定局	365	8,723	0.022	0.091	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	4.4	0.042	0

※ 年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものをいう。

(3)浮遊粒子状物質

表 8-5 浮遊粒子状物質の年間2%除外値(mg/m³)

地点	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
若 葉 台	0.076	0.091	0.086
西 初 石	0.086	0.088	0.084
東 初 石	0.085	0.081	0.077
青 田	0.086	0.088	0.085
平 和 台	0.079	0.079	0.075

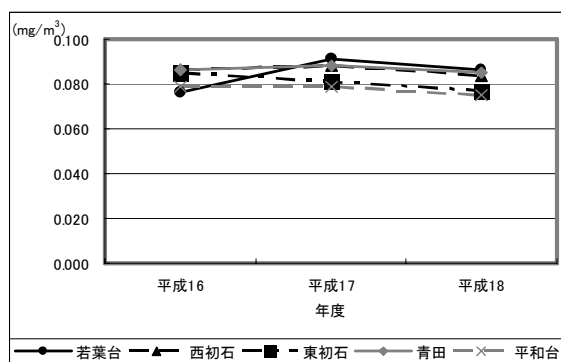


図 8-4 大気質の推移(浮遊粒子状物質)

表 8-6 浮遊粒子状物質年間測定結果(平成 18 年度)

項 目 測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間値が 0.2mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた日数とその割合		1 時間値 の最高 値	日平均値 の 2%除 外 値	日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評 価による日平均値が 0.1mg/m ³ を越えた 日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有・無	(日)
若葉台測定局	365	8,745	0.033	2	0.0	1	0.3	0.218	0.086	無	0
西初石測定局	362	8,694	0.032	0	0.0	0	0.0	0.192	0.084	無	0
東初石測定局	365	8,741	0.031	11	0.1	0	0.0	0.340	0.077	無	0
青田測定局	365	8,748	0.031	1	0.0	0	0.0	0.202	0.085	無	0
平和台測定局	361	8,629	0.032	0	0.0	0	0.0	0.152	0.075	無	0

(4)光化学スモッグ

平成 18 年度の光化学スモッグ注意報は、6月に1回、7月に1回、8月に3回の計5回発令されました。なお、本市において、光化学スモッグによる被害の申し出者はありませんでした。

(5)アスベスト対策

平成 17 年度にアスベスト吹付け材の使用が確認された 3 施設への対策を行いました。

- ・市役所本庁第 2 庁舎：増築部(天井裏)耐火被覆部分については、天井で封じ込められていることから、執務室のアスベスト調査を実施しアスベストは検出されませんでした。今後解体工事が予定されているため、その時点で除去対策を講じます。
- ・旧清美園し尿処理場：フロア室、壁、天井については、飛散防止措置を講じ、始業・終業時に運転スイッチを入れるため入室することから、スイッチを屋外に移設、また、月 1 回の定期点検においては、防塵服及び防塵マスクを着用し作業にあたることとしました。なお、旧清美園解体計画があるため、その時点で除去対策を講じます。
- ・流山市排水機場：機械室(壁、天井)については、施設設置者である千葉県に働きかけ、アスベストを剥離及び塗装工事を実施し除去対策を完了しました。

アスベストに関する問い合わせ窓口

(市民の不安解消の手助けとして、全庁をあげて対応する体制を整えました。)

健康相談について	健康増進課	電話 7154-0331
民間建物について	建築住宅課	電話 7150-6088
公共施設全般について	管財課	電話 7150-6069
教育施設について	教育総務課	電話 7150-6103
市全体のとりまとめ	環境政策課	電話 7150-6083

表 8-7 大気環境に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オゾン	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※ 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値は、日平均の年間 98% 値が 0.04ppm

3) 水質の状況

本市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、ここに示したBOD(生物化学的酸素要求量)の他に、pH、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質の汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。市内の河川や水路では、最高で27.5mg/Lを超える値が測定されるなど、汚濁が進んだ河川・水路が見られます。近年の水質の状況は、だいたい横ばいの傾向にありますが、名都借都市下水路の汚濁が進んでいます。また、江戸川台1号幹線では昨年44.4mg/Lでしたが平成16年度のレベルまで改善されました。

なお、本市においては、大堀川、坂川などの4河川が生活環境に係る環境基準の類型指定を受けています。利根運河1河川で環境基準を近年3年間すべてで超過しています。

(1) 河川等の水質状況

表 8-8 河川の水質状況

河川名	地点名	BOD 年間75%値			環境基準	類型
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
今上落	富士橋	3.4	5.7	4.2		
江戸川台1号幹線	真和団地	23.6	44.4	27.5		
諏訪下川	大橋	5.6	13.2	5.5		
大堀川3号幹線	駒木台地先	4.8	11.2	10.5		
大堀川	駒木5号橋	2.9	4.2	4.6	8	D
坂川	富士見橋	3.0	3.3	3.8	10	E
名都借都市下水路	前ヶ崎橋	8.4	14.8	19.1		
上富士川	砂尾架道橋	6.7	5.8	7.7		
坂川	幸田橋	2.8	2.8	2.8	10	E
神明堀	流山地先	6.9	8.6	6.1		
富士川	富士川3号橋	3.5	2.5	3.1		
新川承水路	赤坂橋	5.0	7.4	5.3		
利根運河	深井新田橋	4.0	8.6	8.6	3	B
大堀川2号幹線	美田団地地先	9.4	13.2	11.3		
流山6号幹線	流山5丁目地先	12.3	3.7	4.3		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から75%目に相当する日平均値をいいます。

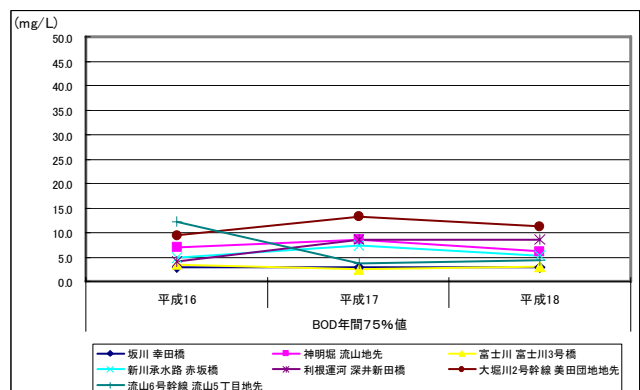
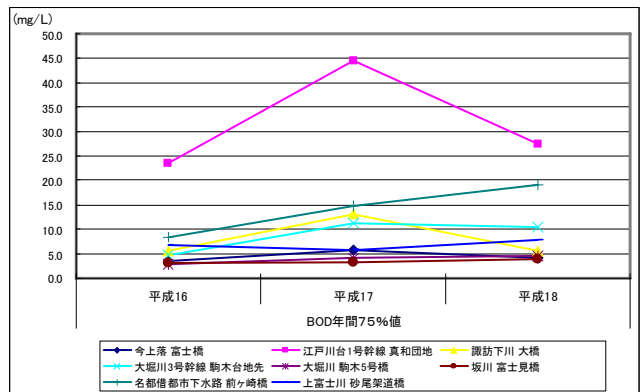
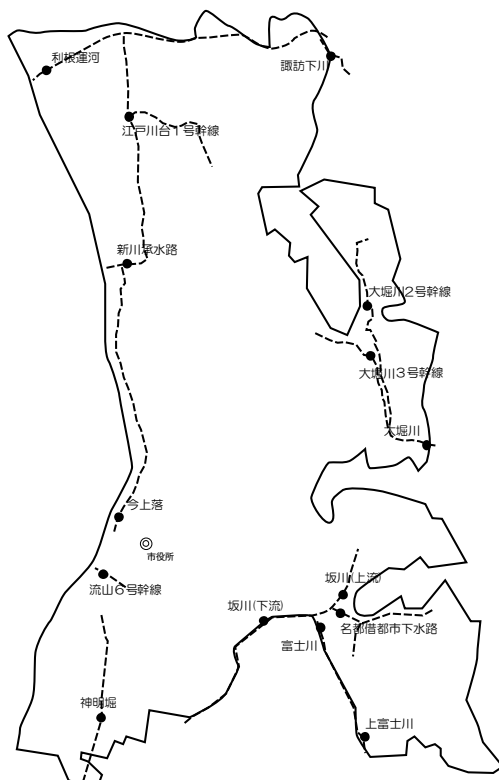


図 8-5 水質測定地点と水質測定結果

表 8-9 平成18年度水質測定結果

区分	河川	今上落	江戸川 台1号 幹線	諏訪 下川	大堀川 3号 幹線	大堀川 (D)	坂川 (E)	名都借 都市 下水路	上富士 川	坂川 (E)	神明堀	富士川	新川 承水路	利根 運河 (B)	大堀川 2号 幹線	流山 6号 幹線
	採取 地点	富士橋	真和 団地	大橋	駒木台 地先	駒木 5号橋	富士見 橋	前ヶ崎 橋	砂尾 架道橋	幸田橋	流山 地先	富士川 3号橋	赤坂橋	深井 新田橋	美田 団地 地先	流山 5丁目 地先
	年間 測定 回数	4回														
pH	測定値	7.8	7.5	7.7	7.5	7.7	7.7	7.8	7.9	7.8	7.9	7.8	7.6	7.6	7.5	7.8
	環境 基準					6.0~8.5	6.0~8.5			6.0~8.5				6.5~8.5		
DO (mg/ℓ)	測定値	6.1	3.3	6.8	6.0	7.6	8.6	5.3	6.9	7.9	4.8	7.5	3.5	5.1	4.3	5.8
	環境 基準					2mg/ℓ 以上	2mg/ℓ 以上			2mg/ℓ 以上				5mg/ℓ 以上		
BOD (mg/ℓ)	測定値	3.8 (4.2)	28.7 (27.5)	5.7 (5.5)	8.5 (10.5)	3.7 (4.6)	3.1 (3.8)	21.9 (19.1)	6.9 (7.7)	2.9 (2.8)	5.5 (6.1)	2.8 (3.1)	4.6 (5.3)	7.4 (8.6)	9.3 (11.3)	4.8 (4.3)
	環境 基準					8mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下			10mg/ℓ 以下				3mg/ℓ 以下		
COD(mg/ℓ)	測定値	7.1	16.3	6.7	7.6	4.4	4.4	18.9	6.2	3.9	6.7	4.7	5.8	8.2	8.5	4.7
SS (mg/ℓ)	測定値	16	9	1	3	10	10	9	6	9	5	6	3	19	3	3
	環境 基準					100mg/ℓ 以下	ゴミ等の 浮遊が認 められな いこと			ゴミ等の 浮遊が認 められな いこと				25mg/ℓ		
大腸菌群数 (MPN/ 100ml)	測定値	3.3E+04 ~ 1.3E+05	1.3E+05 ~ 1.3E+07	8.0E+04 ~ 4.9E+06	1.3E+05 ~ 7.0E+05	3.3E+04 ~ 7.9E+04	5.0E+03 ~ 4.9E+05	1.1E+05 ~ 4.9E+05	3.3E+04 ~ 1.3E+06	8.0E+03 ~ 2.2E+05	7.0E+04 ~ 4.9E+05	2.2E+04 ~ 1.1E+06	5.0E+04 ~ 3.3E+05	4.0E+04 ~ 1.1E+06	4.9E+04 ~ 7.9E+05	2.2E+04 ~ 3.3E+05
	環境 基準													5000MPN /100ml 以 下		
n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	測定値	<1	3	<1	<1	<1	<1	3	1	<1	<1	<1	<1	<1	2	<1
アンモニア態窒素 (mg/ℓ)	測定値	0.28	6.91	1.09	2.86	0.48	0.31	3.26	1.85	0.18	1.95	0.44	3.25	1.90	4.42	0.99
全窒素 (mg/ℓ)	測定値	4.23	15.49	5.99	7.17	3.64	3.41	10.04	6.72	3.19	3.41	5.64	11.06	5.80	8.12	3.51
全リン (mg/ℓ)	測定値	0.22	1.34	0.37	0.66	0.23	0.18	1.33	0.37	0.16	0.29	0.24	0.41	0.42	0.74	0.22
MBAS (mg/ℓ)	測定値	不検出	1.13	0.09	0.22	0.05	不検出	0.38	0.08	不検出	不検出	不検出	0.11	不検出	0.56	不検出

※1 BODの()内の数値は75%値を示します。

2 大腸菌群数：大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用。

3 n-ヘキサン抽出物質：水中の「油分等」を表わす指標。動植物油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックスグリース、石油系炭化水素等の総称で、溶媒であるn-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質。

4 MBAS：メチレンブルー活性物質。陰イオン界面活性剤のように、陽イオン物質であるメチレンブルーと反応して複合体を形成する物質。したがって、一般に陰イオン界面活性剤の指標とされます。

(2)環境基準

表 8-10 人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

項	目	基 準 値	項	目	基 準 値
カ	ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ 以下
全	シ ア ン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン		1mg/ℓ 以下
	鉛	0.01mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ 以下
六	価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ 以下
砒	素	0.01mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ 以下
総	水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ 以下
ア	ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ ウ ラ ム		0.006mg/ℓ 以下
P	C B	検出されないこと	シ マ ジ ン		0.003mg/ℓ 以下
ジ	ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下	チ オ ベ ン カ ル ブ		0.02mg/ℓ 以下
四	塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン		0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/ℓ 以下	セ レ ン		0.01mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ 以下	ふ っ 素		0.8mg/ℓ 以下
			ほ う 素		1mg/ℓ 以下
			硝酸性窒素及び亜硝酸窒素		10mg/ℓ 以下

(注) 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表 8-11 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く):昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ 以上	

- 備考 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2.農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- (注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

備考 1.基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

4)地盤・土壌

(1)土壌汚染対策法に基づく指定区域

本区域は、平成 18 年 8 月に土壌汚染対策法に基づく指定区域に指定され、今後調査や対策等が行われることになります。

表 8-12 土壌汚染対策法に基づく指定区域の内容

指定日	指定番号	指定区域	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質	告示番号
平成 18 年 8 月 8 日	4	流山市 流山字東谷 945 番	967m ²	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	平成 18 年 第 726 号

(2) 地下水水質調査結果

表 8-13 地下水水質調査結果(平成 18 年度)

項目	抽出調査(対象 12)		
	基準値超	基準値未満(うち不検出)	計
四 塩 化 炭 素		12(12)	12
1,1,1-トリクロロエタン		12(12)	12
トリクロロエチレン	1	11(10)	12
テトラクロロエチレン		12(12)	12

※ 基準超過は市野谷地区の井戸で確認しました。

(3) 西初石地区の地下水汚染

トリクロロエチレンによる地下水汚染のため、平成元年度から解明調査を行い、平成 11 年度から揚水ばっ気による汚染源除去を実施しています。

現状は、おおむね環境基準値である 0.03mg/ℓをクリアしていますが、一部の井戸において基準を超過しているので、今後も千葉県と協議をして対応していきます。

(4) 平方地区の地下水汚染

テトラクロロエチレンによる地下水汚染のため、平成元年度から解明調査を行っております。

現在のところ若干の検体が環境基準である 0.01mg/ℓを超過しているので、今後も千葉県と協議しながら対応していきます。

(5) 環境基準

表 8-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	基準値	項目	基準値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ほ う 素	1mg/ℓ 以下

表 8-15 土壌の汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	基準値
カ ド ミ ウ ム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地において米 1kg につき 1mg 未満
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと
有 機 燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
六 価 ク ロ ム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下
砒 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下かつ農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 15mg 未満
総 水 銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)の土壌 1kg につき 125mg 未満
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
四 塩 化 炭 素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下
チ ウ ラ ム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下
シ マ ジ ン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下
ベ ン ゼ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
セ レ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下
ふ っ 素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下
ほ う 素	検液 1ℓにつき 1mg 以下

(注) 汚染が自然的原因であることが明らかである場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係わる物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係わる土壌については適用されない。

表 8-16 ダイオキシン類に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)※地下水も同じ	1pg-TEQ/ℓ以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※土壌にあたっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

5)騒音・振動・交通量

(1)騒音の状況

① 常磐道沿道の騒音の状況

本市においては、常磐道沿道の4地点において騒音の監視測定を行っています。測定の結果は、図に示すとおりであり、常磐道からの騒音レベルは44dB~59dBの範囲にあります。

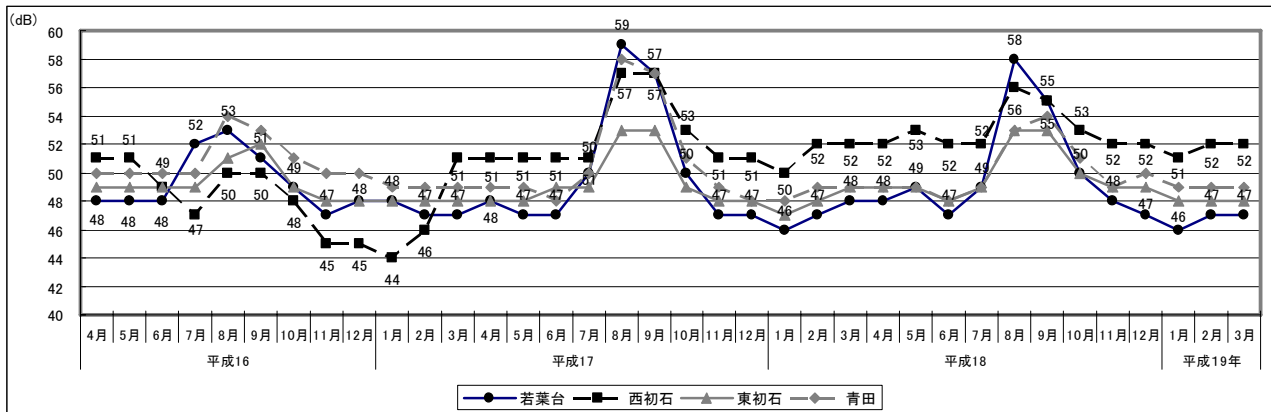


図 8-6 常磐道沿道の騒音の推移

(2)常磐道環境保全対策

表 8-17 騒音月平均測定結果

単位：dB

区 分	年	平成18 年										平成19 年		
	月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
若 葉 台 測 定 局		48	49	47	49	58	55	50	48	47	46	47	47	
西 初 石 測 定 局		52	53	52	52	56	55	53	52	52	51	52	52	
東 初 石 測 定 局		49	49	48	49	53	53	50	49	49	48	48	48	
青 田 測 定 局		49	49	48	49	53	54	51	49	50	49	49	49	

表 8-18 協定値(日本道路公団(現東日本高速道路株式会社)と締結した騒音に係る環境基準値)

朝(6時~8時)	55dB以下
昼(8時~19時)	60dB以下
夕(19時~22時)	55dB以下
夜(22時~翌6時)	50dB以下

(3) 市内道路交通騒音の状況

本市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道9地点で道路交通騒音の監視測定を行っています。測定の結果は図と表に示すとおりであり、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線で高い値が観測されました。また、環境基準の超過は国道6号をはじめとして4地点で見られます。特に、夜間の時間帯での超過が目立ちます。

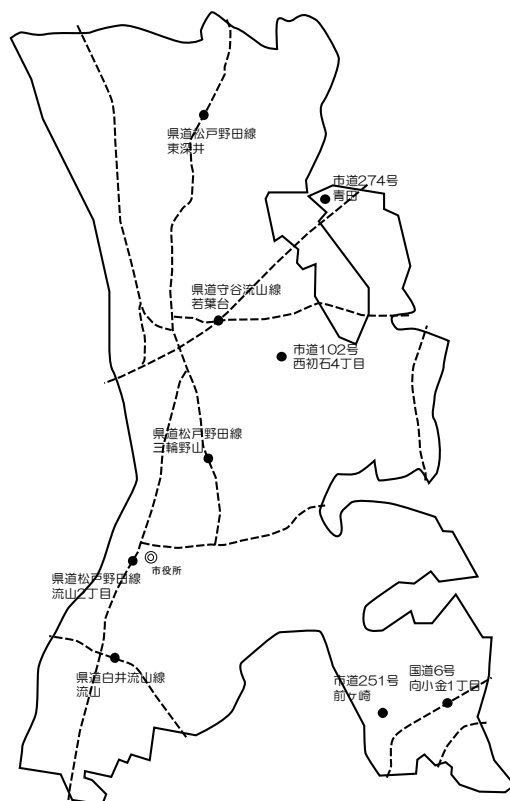


表 8-19 自動車騒音実態調査結果

区域 区分	地域の 種類	車線数	測定場所及び期間	測定値(L_{eq})	
				昼間	夜間
第1種	A	2	若葉台 57 番地先 県道守谷流山線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	67	64
			西初石 4 丁目 1411 番地先 市道 102 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	67	62
第2種 区域	B	2	大字流山 965 番地先 県道白井流山線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	65	64
		4	三輪野山 407 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	71	66
		4	向小金 1 丁目 300 番地先 国道 6 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	77	76
第2種 区域	C	2	流山 2 丁目 312 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	71	70
調整 区域	-	2	東深井 24 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	76	74
			青田 6 番地先 市道 274 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	68	64
			前ヶ崎 484 番地先 市道 251 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	71	65

※平成 18 年度調査では、旧流山街道から市道 251 号線へ調査地点を変更しました。

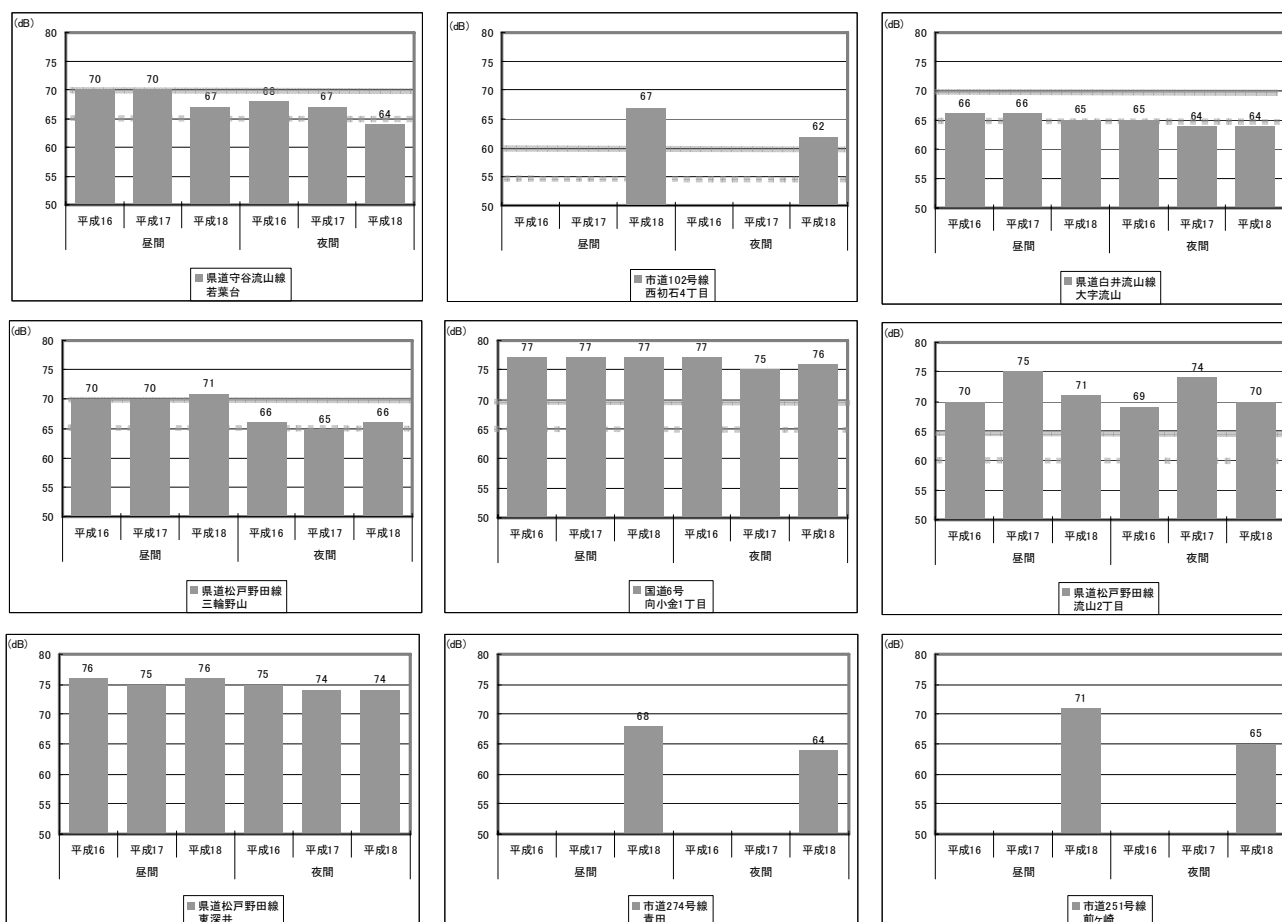


図 8-7 道路交通騒音実態調査結果

----- : 環境基準(昼間)

----- : 環境基準(夜間)

※ 環境基準は地域の類型によって異なります。

また、調査地点の変更により平成17年度以前の調査結果がない地点があります。

(4)振動の状況

本市では、道路交通騒音と概ね同地点の市内主要道路の沿道9地点で道路交通振動の監視測定を行っています。測定の結果は図に示すとおりであり、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線で比較的高い値が観測されていますが、いずれも対策が必要となる振動の要請限度を下回っています。

表 8-20 道路交通振動実態調査結果（単位:dB）

区域 区分	車線数	測定場所及び期間	測定値及び基準	昼	夜
第1種 区域	2	若葉台 57 番地先 県道守谷流山線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	48 65	43 60
		西初石 4 丁目 1411 番地先 市道 102 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	45 65	37 60
		大字流山 965 番地先 県道白井流山線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	40 65	37 60
	4	三輪野山 407 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	44 65	37 60
	4	向小金 1 丁目 300 番地先 国道 6 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	55 65	54 60
第2種 区域	2	流山 2 丁目 312 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値 要 請 限 度	44 70	42 65
調整 区域	2	東深井 24 番地先 県道松戸野田線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値	55	50
		青田 6 番地先 市道 274 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値	43	39
		前ヶ崎 484 番地先 市道 251 号線 平成 19 年 2 月 19 日～2 月 22 日	測 定 値	45	32

※平成 18 年度調査では、旧流山街道から市道 251 号線へ調査地点を変更しました。

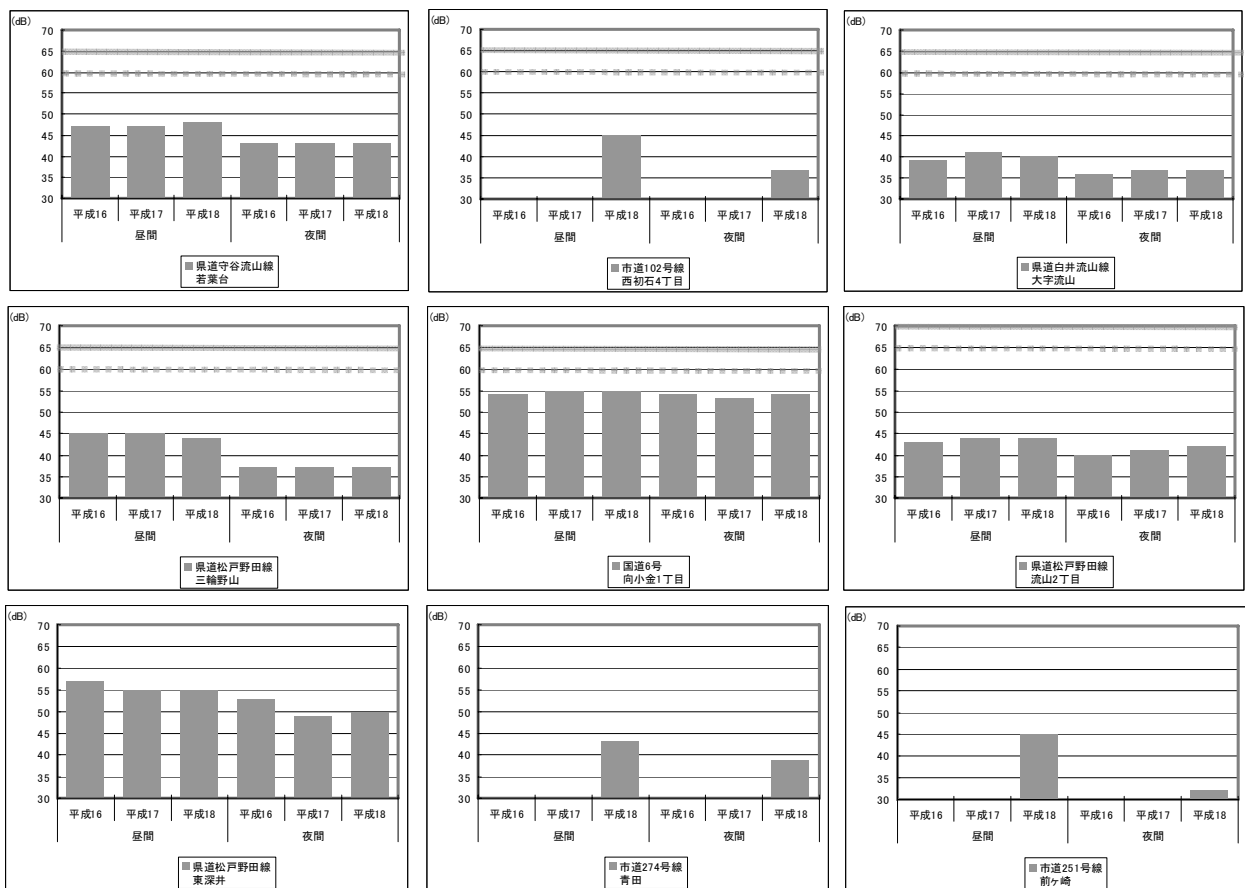


図 8-8 道路交通振動実態調査結果

————— : 要請限度(昼間)

----- : 要請限度(夜間)

※ 要請限度は地域の類型によって異なります。

また、調査地点の変更により平成17年度以前の調査結果がない地点があります。

(5)市内の主要道路の交通量

表 8-21 主要道路交通量調査結果

対象道路(調査地点)	大型車(台)	貨物車(台)	乗用車(台)	四輪車計 (上下線) (台)	バイク(台)
国道 6 号線 (向 小 金 1 丁 目 300 番 地 先)	5,055	5,323	44,285	54,663	1,414
県道白井流山線 (流 山 965 番 地 先)	500	1,420	17,543	19,463	627
県道守谷流山線 (若 葉 台 57 番 地 先)	882	1,564	9,630	12,076	193
市道 102 号線 (西 初 石 4 丁 目 1411 番 地 先)	31	490	9,376	9,897	508
県道松戸野田線 (流 山 2 丁 目 312 番 地 先)	2,744	3,115	19,400	25,259	593
県道松戸野田線 (三 輪 野 山 407 番 地 先)	305	1,704	22,047	24,056	401
県道松戸野田線 (東 深 井 24 番 地 先)	1,023	1,851	15,266	18,140	331
市道 274 号線 (青 田 6 番 地 先)	112	877	15,253	16,242	569
市道 251 号線 (前 ヶ 崎 484 番 地 先)	284	710	7,165	8,159	173

※交通量調査は、平成19年2月21日12時～翌12時(24時間) 各調査地点で実施

(6)環境基準等

① 騒音に係る環境基準

表 8-22 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域(概要)
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

(注) AA 類型については、本県にはあてはめていない。

表 8-23 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4 車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

(注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15 メートル、2 車線を超える道路では 20 メートルの区域をいう。

② 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

表 8-24 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

(注 1) a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれの次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注 2) 平成 12 年 3 月 2 日に要請限度にかかる新しい総理府令が定められ、平成 12 年 4 月 1 から施行されている。

6)生活環境

(1)市内青草対策

表 8-25 市内青草対策の状況

内訳 年度	草刈依頼		業者委託		自己処理		合計		処理率
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	
18 年度	251	93,782	118	27,973	65	32,869	183	60,842	65.0
17 年度	256	53,118	113	21,471	57	27,939	170	49,410	93.0
16 年度	238	68,079	122	27,660	49	22,929	171	50,589	74.3
15 年度	257	74,234	131	28,173	56	24,810	187	52,983	71.4

(2)春・秋ゴミゼロ運動

表 8-26 春・秋ゴミゼロ運動の参加団体等の状況

事業名	実地日	参加団体数 (団体)	参加人数 (人)	収集量 (t)
春季ゴミゼロ運動	平成 18 年 5 月 14 日 ～ 6 月 25 日	98	16,875	27.6
秋季ゴミゼロ運動	平成 18 年 9 月 10 日 ～12 月 10 日	153	21,855	29.2
江戸川クリーン大作戦	平成 18 年 5 月 28 日	雨天中止		

(3)不法投棄件数等及び回収量

表 8-27 不法投棄件数等及び回収量の状況

年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
不法投棄パトロール回収件数	585 件	551 件	500 件	532 件	525 件
不法投棄パトロール回収量 (パトロール日数)	73.79t (117 日)	99.82t (117 日)	141.47t (240 日)	115.73t (240 日)	98.730t (236 日)
清掃事務所処分量 (処分費:円)	54.87t (786,620)	68.14t (935,520)	92.83t (1,461,990)	92.77t (1,461,050)	80.47t (1,267,320)
可燃物処分量	可燃 14.77t	可燃 26.22t	可燃 4.05t	可燃 17.22t	可燃 7.57t
不燃物処分量	不燃 40.10t	不燃 41.92t	不燃 88.78t	不燃 75.55t	不燃 72.90t
産業廃棄物処分量	82.84t	60.36t	109.98t	52.12t	31.86t
不法投棄物処分量合計	137.71t	128.50t	202.72t	144.89t	112.33t

※ 平成 12 年度より不法投棄パトロール及び回収事業を開始

表 8-28 廃家電の回収量の状況

年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
家電 4 製品処分台数	151 台	632 台	337 台	350 台	457 台
(処分費:円)	(980,805)	(4,118,835)	(2,185,050)	(2,225,085)	(1,061,445)
(回収台数)	(275 台)	(278 台)	(337 台)	(350 台)	(457 台)

※ 平成 13 年度より家電 4 製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)のリサイクル開始

表 8-29 排土処分量

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
排 土 処 分 量	178.95t	145.98t	156.34t	145.48t	152.92t

(4)家庭用小型合併処理浄化槽補助事業

表 8-30 家庭用小型合併処理浄化槽補助件数及び補助額(平成 18 年度)

目的	人槽	設置基数	補助限度額	補助額
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助する。また、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う者に対して、転換に要する費用の一部を上記補助金に上乗せして補助する。	人槽	基	円	円
	[通常型]			
	5	23	240,000	5,520,000
	6～7	7		1,680,000
	8～10	2		480,000
	[通常型転換]			
	5	1	534,000	534,000
	[高度型転換]			
	5	1	624,000	624,000
	7	1	666,000	666,000
	[高度処理(窒素・磷除去)型]			
	5	7	444,000	3,108,000
	6～7	1	486,000	486,000
	8～10	1	576,000	576,000
合計	44		13,674,000	

(5)病害虫等対策

表 8-31 衛生用薬剤散布機購入費補助(平成 18 年度)

目的	自治会数(自治会)	購入台数(台)	補助金額(円)
良好な生活環境を確保するため、自治会が購入する衛生用薬剤散布機購入経費の一部を補助する。	2	2	46,000

8-32 自治会幹旋用薬剤購入状況(平成 18 年度)

自治会数(自治体)	油剤 18 ㍓缶(缶)	乳剤 18 ㍓缶(缶)	購入金額(円)	備考
37	84	9	754,500	左のうち自治会の負担金額は2分の1

(6)登録等狂犬病予防

表 8-33 畜犬登録状況(平成 18 年度)

登録件数(頭)	新規登録(頭)	鑑札再交付(頭)	注射済票交付(頭)	注射済票再交付(頭)
8,533	845	7	5,914	4

(7)市内生活環境苦情件数

表 8-34 平成18年度 環境保全等苦情処理集計内訳(種類別)

No.	種類	件数	No.	種類	件数
1	悪臭	3	9	廃棄物投棄	24
2	大気	2	10	浄化槽	4
3	振動	9	11	野焼き等	33
4	騒音	17	12	墓地関係	1
5	水質	13	13	土壌汚染	1
6	動物他	13	14	地盤沈下	1
7	害虫等	5	15	その他	36
8	雑草樹木	12			
	合計				174

表 8-35 平成18年度 環境保全等苦情処理集計内訳

No.	月	件数	No.	月	件数
1	4月	20	7	10月	19
2	5月	13	8	11月	20
3	6月	18	9	12月	13
4	7月	12	10	1月	18
5	8月	20	11	2月	7
6	9月	8	12	3月	6
	年間計				174

表 8-36 平成18年度 環境保全等苦情処理集計内訳(地区別集計)

地区名	件数	地区名	件数
西初石 1～6 丁目	13	古間木	2
野々下 1～6 丁目	11	北	2
南流山 1～8 丁目	10	南	2
東深井	10	木	1
西深井	9	流山 1～9 丁目	1
加 1～6 丁目	9	下花輪	1
西平井	7	上貝塚	1
江戸川台東 1～4 丁目	6	大畔	1
名都借	6	芝崎	1
市野谷	6	長崎 1～2 丁目	1
十太夫	6	桐ヶ谷	1
鱈ヶ崎	5	中	1
駒木台	5	富士見台 1～2 丁目	0
前ヶ崎	5	中野久木	0
駒木	5	美田	0
青田	5	上新宿	0
思井	5	若葉台	0
東初石 1～6 丁目	3	加	0
向小金 1～4 丁目	3	深井新田	0
三輪野山	3	平方村新田	0
美原 1～4 丁目	3	上新宿新田	0
平方	3	谷	0
宮園 1～3 丁目	3	江戸川台西 1～4 丁目	0
流山	3	前平井	0
小屋	3	後平井	0
平和台 1～5 丁目	2	西松ヶ丘 1 丁目	0
こうのす台	2	その他	6
松ヶ丘 1～6 丁目	2		
合計		174	

(8)埋立事業

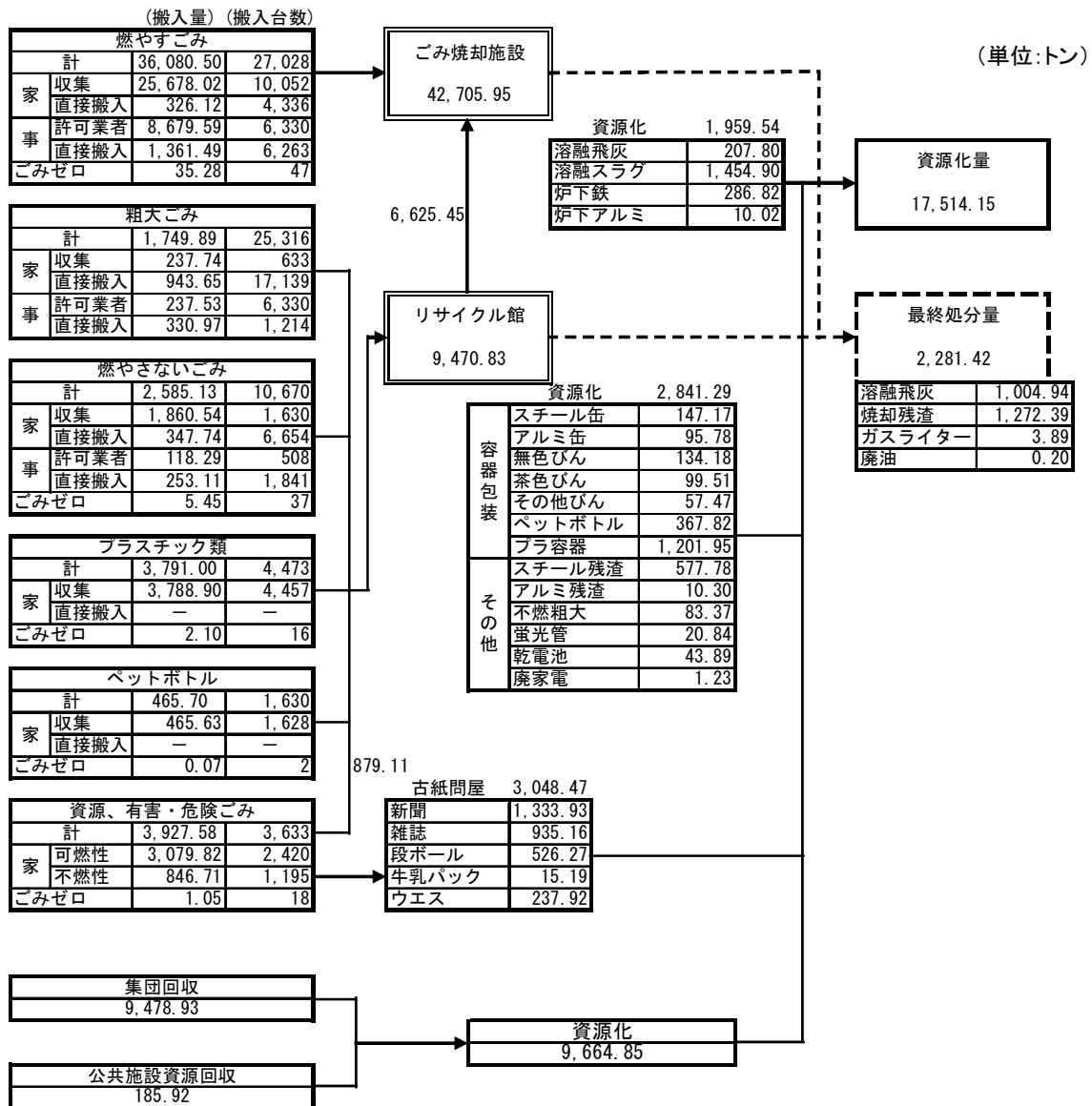
表 8-37 埋立事業の実施状況

年度	許可件数	埋立箇所	面積(m ²)	備考
17	11	11	21,772	
18	5	5	9,012	

7)廃棄物とリサイクル

(1)ごみ収集状況

収集世帯 59,144 世帯 収集人口 154,631 人(平成 18 年 10 月 1 日現在) ごみ集積場数 4,017 箇所
 ごみ発生量 58,264.65トン
 ごみ処理量 48,599.80トン



- ※ 「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
- ※ 炉下鉄・炉下アルミ : 焼却処理後の鉄およびアルミ
- ※ 容リプラ : 容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
- ※ 不燃粗大 : リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等

図 8-9 ごみ収集及び処理の状況

表 8-38 ごみの回収区分及び収集方法

区分	収集方法
燃やすごみ	委託は、集積所方式（週 2 回収集）
プラスチック	委託は、集積所方式（週 1 回収集）
燃やさないごみ	委託は、集積所方式（月 2 回収集）
ペットボトル	委託は、集積所方式（月 2 回収集）
粗大ごみ	戸別委託収集は電話申込み その他はクリーンセンターへ持込
資源ごみ、有害・危険ごみ	委託は、集積所方式（月 2 回収集）

(2)ごみ処理状況

表 8-39 資源物処分状況

(単位:t) (平成 18 年度)

区分	鉄類	紙類	カレット	アルミニウム	プラスチック	その他	合計
数量	1,011.77	3,048.47	291.16	116.1	1,569.77	65.96	6,103.23

表 8-40 廃棄物の中間処理状況

(平成 18 年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
溶融飛灰運搬処理	207.8	18,546,148	エコセメントの原料などとして再生利用
溶融飛灰運搬処分	1,004.94	56,980,098	秋田県大館市で処理

表 8-41 廃棄物の最終処分状況

(平成 18 年度)

区分	処理数量(t)	委託料(円)	処理状況
水銀含有廃棄物運搬処分	64.73	6,286,901	北海道留辺蘂町(現北見市)で処理・再利用
不燃性粗大ごみ運搬処理	83.37	7,654,500	茨城県ひたちなか市で処理・再利用
ガスライター・廃油運搬処分	4.09	652,350	茨城県北茨城市で処理
炉下不燃残渣運搬処分	1,272.39	41,416,291	福島県小野町で処理

表 8-42 クリーンセンターの排ガス調査結果

(平成 18 年度)

項目	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ばいじん (mg/m³N)	水銀 (mg/m³N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)
4月	<1	6	1	<1	0.007	0.000084
5月	<1	11	<2	<1	0.009	0.00012
6月	<1	7	<2	<1	0.006	0.00027
7月	<1	13	<2	<1	<0.005	0.00015
8月	<1	12	<2	<1	0.012	0.00014
9月	<1	7	<2	<1	0.016	0.00019
10月	7	7	<2	<1	<0.005	0.000091
11月	<1	5	<2	<1	0.008	0.00027
12月	<1	8	<2	<1	<0.005	0.00042
1月	<1	8	<2	<1	<0.005	0.00019
2月	<1	9	<2	<1	0.005	0.00031
3月	<1	4	<2	<1	0.009	0.000056
規 制 値	-	250	430	80	-	1
保 証 数 値	10	30	10	5	0.03	0.01

※1 10月のダイオキシン類は、公定法に基づいた、10月26日(午後1時から6時まで)の測定結果です。

※2 11月のダイオキシン類は、公定法に基づいた、11月30日(午前11時10分から午後4時10分まで)の測定結果です。

※3 12月のダイオキシン類は、測定装置の不調等により、測定結果がありません。

(3)リサイクル状況

表 8-43 ごみ減量・資源化啓発:ガレージセール(フリーマーケット)

(平成 18 年度)

実施日	会場	内容	参加者
平成 18 年 12 月 3 日	リサイクルプラザ・ プラザ館駐車場	フリーマーケットを通して、不用品を欲しい人に譲ることにより、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも重要なごみの発生抑制と再使用の意識付けを図り、循環型社会の構築を目指すもの	出店数 25 店 来場者 約 500 人

表 8-44 ごみ減量・資源化行動計画推進:一般廃棄物処理基本計画数値目標

期間	1 人 1 日 当たり の ごみ 発生 量 (g)	資源化率 (%)	最終処分率 (%)
目標(平成 20 年度)	980	33.0	2.0
実績(平成 18 年度)	1,025	30.1	4.7

表 8-45 リサイクル活動状況

(平成 18 年度)

紙類(kg)	布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)	補助額(円)	団体数(団体)
7,630,105	352,275	619,170	877,375	9,478,925	75,831,400	183

表 8-46 公共施設資源回収状況

(平成 18 年度)

紙類・布類(kg)	金属類(kg)	ビン類(kg)	合計(kg)
167,530	17,190	1,200	185,920

表 8-47 生ごみ肥料化処理器補助状況

(平成 18 年度)

件数(件)	基数(基)	補助額(円)
235	248	5,388,800

表 8-48 リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業:講座・教室 (平成 18 年度)

名称	開催回数	参加者数(延べ)
生ごみ堆肥作り	1 回	30 名
紙すきはがきづくり	1 回	18 名
裂き織りランチョンマットづくり	1 回	27 名
石けんづくり	1 回	20 名
ペンケースづくり	2 回	14 名
健康ぞうりづくり	11 回	214 名
和服地でベスト&スカートづくり	4 回	52 名
包丁研ぎ教室	2 回	43 名
夏休みリサイクル工作教室	2 回	26 名
通園バッグづくり	2 回	14 名
クリスマスリースづくり	1 回	11 名
小物立てづくり	1 回	12 名
家事用キャップ&アームホルダーづくり	1 回	7 名
傘布マイバッグづくり	1 回	15 名
カフェエプロンづくり	4 回	36 名
リバーシブルのティッシュボックスカバーづくり	1 回	15 名
ペーパーリサイクル講習会	1 回	94 名
合計	37 回	648 名

表 8-49 再生品販売

(平成 18 年度)

家	具	236 点
自	転 車	148 点

(4)し尿処理

表 8-50 し尿収集処理状況

(平成 18 年度)

区分		収集件数(件)	収集人口(人)	収集処理量(kℓ)	委託料(円)
し 尿	定額制	815	1,809	3,797	93,928,590
	従量制	814	3,421		
合 計		1,629	5,230	3,797	

表 8-51 し尿最終処分事業:し尿処理汚泥処理状況

(平成 18 年度)

業務名称	数量(t)
し 尿 汚 泥 運 搬 業 務 委 託	1,474.44
し 尿 汚 泥 運 搬 処 理 業 務 委 託	107.88

(5)動物死体処理

表 8-52 動物死体処理状況(平成 18 年度)

単位:体

区分	持込分	引取分	合計
	体数	体数	体数
一般系(有料)	183	95	278
一般系(無料)	(道路上で死亡した犬、猫等)	547	547
事業系(有料)	4		4
合計	187	642	829

(6)ごみ・し尿処理経費

ごみ処理量は、平成 13 年度以降おおむね横ばいの傾向にありますが、市民 1 人あたりのごみ処理経費は、減少の傾向にあります。

表 8-53 ごみ処理経費

区分	単位	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
ご み 処 理 量	t	48,230.32	47,128.15	46,202.38	47,994.57	48,599.80
処 理 経 費	千円	2,570,753	2,650,735	2,035,016	1,824,387	1,766,936
	人 件 費	千円	395,661	386,869	323,664	321,501
	処 理 費	千円	166,057	182,845	247,997	295,664
	委 託 費	千円	1,845,649	1,516,571	1,302,481	1,124,865
	そ の 他	千円	163,386	564,450	160,874	23,320
1 ト ン あ た り	円	53,302	56,245	44,046	38,012	36,357
1 世 帯 あ た り	円	45,579	46,431	35,181	30,712	29,607
1 人 あ た り	円	16,893	17,405	13,349	11,821	11,343

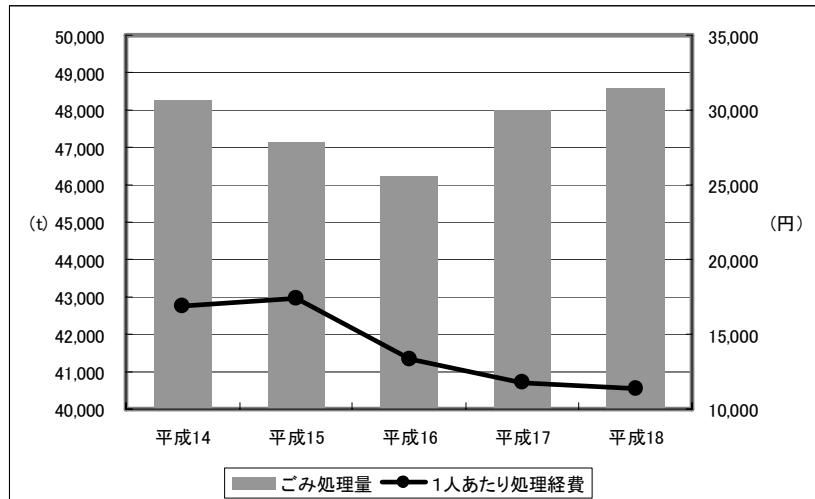


図 8-10 ごみ処理量と1人あたりのごみ処理経費の状況

表 8-54 し尿処理経費

区分	単位	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
し 尿 処 理 量	L	22,871.10	23,236.92	21,500.92	21,223.14	20,821.10
処 理 経 費	千円	412,140	386,550	343,622	296,775	291,266
人 件 費	千円	102,725	100,538	79,289	80,914	98,963
処 理 費	千円	74,571	98,772	94,876	73,463	55,889
委 託 費	千円	191,412	179,574	125,396	126,353	122,359
そ の 他	千円	43,432	7,666	44,061	16,045	14,055

8)市役所の率先的な活動

(1)天然ガス自動車の導入

自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出や窒素酸化物などの大気汚染物質の排出を抑制するため、本市では天然ガス自動車を導入しました。今後とも、低公害車の導入を推進してまいります。



図 8-11 天然ガス自動車導入啓発ホームページ

(2)壁面緑化の導入

壁面緑化を行うことにより、室内温度の上昇を抑制することができ、夏季の空調の使用量等を削減することによって、温室効果ガス排出量の抑制に貢献することができます。

市役所では、水道局庁舎において屋上緑化を西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所及び第3庁舎において、壁面緑化を導入しました。



図 8-12 壁面緑化の導入状況(西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所)

(3)普及啓発活動

流山市環境基本計画では、本市が目指す循環型社会のまちづくりのための取組として、5R運動を位置づけ、市民のみなさんへの普及啓発活動を進めています。

また、小冊子「えこらいふ」を発行し、路上喫煙の防止や野外でのごみの焼却の禁止、動物の正しい飼い方、温暖化対策のためのエコアクションなどについて啓発を行いました。

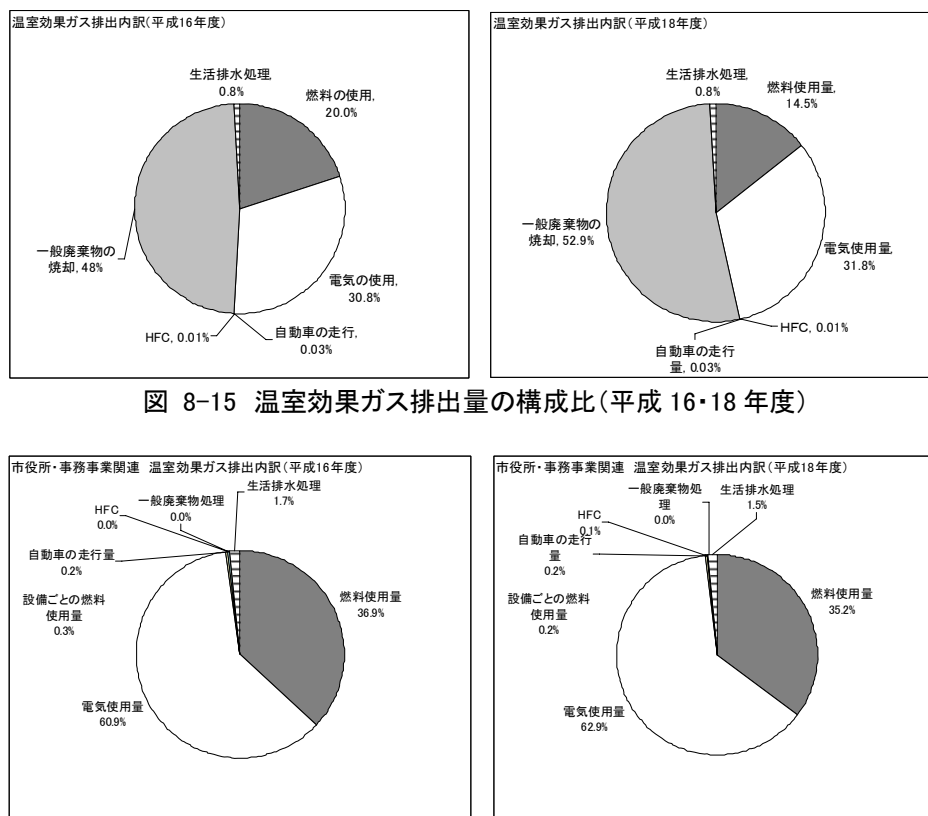


図 8-13 5R運動普及啓発チラシ



図 8-14 小冊子「ながれやまエコ・チェックノート(小学生・親子向け)」

(4)庁舎等からの温室効果ガス



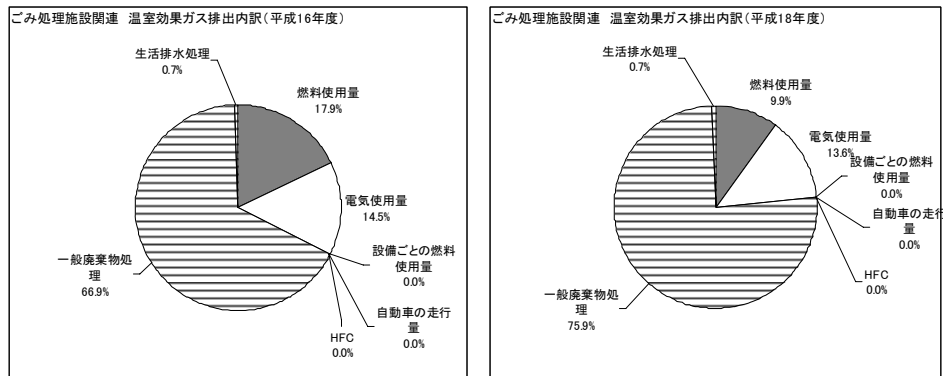


図 8-17 ごみ処理施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・18 年度)

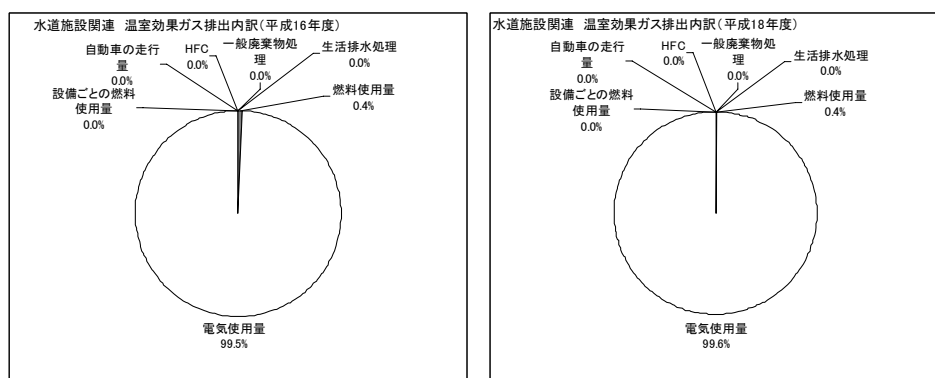


図 8-18 水道施設関連温室効果ガス排出量の構成比(平成 16・18 年度)

(5)事業者における環境配慮チェックシートの提出

事業者における環境への取組を促進させるため、流山市開発指導要綱第 8 条に関連付け、大規模な事業については事前に市に取組内容を届出る、事業者における環境配慮チェックシートの運用を 18 年 6 月から開始しました。

これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を実践していただくもので、18 年度における事業者からの提出件数は次のとおりです。

表 8-55 事業者における環境配慮チェックシート提出件数(平成 18 年度)

種別	件数
農業系	—
住宅系	13
製造系	—
運輸系	—
小売・卸売・飲食・サービス系	6
共通(上記以外のもの)	—
合計	19

(6)アクションプログラムの取組状況

アクションプログラムに定めた取組の実施状況を四半期ごとに確認しています。この表は年間の実施状況の割合(%)を示しています。

表 8-56 市役所アクションプログラムに定めた取組の平成 18 年度の実施状況

単位: (%)

	企画部	総務部	財政部	市民生活部	保健福祉部	経済部	環境部	都市計画部	都市整備部	土木部	会計課	水道局	議会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	学校教育部	生涯学習部	消防本部	市役所平均
照明機器に係る取組																				
◇ 昼休み中、業務を行っていない箇所の消灯	89.3	95.8	99.5	96.1	91.4	98.4	98.9	90.8	84.8	96.8	100.0	89.2	93.3	95.0	100.0	100.0	94.6	100.0	99.0	95.4
◇ 残業時、業務を行っていない箇所の消灯	95.1	95.8	100.0	97.4	96.4	100.0	94.8	82.5	89.4	100.0	100.0	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0	94.7	100.0	99.6	97.0
空調機器に係る取組																				
◇ 適温励行(冷房 28℃、暖房 20℃)	98.7	81.8	100.0	100.0	92.5	100.0	87.7	-	100.0	100.0	100.0	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	81.3	99.5	95.6	96.4
待機時消費電力の削減																				
◇ OA機器等不必要時のスイッチオフ	81.2	87.5	97.8	74.9	82.7	99.4	73.3	54.5	81.3	59.0	100.0	67.3	80.0	92.5	100.0	100.0	88.5	100.0	86.2	84.5
省エネルギー型のワークスタイル																				
◇ ノー残業デーの推進	93.2	86.8	87.9	88.3	78.5	73.6	94.3	66.1	78.0	87.4	100.0	73.4	83.8	98.0	100.0	100.0	88.8	96.9	97.0	88.0
◇ 階段の利用(上り3階、下り4階)	91.7	94.6	99.9	92.4	94.6	100.0	99.3	94.7	92.3	100.0	100.0	96.8	93.0	97.5	100.0	100.0	99.0	89.0	100.0	96.6
コピー、印刷枚数の削減																				
◇ 両面コピーの徹底	82.6	79.4	95.1	68.1	75.4	94.0	94.8	85.3	82.3	83.9	100.0	60.9	81.7	96.7	100.0	100.0	72.0	89.7	95.6	86.2
◇ 作成部数の適正化	89.9	93.8	97.7	86.7	91.8	100.0	98.8	84.4	95.0	100.0	100.0	98.0	100.0	100.0	100.0	100.0	89.3	99.1	99.1	96.0
水使用量の抑制																				
◇ 使用中は水を出しっぱなしにしない	98.1	94.8	100.0	97.3	94.8	100.0	99.6	92.3	98.4	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	100.0	98.9	98.6
エコドライブの推進																				
◇ 近距離の自転車利用推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
◇ アイドリングストップの実施	98.5	83.5	99.0	92.3	90.7	100.0	99.3	76.9	97.8	88.8	-	96.1	77.0	100.0	100.0	100.0	95.4	100.0	100.0	94.2
廃棄物の削減とリサイクルの推進																				
◇ 資源回収ボックスによる分別収集推進	90.8	100.0	99.9	100.0	96.5	100.0	87.9	90.9	99.3	100.0	100.0	95.7	100.0	100.0	100.0	100.0	98.3	100.0	98.6	97.8
◇ 不要文書のリサイクル徹底	95.3	100.0	99.4	97.4	93.4	94.1	87.5	80.8	97.0	100.0	100.0	95.7	100.0	100.0	100.0	100.0	93.1	100.0	100.0	96.5

備考)近距離の自転車利用推進に関する取組については、当面実施できないものとして取り扱っています。

9)環境関連条例

(1)流山市環境基本条例

平成 13 年 7 月 2 日条例第 22 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 8 条―第 16 条）

第 3 章 市民参加の推進（第 17 条―第 19 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 20 条）

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等（第 21 条―第 23 条）

附則

流山は、首都圏内に位置し、緑豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知を受け継ぎながら、清潔な環境の備わった都市へと着実に発展を遂げてきた。

これまでの発展により、物質的な豊かさは得たものの、一部の自然は減少し、反対に廃棄物は増加しつつあるなどの環境問題が生じてきている。

今日の環境問題は、地球規模へと拡大し、かけがえのない人類の生存基盤をも脅かそうとするまでになっている。

恵みある良好な環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で基本的な権利であり、人と自然が共生できるようなおいのある環境を次世代へ継承していくことは、平和な繁栄を続けるための義務である。

今こそ、市、市民及び事業者は、それぞれ協力関係のもとに、国際的視野を持って、環境の保全及び創造のため積極的な行動に努め、その実現はそれぞれの共通の課題であることを再確認し、認識を新たに環境への負荷の低減に努め、持続的発展の可能な循環型社会への移行を図っていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造に向けた基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境を将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- (2) 社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する

行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

(3) 環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、歴史等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

(4) 地球環境保全は、人類の共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり環境の保全上の支障を防止するため、その日常において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに自然環境を適正に保全するため、自ら必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年度、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、流山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるように努めなければならない。

（環境の保全に関する協定の締結）

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

（誘導的措置等）

第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設整備その他の適切な措置を執るよう誘導することができる。

2 市は前項の規定により、適切な措置を執るよう誘導した場合において、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進）

第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第15条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第16条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民参加の推進

（市民の意見の反映）

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、施策のあり方等についての提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する学習の推進）

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深められるよう、学習の機会、教材としての資料の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第20条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

（市民及び事業者の協力）

第21条 市は、市民及び事業者との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第22条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力し

て、その推進を図るものとする。

（施策の調整合体の整備等）

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市、市民及び事業者がそれぞれ自主的に活動できるよう総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)流山市公害防止条例

昭和47年6月20日条例第21号

最終改正：平成13年7月2日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公害防止に関する責務（第3条―第5条）

第3章 公害の防止に関する基本的施策（第6条―第8条）

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等（第9条―第14条）

第2節 特定施設及び特定作業の規制（第15条―第24条）

第3節 特定建設作業の規制（第25条・第26条）

第4節 拡声機使用等の規制（第27条―第30条）

第5章 雑則（第31条―第34条）

第6章 罰則（第35条―第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 事業活動その他の人の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(2) ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの

(3) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

(4) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。

(5) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械又は施設であって規則で定めるものをいう。

(6) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定

めるものをいう。

(7) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。

(8) 規制基準 特定施設、特定作業及び特定建設作業から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度（地下水位の著しい低下及び地盤の沈下にあつては、これらを発生させる方法の許容限度）をいう。

第2章 公害防止に関する責務

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

（市の責務）

第4条 市は公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第3章 公害の防止に関する基本的施策

（地域開発等における公害防止の配慮）

第6条 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

（他の地方公共団体との協力）

第7条 市長は、他の地方公共団体に協力を求め、公害の発生原因、発生状況等についての監視、調査及び研究等を共同して行うよう努めるとともに、他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

2 市長は、公害を防止するうえにおいて、千葉県の措置が必要であると認めるときは、千葉県知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

（知識の普及等）

第8条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等

（規制基準の制定）

第9条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は前項の規定により規制基準を定めようとするときは、流山市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

また、これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第10条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

（規制基準の定めがない公害の措置）

第11条 市長は、第9条の規定による規制基準の定めがないばい煙等により、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、公害を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（ばい煙等の量等の測定）

第12条 特定施設を設置している者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事故時における措置）

第 13 条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（異常気象等の発生時における措置）

第 14 条 市長は、濃霧の発生、異常渇水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

（特定施設の設置の届出）

第 15 条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の防止又は処理の方法（以下「ばい煙等の防止方法」という。）
- (7) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（特定作業の実施の届出）

第 16 条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の防止方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（経過措置）

第 17 条 一の施設が特定施設となった際現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、それぞれ第 15 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 第 15 条第 2 項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第 2 項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

（構造等の変更等の届出）

第 18 条 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで又は第 16 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 15 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特

定施設若しくは特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第15条第2項の規定は第1項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第16条第2項の規定は第1項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

（計画変更命令等）

第19条 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、その届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、騒音又は振動に係る第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

- 3 前2項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第20条 第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第15条第1項、第16条第1項又は第18条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（承継）

第21条 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設（以下「特定施設等」という。）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る工場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

第22条 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。

- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。

- 4 市長は、第19条第2項又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。

- 5 第1項の規定は、第13条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に

必要と認められる期間内は適用しない。

- 6 第1項から第4項までの規定は、第17条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第18条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

第23条 削除

（改善措置の届出）

第24条 第22条第1項、第3項又は第4項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

第3節 特定建設作業の規制

（特定建設作業の実施の届出）

第25条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第26条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 拡声機使用等の規制

（拡声機の使用の制限）

第27条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

（深夜騒音に係る営業時間の制限命令等）

第28条 市長は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音（音響機器音、楽器音、その他客の出入に伴う騒音を含む。以下この項において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

2 第24条の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（屋外燃焼行為の禁止）

第29条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最少限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

（警告及び命令）

第30条 市長は、第27条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第5章 雑則

（報告の徴収）

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出若しくは飛散の状況又はばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

（立入検査）

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿書類又はばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（苦情の相談）

第33条 市に公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応ずるものとする。

（規則への委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（罰則）

第35条 第19条第1項又は第22条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第36条 第15条第1項、第16条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第26条第2項、第28条第1項、若しくは第30条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第13条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第20条第1項の規定に違反した者
- (4) 第31条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第32条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から6月以内において規則で定める日から施行する。（昭和47年8月規則第22号で、同47年10月1日から施行）

(経過措置)

- 2 千葉県公害防止条例(昭和45年千葉県条例第4号。以下「県条例」という。)の規定に基づいてなされた届出、勧告、命令、調査その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。この条例の施行の際現になされている届出、勧告、命令、調査その他の行為も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に県条例第2条第6号の特定建設作業が行われているときは、当該特定建設作業が終了するまでの間、県条例第29条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に県条例第25条第6項の規定により同条第1項から第4項までの規定を適用しないこととされている特定施設等については、この条例の第22条第1項から第4項までの規定は、この条例の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの条例の施行の日から6月間(当該特定施設等が規則で定めるものである場合にあっては、1年間)のいずれか短い期間は、適用しない。

附 則(昭和53年10月2日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第7号、第19条第1項及び第2項、第20条第1項、第22条第1項及び第3項及び第4項及び第6項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定(「騒音」の次に「又は振動」を加える部分をいう。)は、公布の日から6月以内において規則で定める日から施行する。(昭和54年3月規則第1号で、同54年4月1日から施行)

附 則(平成6年12月21日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年10月1日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月2日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3)流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年3月30日条例第12号

最終改正：平成16年3月26日

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、再利用を図るとともに、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、前項の実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

（廃棄物対策審議会）

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）住民を代表する者

（3）関係団体を代表する者

（4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

6 特別委員の任期は、市長が委嘱した日から当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

（市が行う廃棄物の減量）

第9条 市は、廃棄物の処理施設において資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

（資源回収業者等への協力要請及び支援）

第10条 市は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を要請するとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

（事業者が行う廃棄物の減量）

第11条 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適正包装等）

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

（市民が行う廃棄物の減量）

第13条 市民は、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（家庭廃棄物の処理）

第14条 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（土地占有者等の義務）

第15条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者又は居住者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、家庭廃棄物を集積する所定の場所（以下「集積場所」という。）に排出すること等により、市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生することのないようその清潔の保持に努めなければならない。

（排出規制）

第16条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（改善勧告）

第17条 市長は、占有者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（事業系廃棄物の処理）

第18条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

第19条 削除

（運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物）

第20条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

（多量排出事業者の義務）

第21条 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（改善勧告）

第22条 市長は、多量排出事業者が前条第1項又は第2項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第23条 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理

由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第24条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第22条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、[別表第1](#)に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理)

第26条 法第10条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物を指定するものとし、当該指定をしたときはその旨を告示するものとする。

3 前項の場合において、事業者は、第1項に規定する産業廃棄物の処理を市に依頼しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物処理費用)

第27条 前条の規定により市が産業廃棄物を処理した場合に徴収する費用は、[別表第2](#)に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可)

第28条 法第7条第1項若しくは第4項に規定する一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を行おうとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第29条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が法令に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る者に対し、許可証を交付の上、許可するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請等手数料)

第30条 第28条第1項の規定により許可を受けようとする者若しくは同条第2項の規定により変更の許可を受けようとする者又は前条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(地域の清潔の保持)

第31条 占有者は、土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な地域環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第32条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は所定の場所に収容することにより、その清潔の保持に努めなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

3 前項の場合において、当該公共の場所の管理者は、廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(空き地の管理)

第33条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第34条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

(投棄の禁止)

第35条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図ること等必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成9年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成9年4月分の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日条例第12号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第27号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第25条関係）

一般廃棄物処理手数料

種類	区分		手数料
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 315.00 円
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、 駅、学校その他人員の一定しない建築物 及び簡易水洗便所を設置している建築物 等)	36 リットルにつき	315.00 円
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第28条第1項の規定により 浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長 の指定する場所へ搬入するとき		1,800 リットルにつき 420.00 円
汚泥	1立方メートルにつき		7,350.00 円
動物の死体	自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき	事業者	1体につき 3,150.00 円
		事業者以外の者	1体につき 1,050.00 円
	市が収集し、運搬し、及び処分するとき		1体につき 3,150.00 円
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		1キログラムにつき 15.75 円
	粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分 するとき		1点につき 1,050.00 円
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する 場所へ搬入するとき		1キログラムにつき 15.75 円
	事業系一般廃棄物を第28条第1項の規 定により一般廃棄物収集運搬業の許可を 受けた者が市長の指定する場所へ搬入す るとき		1キログラムにつき 15.75 円

備考 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超える部分については、従量制とする。

2 この表において「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている粗大ごみをいう。

別表第2（第27条関係）

(省 略)

9 流山市の概要

1) 市の情報

千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から 30km 圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和 42 年に市制施行となり、人口 15 万人を超える中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりましたが、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、現在では JR 常磐線、東武野田線、JR 武蔵野線、総武流山線の鉄道沿線に市街地が形成されています。

さらに、平成 17 年 8 月に開業したつくばエクスプレスの沿線整備により、流山おおたかの森駅周辺には大型商業施設や高層マンションが建設されており、新しい市街地の形成が見込まれ、さらなる発展が期待されています。

表 9-1 市の概要

面 積	35.28km ²	
市 制 施 行	昭和 42 年	
市 の 木	つげ	
市 の 花	つつじ	
姉 妹 都 市	福島県相馬市 長野県信濃町	

2) 市役所の情報

流山市の市役所は、市域の中央部やや西よりにあります。

市長などの特別職を含めた職員数は、1,073 人となっています。

◆ 市役所の概要 (平成 18 年度末現在)	
位 置	千葉県流山市平和台 1 丁目 1-1
職 員 数	1,073 人
施設延べ床面積	283,405.23m ²
車 の 保 有 台 数	223 台

3) 人口と世帯

表 9-2 本市の人口と世帯数

単位:人

年度	住民基本台帳 ①	世帯数(世帯) ②	世帯人員 ①/②	外国人登録 ④	人口 ①+④
平成 8	145,881	50,573	2.88	938	146,819
平成 9	146,959	51,502	2.85	1,009	147,968
平成 10	148,262	52,579	2.82	1,063	149,325
平成 11	149,287	53,724	2.78	1,099	150,386
平成 12	149,480	54,452	2.75	1,238	150,718
平成 13	150,414	55,599	2.71	1,395	151,809
平成 14	150,703	56,402	2.67	1,477	152,180
平成 15	150,706	57,090	2.64	1,589	152,295
平成 16	150,910	57,844	2.61	1,539	152,449
平成 17	152,791	59,403	2.57	1,544	154,335
平成 18	154,196	60,714	2.54	1,583	155,779

各年度末人口

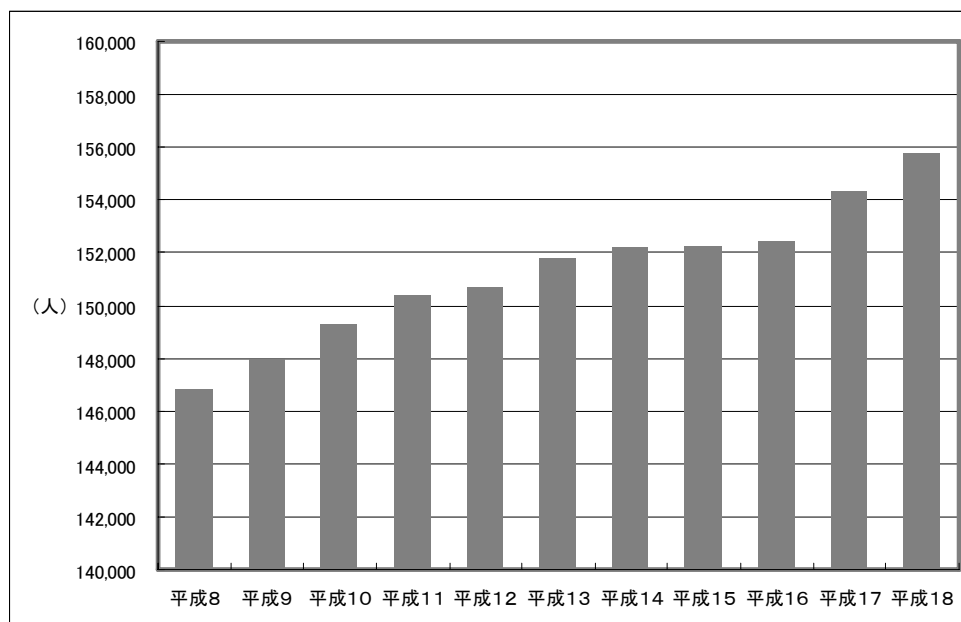


図 9-1 本市の人口の推移

4) 環境に係る組織と体制

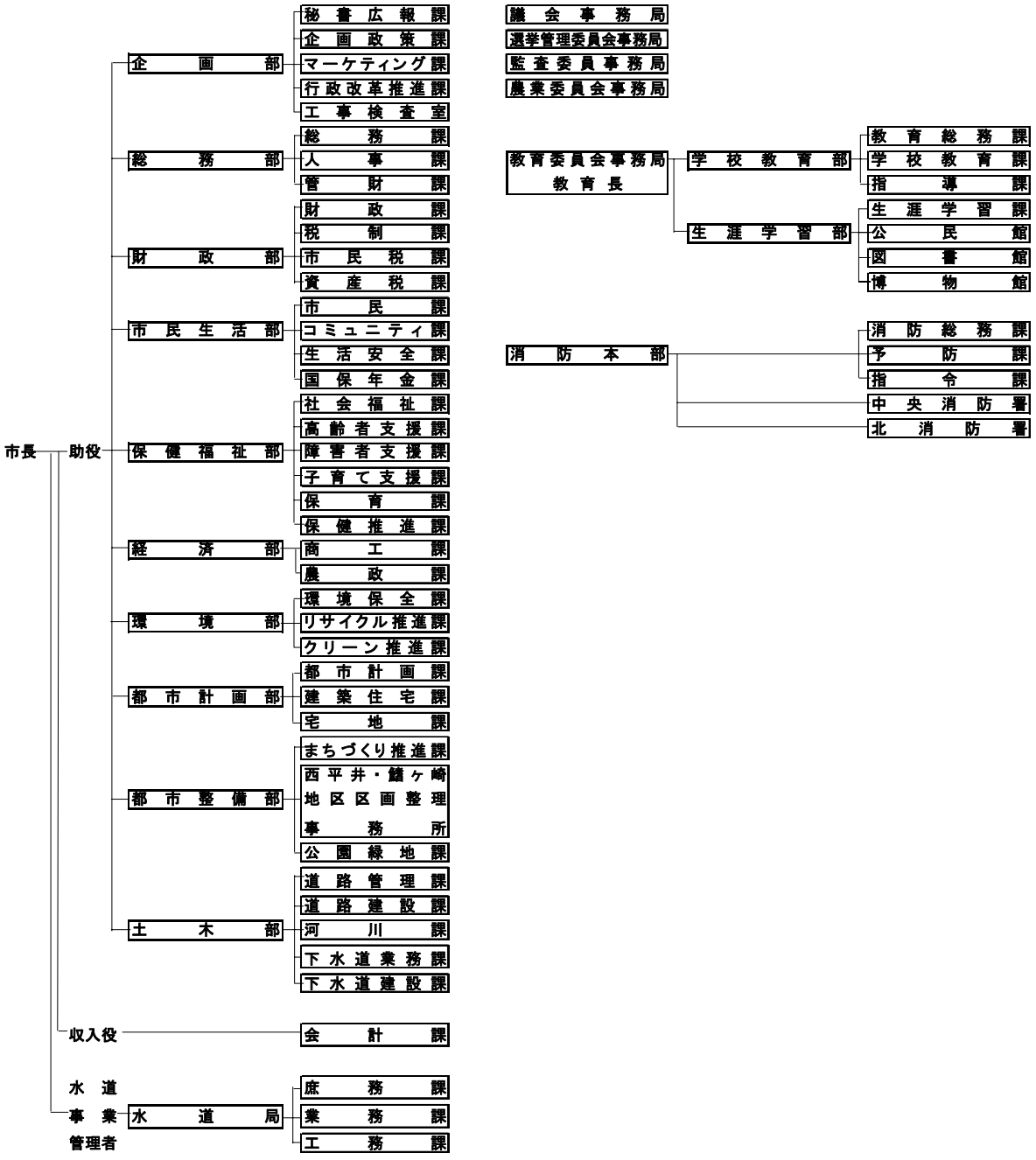


図 9-2 本市の行政機構図

表 9-3 環境に係る組織の事務分掌

課	係	事務分掌
環境政策課	環境政策係	1 環境政策の総合的企画及び調整に関する事。 2 環境基本計画に関する事。 3 環境審議会に関する事。 4 自然環境の保全に関する事。 5 環境保全思想の普及啓発に関する事。 6 環境保全団体の育成に関する事。 7 環境保全の推進及び指導に関する事。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関する事。 9 課及び環境部の庶務に関する事。
	環境保全係	1 そ族及び病虫害(稲作等を除く)の予防に関する事。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関する事。 3 消毒機械器具の管理に関する事。 4 墓地等及び改葬に関する事。 5 クリーン作戦に関する事。 6 青草等の除去促進に関する事。 7 不法投棄の防止強化に関する事。 8 埋立等による環境の障害防止に関する事。 9 浄化槽の管理指導に関する事。 10 浄化槽に係る補助金に関する事。 11 公害調査に関する事。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関する事。 13 公害発生源の規制に関する事。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関する事。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関する事。 16 その他環境保全及び公害に関する事。
リサイクル推進課	リサイクル係	1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関する事。 2 一般廃棄物処理基本計画に関する事。 3 廃棄物対策審議会に関する事。 4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関する事。 5 リサイクル団体の育成に関する事。 6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関する事。 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。 8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。 9 清掃施設周辺の環境保全対策に関する事。 10 課の庶務に関する事。
	施設係	1 施設整備計画に関する事。 2 一般廃棄物処理施設の建設費に関する事。 3 一般廃棄物処理施設の建設に関する事。
クリーン推進課	管理係	1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関する事。 2 ごみの処分にに関する事。 3 ごみ処理機器の維持管理に関する事。 4 ごみ処理機器の運転管理に関する事。 5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関する事。 6 その他他の所管に属さない清掃事務に関する事。 7 課の庶務に関する事。
	クリーン1係	1 ごみの収集及び運搬に関する事。 2 ごみ集積所に関する事。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分にに関する事。 4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関する事。 5 ごみ搬出の指導及び啓発に関する事。 6 その他ごみ処理の実施に関する事。
	クリーン2係	1 し尿及び汚泥の収集、運搬、処理及び処分にに関する事。 2 し尿処理施設の運転管理に関する事。 3 し尿及び汚泥の処理手数料に関する事。 4 し尿処理施設及びし尿処理関連施設の維持管理に関する事。 5 し尿処理施設からの放流水の水質保全に関する事。 6 その他し尿及び汚泥処理の実施に関する事。

表 9-4 環境に係る人員の配置

職名	環境部	環境政策課			リサイクル推進課			クリーン推進課				合計
			環境政策係	環境保全係		リサイクル係	施設整備		管理係	クリーン1係	クリーン2係	
部長	1											1
次長	1											1
課長		1			1			(1)				2
課長補佐		1			2			1				4
係長			1	1		1	(1)		(1)	1	1	5
主査			2	3		1	2		1	1	1	11
副主査						2			1			3
主任主事						1						1
主任技師									1			1
主事												0
技師							1		1			2
事務員										1		1
小計	2	1	3	4	3	5	3	2	4	3	2	32
工場長・場長									1		1	2
副工場長									1			1
主任機械管理員									6		5	11
機械管理員									10		1	11
小計									18		7	25
合計	2	1	3	4	3	5	3	2	22	3	9	57

平成 19 年版 流山市環境白書

平成 19 年 12 月

〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083 (直通)

FAX 04-7150-2862

E-mail : kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>
